

コメントの概要及びコメントに対する証券取引等監視委員会の考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	全体	<p>金融商品取引法の適用対象外の顧客（店頭デリバティブ取引における適格機関投資家や資本金10億円以上の株式会社）については、本マニュアルの対象外という理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。（政令第1条の8の3第1項第2号）</p>
2	全体	<p>登録金融機関に対する本件マニュアルの適用範囲（適用項目）を明確にしてほしい。本件マニュアルの内容は、登録金融機関が適用される「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」の内容と重複する部分も多いが、完全に平仄が合っている訳ではないため、実際の検査に際してはどちらの内容を適用すべきか混乱を招く可能性がある。実際に検査を行う際の効率性を高めるためにも、登録金融機関に対する本件マニュアルの適用範囲を具体的に明示してほしい。例えば、経営管理態勢、法令等遵守態勢、監査態勢、危機管理態勢、リスク管理態勢等については既に金融検査マニュアルにおいて全体の確認を行うこととされているため、本マニュアルにおいては金融商品取引業に関する部分が適用対象となる、との理解でよいか。</p>	<p>金融商品取引業者等検査マニュアル（以下「本検査マニュアル」という。）に記載した確認項目は、ご指摘のとおり、金融検査マニュアルと重複する確認項目も多いものと思われます。</p> <p>登録金融機関については、有価証券等管理業務等を営むことから、定義等（P8）において「第一種金融商品取引業者の確認項目を準用する」としておりましたが、金融商品取引法（以下「金商法」という。）上の財務規制等が課されていないなど、全ての確認項目が当てはまるものではありません。また、記載したとおりの管理態勢等の整備を求めるものではなく、ご質問のとおり、基本的には、金融商品取引業に関する部分が中心になるものと思います。</p> <p>なお、投資助言・代理業を営む登録金融機関及び投資運用業を営む登録金融機関（信託業務を兼営する金融機関）も対象となるため、定義等（P8）の(4)中「第一種金融商品取引業者の確認項目」を</p>

				「その営む業務に相当する業種に係る確認項目」に修正することとします。
3	全体		登録金融機関としての取扱業務には、従来の証券業務（国債・投信の窓販等）や、現行の信託契約代理業のうち金商法に移行する部分（信託業法2条8項参照）の業務を金融機関が取扱う場合も含まれるが、それらについても、本件マニュアルが適用され、証券取引等監視委員会による検査が行われるのか、確認したい。「金融検査マニュアル」にも、証券関係業務に関する記載があるが、この部分は今後も存続して金融庁による検査が行われるのか、確認したい。	証券監視委の検査権限は、金商法に基づく検査権限であるため、同法の規制対象となる業務等に関し、本検査マニュアルを活用して検査を実施することとなります。なお、金融庁の検査につきましては、金融庁の検査権限の範囲内で適切に行われるものと理解しておりますが、金融検査マニュアルの適用範囲につきましては、証券監視委がお答えできるものではないことをご理解願います。
4	全体		信託契約代理業のうち金商法に移行する部分（信託業法2条8項）を取り扱う金融機関以外の信託会社は「第二種金融商品取引業者」に該当すると考えられるが、これについても本件マニュアルにより検査が行われると理解して良いか。	証券監視委の検査権限は、金商法に基づく検査権限であるため、同法の規制対象となる業務等に関し、本検査マニュアルを活用して検査を実施することとなります。
5	全体		信託兼営金融機関が投資助言・代理業務や投資運用業を行う場合も本件マニュアルが適用され、また、その他の金融機関が投資顧問契約締結の代理・媒介を行う場合（ラップ口座等）も同様に適用対象となると理解してよいか。	証券監視委の検査権限は、金商法に基づく検査権限であるため、同法の規制対象となる業務等に関し、本検査マニュアルを活用して検査を実施することとなります。
6	全体		信託業法24条の2により金商法が準用される「特定信託契約」の引受けに対しては、本件マニュアルは	そのようなご理解で結構です。証券監視委による検査対象の範囲外と考えられます。

			適用されないと理解してよいか。	
7	全体		銀行法により金商法が準用される「特定預金等」に対しては、本件マニュアルは適用されないと理解してよいか。また、適用される場合は具体的にどの項目で確認することとなるのか確認したい。	そのようなご理解で結構です。証券監視委による検査対象の範囲外と考えられます。
8	全体		「Ⅰ 基本的考え方」の最終段落に記述されているように、検査マニュアルが対象とする業者の範囲は会社法上の大会社から個人業者まで広範に亘ること、また業務の実態も様々であることから、確認項目（例：社内規程整備、内部者管理担当者の設置および役割、広告審査担当者の設置、顧客情報の管理、本人確認等、外部委託業務の管理、危機管理態勢等）の適用に当たっては、検査対象業者の業容及び規模に応じた取扱いとしてほしい。	本検査マニュアルに記載したとおり、各項目を機械的、画一的に検証するものではなく、検査対象先の業務内容等を把握した上で、これに適合した効率的かつ効果的な検証を行うこととしております。
9	全体		金融商品取引法（以下「金商法」という。）施行に伴う規制の横断化の中においても、相対契約に基づく投資一任業務と附合契約に基づく投資信託委託業務との間には、業務特性の相異が明らかに存在することに鑑み、検査のため確認項目を活用する際には、機械的・画一的な取扱いではなく、業務の実態に即した対応が求められる旨をⅡ－１－５態勢編・投資運用業者（P 6 7）およびⅡ－２－５業務編・投資運用業者（P 1 2 6）の冒頭に記載して頂きた	基本的考え方（P7）及び検査マニュアル前書き（P8）に明記しており、機械的・画一的な検証は行わないこととしております。

			い。	
10	全体		<p>本マニュアル案に掲げられた部門等については、当該金融商品取引業者の規模等に応じ、すべてを部門として設置しなくてはならないわけではなく、担当者を配置する等の対応でよいか確認したい。また、特に、投資運用業の場合、リスク管理部門、運用リスク管理部門において、役職員が兼任・兼務すること、リスク管理部門、運用リスク管理部門と内部管理部門が兼任・兼務することも差し支えない点、確認したい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ただし、一般論として、各業者が構築する管理態勢が合理的なものであり、部門を設置することと同様の効果が得られる必要があるものと考えております。</p>
11	全体		<p>マニュアル(案)の検査対象先として、「金融商品取引業者(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業)、登録金融機関及び投資法人」を対象としていると記載されているが、適格機関投資家等特例業務届出者については対象外ということか。マニュアル(案)は「すべてのファンド」が対象である旨、一部報道があったが、適格機関投資家等特例業務届出者が検査の対象である場合、どのように対応するのか。</p>	<p>一部報道がありました「全てのファンド」との表現は適当とは思われませんが、適格機関投資家等特例業務届出者(金商法第63条第1項第2号に規定する運用を行う者)に対しても、証券監視委に検査権限が付与されております。ご指摘を踏まえ、定義等(P10)に、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査に際しては、投資運用業者に対する確認項目を参考として実施する旨を追加することとします。</p>
12	全体		<p>ベンチャーキャピタルにおいては、出資者の勧誘も行なう部門(マニュアル(案)において、第二種金融商品取引業における営業部門に当るものと考えられる)が、投資活動(マニュアル(案)において、投資運</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。</p>

		<p>用業における投資運用部門に当るものと考えられる)を行なうことが一般的と思うがどうか。</p> <p>マニュアル案には、リスク管理部門と投資運用部門との分離を項目とする箇所がある(例えば「運用リスクを管理する部門を、例えば、投資運用部門及び管理部門から独立させることなどにより相互牽制機能を確保しているか」(81頁⑥))。</p>	<p>ん。ただし、勧誘部門と運用部門が同一であることにより適切な勧誘又は運用の妨げとなる弊害が生じるおそれがある場合(利益相反等)には、公益又は投資者保護の観点から両部門を分離するなど、牽制機能が働く体制が構築されている必要があるものと思います。</p>
13	全体	<p>ベンチャーキャピタルによっては、社員教育の一環で、当初の投資担当が一貫して投資先の担当を受け持つ、「担当者一貫制の方針」をとり、フロント(投資業務やファンド勧誘業務)から、ミドルまたはバックオフィスに部署異動しても、投資担当者として変わらずに担い続けるという企業もあるが、投資担当者あるいはファンド勧誘担当者は内部管理者等の他の業務を兼任できないのか。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ただし、一般論として、各業者が構築する管理態勢が合理的なものであり、部門を設置することと同様の効果が得られる必要があるものと考えております。</p>
14	全体	<p>従来の縦割りの検査マニュアルを金融商品取引業者の検査マニュアルとしたために、項目が網羅的で、踏み込んだ内容となっていないきらいがある。投資運用業については、ディスクロージャー関係等を中心に、検査マニュアルとして手薄な感じがする。また、内部管理担当者に関する項目が共通編に入っているが、証券会社以外にはあてはまらないと思料。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、前書き(P8)に記載しましたとおり、「検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。」としております。また、本検査マニュアルでは、内部管理</p>

				<p>をリスク管理から切り離して定義付けておりますが、一般に、証券会社以外の各業者においても、管理態勢の機能の中に内部管理が含まれるものと考えております。</p>
15	全体		<p>本検査マニュアルは、金融検査マニュアルとはその形式面が異なるだけでなく、思想を異にするように思われる記載が多数見受けられるが、例えば、金融検査マニュアルにおけるPDCAサイクルの発想を導入しなかったのは、態勢面に対する検証の方法が預金受入金融機関と異なるためか。特に金融商品取引法第51条が新設されたこととの関係について説明されたい。</p>	<p>PDCAサイクルは、各業者において、方針の策定⇒規程・組織体制の整備⇒評価⇒改善活動といった一連の流れが確立しているかを確認するものと理解しており、本検査マニュアルにおいても、基本的には、同様の考え方に基づいた確認項目を記載しております。</p> <p>特に、今回の改定に当たっては、内部監査業務に関する確認項目を充実して記載しており、各業者における取組み状況が把握できる内容であると考えております。</p>
16	全体		<p>登録金融機関については「内部管理部門」を新たに設置する必要があるとの趣旨か、それとも金融検査マニュアルに記載のある「コンプライアンス統括部門」や「顧客説明管理責任者」「顧客サポート等管理責任者」「顧客情報管理責任者」等による管理でも足りるとの趣旨が明らかにされたい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。また、本検査マニュアルでは、内部管理をリスク管理から切り離して定義付けておりますが、一般に、登録金融機関においても、管理態勢の機能の中に内部管理が含まれるものと考えております。</p>

17	全体		<p>金融商品取引業者等検査マニュアル（案）において、「経営陣」という用語を使用されているが、「経営陣」の機能はガバナンス、業務執行、及び監査に分離しているため、これに該当する用語に訂正されるべきではないか。</p>	<p>ご質問の趣旨を必ずしも理解しているものではありませんが、本検査マニュアルで使用する「経営陣」という用語は、法人の役員や個人で業務を営む者を総称したものであります。</p>
18	全体		<p>冒頭に金融商品業者等のあるべき姿を述べられており、その前段階に金融商品取引法51条の発動を示唆されている。つまり、このあるべき姿から大きく逸脱するようであれば、業務改善命令の発動もやむなしということと理解するがそれでよいのか。そうであれば、これはもはや「検査官の手引書」や社内チェックの「参考資料」とどまるものではなく行動規範そのものであると考えられる。実際の検査では個別項目ごとにチェックを受け、評点が低ければ指摘を受けたり、行政処分勧告を受けたりするのだろうか。検査官の手引書という誤魔化ではなく、業務改善命令の発動要件となりえる個別点検項目集だとはっきり打ち出した方が予見性の観点からもスッキリするのではないか。</p>	<p>金融商品取引業者等のあるべき姿（以下「あるべき姿」という。）は、金商法第51条の適用を検討する際に一定のガイドラインが必要と考え、IOSCOの原則や金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）に基づき整理したものです。しかしながら、これらの項目は、法第51条の発動要件である「公益又は投資者保護のため必要かつ適当」と判断するために有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではなく、また「個別項目毎にチェックを受け、評点が低ければ指摘を受けたり、行政処分勧告を受けたりする」ものではありません。</p>
19	全体		<p>全体のタイトルが「金融商品取引業者等検査マニュアル」とある一方で、第Ⅱ編のタイトルをそれと同名としているが、異なるものとしてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「Ⅱ」のタイトルを「確認項目」に修正します。</p>

20	全体	<p>ナンバリングがわかりずらいため、以下のようにしてはどうか。</p> <p>序編：基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 背景 2. 証券監視・・・ 3. 検査マニュアル <p>本論：検査用チェックリスト（ないし「検査用チェック項目」とされても良い。）</p> <p>I 態勢編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共通項目 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営管理態勢 <ol style="list-style-type: none"> ① 相互牽制機能 ② 経営方針等 ③ (2) 法令等遵守態勢 <ol style="list-style-type: none"> ① 経営陣の取組み ② 実践計画、行動規範 ③ (3) 内部管理態勢 <ol style="list-style-type: none"> ① 内部管理担当者等の設置（←部署ではないので「配置」とすべき。） (4) 監査態勢 2. 第一種金融商品取引業者用（←最後に「用」を 	<p>ご指摘のナンバリングについては、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。</p>
----	----	--	--

		<p>追記してはどうか。)</p> <p>(1) 以下は省略</p> <p>3. 第二種金融商品取引業者用</p> <p>4. 投資助言・代理業者用</p> <p>5. 投資運用業者用</p> <p>II 業務編</p> <p>1. 共通項目</p> <p>(1) 基本的態度に係る着眼事項</p> <p>(2) 内部管理</p> <p>① 基本的事項の検証</p> <p>② 勧誘状況の検証</p> <p>③ . . .</p> <p>(3) 顧客情報の管理</p> <p>(4) 本人確認等</p> <p>2. 第一種金融商品取引業者用</p> <p>(1) 以下は省略</p> <p>3. 第二種金融商品取引業者用</p> <p>以下は省略</p>	
21	全体	<p>章立てにおいて、「態勢編」と「業務編」とに大別しているが、解説を読む限り、後者は遂行される日常業務の適切性を点検する項目を記述する編としている。それなら、それに対置する編の名称はたとえば「業務基盤編」とか「業務インフラ編」として</p>	<p>ご指摘のタイトル等については、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。</p>

			<p>かどうか。</p>	
22	構成図		<p>「構成図」の箇所の記述について 当該ページの中央の「検査マニュアル（基本的考え方）」以下の箱の記載は、【目次】の番号表記における該当番号を項目名の前に付すと、より見やすく、参照しやすくなるのではないか。</p> <p>I 態勢編 II 業務編</p> <p>さらに、「共通」、「第一種金融商品取引業者」などは「案」では縦書きであるが、以下のとおり、横書きにしてそれぞれの下に並べて記述してはどうか。</p> <p>I 態勢編 1. 共通用（目次の記載も「共通用」とされて、両者を統一されるのがベターではないか。） 2. 第一種金融商品取引業者用 3. 第二種金融商品取引業者用</p> <p>II 業務編 1. 共通用 2. 第一種金融商品取引業者用 3. 第二種金融商品取引業者用</p>	<p>ご指摘の表示方法等については、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。なお、印刷による段落のズレにつきましては修正します。</p>

			<p>なお、「自己資本規制関連リスク」について、現状案で印刷すると以下ようになる。</p> <p>自己資本規制関連リスク</p> <p>ク</p> <p>関連とリスクの間で切った方が良い。</p>	
23	基本的考え方	I-2	<p>本検査マニュアル上、[金融商品取引業者等のあるべき姿]の位置づけはどのようなものか。Ⅱの検査マニュアルにおける検証項目と同じ取扱いと考えてよいか。</p>	<p>あるべき姿は、金商法第51条の適用を検討する際に一定のガイドラインが必要と考え、IOSCOの原則や金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）に基づき整理したものです。しかしながら、これらの項目は、法第51条の発動要件である「公益又は投資者保護のため必要かつ適当」と判断するために有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。</p>
24	基本的考え方	I-2	<p>「法律第51条により、法令に違反しない場合でも、業務の方法の変更その他業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるようになる。」とあるが、勧告される限度・範囲の基準がわかるような例を具体的に示してほしい。</p>	<p>金商法第51条の適用については、あるべき姿に記載した態勢面の確認項目を踏まえ、個別事例ごとに法令に照らして実質的な判断を行うものと考えており、具体的な事例を掲げることは困難であることをご理解願います。</p>
25	基本的考え方	I-2. (1)～(6)	<p>個人が金融商品取引業者になる場合もあるが、この場合について(1)から(6)までの各態勢の項目が要請されるのか。仮に要請されるのであれば具体的対</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの</p>

			<p>応例を示されたい。特に投資助言業者には個人も含まれることから、共通編としての態勢の検証項目を設けるのではなく、それぞれの業態に即した形での態勢面の検証項目を設けるべきではないか。</p>	<p>の管理態勢等の構築を求めるものではありません。また、当該確認項目は、各業種において確認を要する可能性のある項目を記載しており、基本的考え方（P7）に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記しております。なお、必要な管理態勢等は、各業者の業務内容、組織、規模等により異なるものと理解しており、それぞれの特性等に応じた検査マニュアルの作成は困難であることをご理解願います。</p>
26	基本的考え方	I-2. (2)	<p>「法令等を担当する者に独立した権限を付与し、～必要に応じて外部監査等による評価を受ける等の態勢を整備する」との記載があるが、「外部監査等」とはどのようなものか。例えば、会計監査人（公認会計士）による監査なのか、親会社によるグループ監査なのか、具体的に示してほしい。また、内部監査態勢が整っていれば、外部監査態勢は必ずしも求められていないと考えてよいか確認したい。</p>	<p>外部監査等とは、当該金融商品取引業者内の者による監査以外の全ての監査を想定したものです。ただし、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が外部監査等による評価を求めるものではありません。なお、法令で外部監査が求められる事項もあると理解しており、一概に、内部監査態勢が整っていれば外部監査を受ける必要はないとは言えないと考えております。</p>
27	基本的考え方	I-2. (3)	<p>「内部管理を統括する者」と検査マニュアルにおいて用いられている「内部管理部門の責任者」は同義か。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、基本的考え方（P4）の「内部管理を統括する者」を「内部管理部門の責任者」に修正します。</p>

28	基本的考え方	I-2. (4)	<p>最初の対応例で「日々、正確なリスク算定を行うことにより・・・」となっているが、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針で「月末以外においては、・・・重要性の乏しいものについては、概算により把握することができる・・・」と概算による計算箇所もありうるので「業務編」における記述同様「適切に算定」に変更してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、基本的考え方（P4）の「日々、正確なリスク算定を行うことにより」を「リスクの算定を、日々、適切に行うことにより」に修正します。なお、業務編の記載項目は、重要性の乏しいものを念頭に置くものではなく、あくまで例示として一般的なリスク算定を記載するものであることをご理解願います。</p>
29	基本的考え方	I-2. (4)	<p>「金融コングロマリット」を構成するグループ化に伴い発生する特有のリスク」についての記載内容が不明瞭と考えられるため、記載内容を具体的にしたい。</p>	<p>いわゆる金融コングロマリットに関する検査は、金融コングロマリット監督指針に基づき、金融庁と適切な連携を図りながら実施するものであり、当該金融コングロマリット監督指針に記載されたリスク（同監督指針P5において、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合わせ販売行為の誘引の増大、グループ内のリスクの伝播、リスクの集中等を例示）を想定したものとご理解願います。</p>
30	基本的考え方	I-2. (5)	<p>「金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが企業価値の向上に資することを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである。」とされている。「企業価値の向上に資すること」というのは、上場企業の心構えとしてはともかく、金融商品取引</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「企業価値の向上に資すること」を「投資者の信頼保持に資するものであること」に修正します。</p>

			業者等のあるべき姿としてここで言及すべきことではないと思われる。たとえば、「投資者の信頼を獲得することであること」の方が適当ではないか。	
31	基本的考え方	I-2. (4)	企業グループの一員と位置づけられる金融商品取引業者のリスク管理態勢につき、証券会社としては、情報開示資料等をベースとしたグループ銀行のリスクを把握・管理する体制を整備することでよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものでありますが、Ⅱ-1-2-6(4)に記載したとおり、金融商品取引業者自らに与える影響等を認識し、自らのリスク管理に必要なグループ会社が抱えるリスクを把握・管理しているかを確認するための項目であることをご理解願います。
32	基本的考え方 態勢編 共通項目	I-2. (5) Ⅱ-1-1-4. (5)③ (6)⑥	他の部門から独立した内部監査部門の設置が困難な場合における監査役による監査の客観性を向上させる措置等について、事業規模に応じた合理的な判断に基づく各社の自主的な判断による考えでよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。
33	基本的考え方 態勢編 共通項目	I-2. (5) Ⅱ-1-1-4. (5)③ (6)⑥	通常の監査業務以外で金融商品取引業に関し特有用な重要事項があればご示してほしい。	「通常の監査業務」がどのようなものを想定しているのか必ずしも明確ではありませんが、各業者においては、法令上義務付けられている監査は勿論のこと、その営む全ての業務（金融商品取引業及びこれに付随する業務のほか、金商法上の公益又は投資者保護に影響を与え得る業務及び財

				産経理等の状況)について、内部監査部門等(重要な事項等に関する外部監査等を含む。)により、定期的又は随時に必要な確認、評価等が行われる必要があるものと理解しております。
34	基本的考 え方 態勢編 共通項目	I-2. (5) II-1-1-4. (5)③ (6)⑥	<p>金融商品取引業者に独立した内部監査部門を設置し、独立した権限を付与した場合において、当該内部監査部門の人的要件等として、以下の対応を図ることについて差し支えないか。</p> <p>(ア) 例えば、複数の金融商品取引業者を子会社等とする親会社等から、金融商品取引業者である各子会社等が内部監査責任者たる兼務・出向職員を各々受け入れ、当該出向者が各々の金融商品取引業者の内部監査を独立した立場で実施すること。</p> <p>(イ) 例えば、「独立した内部監査部門」を設置し、専任の内部監査責任者を置くが、当該内部監査部門が実際に内部監査を実施する際、業務を速やかにかつ効率的に実施するため、当該内部監査責任者はその業務量に応じ、自らの独立した指示監督権限のもとで他の管理部門の役職員を内部監査業務の実務補佐として指名できる旨規定すること。</p>	<p>監査業務の独立性は、当該監査業務の信頼性、実効性等を確保する上で重要なポイントであると理解しております。特に、被監査部門による不当な介入を防止し、公正な評価、適正な判断を下すことが金融商品取引業者自らの経営を健全かつ適正ならしめるものと考えております。</p> <p>ご質問の内容のみをもって、証券監視委が直ちにその適切性を示すことは困難ではありますが、いずれにせよ、各業者において、実質的に独立性が確保される工夫が講じられる必要があるものと考えております。</p>
35	基本的考 え方	I-2. (6)	業者が整備しておくべき対応について、より具体的な指針を示してしてもらいたい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものです。証券監視委が各業

				者の業務内容、組織、規模等を考慮し、それぞれの特性等に応じた検査マニュアルを作成することは困難であることをご理解願います。
36	基本的考え方	I-2. (6)	金融商品取引業者等が整備すべき危機管理態勢の具体的対応例として、「何が危機であるかを特定、～予防するための定期的な点検や訓練を行う」との記載があるが、「定期的な」の意味は、定期的な訓練のみならず、一定の計画に基づく点検・訓練を行うという理解でよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。「定期的な点検や訓練」はあくまで例示であり、文中にも「など」として、例示であることを明らかにしております。
37	基本的考え方	I-3	P7で「検査マニュアルは、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業)、登録金融機関及び投資法人を対象としており」との記載があるが、適格機関投資家等特例業務届出者は検査マニュアルの対象外と理解してよいか確認したい。	金商法の規制対象となるいわゆるファンドのうち、適格機関投資家等特例業務届出者(金商法第63条第1項第2号に規定する運用を行う者)に対しても、証券監視委に検査権限が付与されております。ご指摘を踏まえ、定義等(P10)に、適格機関投資家等特例業務届出者に対する検査に際しては、投資運用業者に対する確認項目を参考として実施する旨を追加することとします。
38	基本的考え方	I-3	P7で「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる」との記載があるが、一般事業会社が新たに金融商品取引業登録を行う事態が想定されるので、金融商品取引法上の業の種別毎の確認項目の省略や必要な読み替え等について具体的	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものです。確認項目の省略や読み替えについては、各業者の業務内容、組織、規模等により異なるものと理解しており、個別具体的に示すことは困難であることをご理解願

			に示してほしい。また、不明な点がある場合、事前に相談ができるよう、相談窓口を設けてほしい。	ます。なお、不明な点等につきましては、証券監視委証券検査課あて個別に問い合わせ願います。
39	全体 定義	Ⅱ 前文	「体制」と「態勢」が使い分けられているが、それぞれの意味を明らかにされたい。また、これは金融検査マニュアルにおける用語とは別の意味で用いられているのか明らかにされたい。	金融検査マニュアルで使用する「態勢」及び「体制」と、ほぼ同義であるをご理解願います。
40	定義	Ⅱ 前文	検査マニュアルの確認項目については、前文において、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を「例示」したにすぎず、又規制や指導に該当するものでもない旨明記されている。したがって、記載された確認項目のひとつひとつに文字通り一致した対応がなされていることが求められているものではない（たとえ確認項目に一致した対応がなされていない場合であっても、適切な業務運営がなされていればよい）と理解しているが、そのような理解でよいか確認したい。また、特定の業種や特定の法令を念頭に置いて規定されている項目が多数見受けられるが、これらもあくまで「例示」であるので、画一的な（文言通りの又業者の種別にかかわらずの）適用はないという理解でよいか。例えば、投資運用業者に関する項目において、投資信託を前提とする書きぶりのものがあるが、投資信託は例示にすぎず、当該項目の「趣旨」は投資顧問	前段については、そのような理解で結構です。後段についても、基本的にはそのようなご理解で結構ですが、法令上の規制が存在しない場合でも検査対象先の実態把握に有効と考えられる確認項目については、必要な読み替え等により確認することになるものと思います。

			業の場合にも適用されるという理解でよいか。また、投資運用業者に関しては法令上適用規定がないにもかかわらず、検査マニュアルでは確認項目として記載されている事項については、根拠となる法令がない以上投資運用業者には適用がないという理解でよいか。	
41	定義	Ⅱ	「リスク管理部門」の定義を明確にしてほしい。また、「リスク管理態勢」の確認項目には「内部管理態勢」の項目は含まれないと理解してよいか。	本検査マニュアルでは、概ね、全ての業務に内在するリスクについて、所在や種類の特定、程度の把握及びこれらをコントロールすること等を「リスク管理業務」と、顕在化による損失（違反等を含む。）の発見、対応及び是正等を「内部管理業務」と整理しております。ただし、リスクの顕在化を未然に防止する施策など分類が困難な事項又は一連の管理が必要であり分類が適当でない事項等については、検査官が活用しやすいと考えられる項目に記載しており、必ずしも、全てを厳密に区分しているものではありません。あくまで、検査官が活用することを念頭に記載したものとご理解願います。なお、後段のご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、いずれかに記載のある項目については、必要に応じて確認するものと考えております。

42	定義	II	<p>内部管理部門、リスク管理部門、運用リスク管理部門の定義ならびにそれらの関係を示してほしい。</p>	<p>本検査マニュアルでは、概ね、全ての業務に内在するリスクについて、所在や種類の特定、程度の把握及びこれらをコントロールすること等を「リスク管理業務」と、顕在化による損失（違反等を含む。）の発見、対応及び是正等を「内部管理業務」と整理しております。ただし、リスクの顕在化を未然に防止する施策など分類が困難な事項又は一連の管理が必要であり分類が適当でない事項等については、検査官が活用しやすいと考えられる項目に記載しており、必ずしも、全てを厳密に区分しているものではありません。また、投資運用業に生じる財産の運用に内在するリスクについて、「運用リスク管理業務」と位置づけております。</p>
43	定義	II	<p>以下に挙げられている語の定義を示してほしい。これらについては例えば（ ）中に列挙したものが当たると思料するがどうか。</p> <p>(ア) 投資運用部門の責任者 （投資運用部門の長或いは実質的に判断権限を有する者）</p> <p>(イ) 内部管理担当者 （内部管理部門に属する役職員）</p> <p>(ウ) 営業部門等に配置されたリスク管理担当者</p>	<p>(ア)は、そのようなご理解で結構です。</p> <p>(イ)は、定義等（P9）に記載しましたとおり、内部管理部門の所属職員のほか、営業部門等に配置する業務運営状況の管理、監督を行う職員を含みます。</p> <p>(ウ)は、影響の程度に関わらず、リスクを管理するために営業部門等に配置した職員を指します。</p> <p>(エ)は、そのようなご理解で結構です。</p> <p>いずれにせよ、本検査マニュアルに記載した確</p>

			<p>(営業部門等に配属された、金融商品取引業に重大な影響を与えるリスクの監視・管理を専ら担当する者)</p> <p>(エ) 事務部門</p> <p>(事務リスク管理のため、各部門における各種事務取扱いに係る規程等の制定・改廃を行い、その遵守につき周知徹底を図る部門)</p>	<p>認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。</p>
44	定義	II	<p>不動産投資信託等、ファンド運用の定義に関し以下の項目について確認したい。</p> <p>(ア) 不動産投資信託等とは、投資信託及び投資法人に関する法律における資産運用会社のことを指すのか。あるいは、資産運用会社に加え不動産関連特定投資運用業者を指すのか確認したい。仮に、不動産関連特定投資運用業者を含む場合、本マニュアル案において投信法上の資産運用会社についての項目か、不動産関連特定投資運用業者についての項目か判断しづらいもの(p. 67、69、81~83、86、130)があり、その明確化をしてほしい。</p> <p>(イ) ファンド運用とは、金融商品取引法2条8項15号に掲げる投資運用業であり、その他の投資運用業は含まれないと理解してよいか確認したい。</p>	<p>(ア)は、不動産関連特定投資運用業を営む者を含みます。ただし、ご指摘のとおり、本検査マニュアルに記載した確認項目は投資信託委託会社を念頭に策定したものであるため、各業者の特性に応じて必要な項目を必要な読み替え等を行った上で確認するものをご理解願います。</p> <p>(イ)は、そのようなご理解で結構です。</p>

45	定義	II	<p>8 ページの中央に「なお、検査マニュアルに記載した用語の定義等は以下のとおり。」とあるが「用語解説ないし用語集」と「検査時留意事項」に大別して記述した方が分かりやすい。また、以下の3点についてはぜひ触れてほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「態勢」とは（「体制」と相違） 冒頭で「体制」とどのように使い分けて使用しているかを説明してはどうか。 2. 「内部監査」とは（「内部管理」との関係で） 前者に後者が包含されるかどうかのポイント。関係者により、前者に後者が包含される、前者と後者は別との見解で相違がみられる。なお、小生は立場で異なるもの、すなわち、社外者（特に監督当局など）が使用する場合は前者に後者が包含される一方、社内であれば、前者と後者は別であり、内部監査は内部管理の有効性・適切性、さらには効率性を検証する役割・機能と理解する。 3. 「内部統制」とは、「内部管理」とは 英語のInternal Controlの訳し方の相違で同一の概念のはずであるが、現状、あちらこちらで両用語が飛び回っており、整理の意味でできればということ。 	<p>定義等の内訳については、敢えて分類する必要は乏しいものと考えております。また、「態勢」と「体制」の違いについては、金融検査マニュアルとほぼ同義であるをご理解願います。</p> <p>内部監査と内部管理の関係については、内部管理をどのように定義付けるかにより異なるものと思われます。本検査マニュアルでは、「内部管理」を広く捉えており、内部監査もこれに含まれるものと考えております。ただし、内部監査以外の内部管理業務は、ご指摘のとおり内部監査の対象となるものであり、独立性は図られるべきものと考えております。</p>
----	----	----	--	---

46	定義	II (1)	<p>役員等に関する用語の読み替えについて、登録金融機関においては「一」とのみ示されているが、これは「登録金融機関ごとに業態が異なるため、各金融機関の実情に併せて読み替える」ということであれば、「登録金融機関の取締役等の読み替えについては、各金融機関の実情に併せて読み替える」と明記してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表中、登録金融機関の欄「一」を「実情に合わせて読み替える」に修正します。</p>
47	定義	II (1) (7) (9)	<p>「役員等に関する用語は、以下の表のとおり読み替える。なお、読み替えにより不具合が生じる場合には、適宜、実態に応じた用語を用いるなどにより対応するものとする。」とあるが、外国法人についてはどのように解するのか。現行の証券検査マニュアル（証券会社に係る検査マニュアル）では、外国法人に関する読替があるが、金融商品取引業者等検査マニュアルにおいても読替規定を置くべきである。</p> <p>例えば、(7)「取締役会等」について、第一種金融商品取引業者や投資運用業者は国内に営業所または事務所を有しなければならないため、「本邦支店における業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関」と読むのか？また、第二種金融商品取引業者や投資代理・助言業者については原則として国内に営業所または事務所を有する必要がないが、国内に営業所</p>	<p>外国法人の場合、金商法政令第17条の16に準じて必要な読み替えを行うものと考えております。また、国内に営業所等を有さない場合で外国法人の実態を把握する必要があると判断される場合には、当該外国法人の実情に合わせて読み替えるのが適当と思われます。いずれにせよ、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方（P7）に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記しております。</p>

			<p>または事務所を有する場合は「本邦支店における業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関」と読み、有しない場合には「外国法人（の本店）における業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関」と読むのか。</p> <p>また、(9)「会社代表者」について、日本における代表者がいるケースについては日本における代表者がこれに該当し、いないケースでは外国法人本体における代表者がこれに該当するという理解でよいのか。</p>	
48	定義	II (2)	<p>本検査マニュアルは、登録金融機関業務も対象としており、「法令等の適用を受けない事項を除き、第一種金融商品取引業者の確認項目を準用することとなる」とされている。第一種金融商品取引業者の確認項目には、態勢に関する確認項目が含まれている。そこで、金融検査マニュアルとの関係ではどのような関係に立つのか（重畳適用か排他的適用か）明らかにされたい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、ご指摘のとおり、金融検査マニュアルと重複する確認項目も多いものと思われます。</p> <p>登録金融機関については、有価証券等管理業務等を営むことから、定義等（P8）において「第一種金融商品取引業者の確認項目を準用する」としてありますが、金商法上の財務規制等が課されていないなど、全ての確認項目が当てはまるものではありません。なお、投資助言・代理業を営む登録金融機関及び投資運用業を営む登録金融機関（信託業務を兼営する金融機関）も対象となるため、定義等（P8）の(4)中「第一種金融商品取引業者の確認項目」を「その営む業務に相当する業種</p>

				に係る確認項目」に修正することとします。
49	定義	II (2)	登録金融機関に関しては、既に金融検査マニュアルにおいて、顧客からの相談・苦情等への対処に関する体制や法令等遵守態勢について記載のあるところであり、本検査マニュアルが重畳的に適用されるとした場合には、その両方を満たす必要があるか説明されたい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、ご指摘のとおり、金融検査マニュアルと重複する確認項目も多いものと思われます。本検査マニュアルでは、登録金融機関としての業務に関する相談・苦情等に対し適切な対応がなされているかを確認するための項目であるにご理解願います。
50	定義	II (2)(4)	II(2)(4)を併せ読むと、登録金融機関には、第一種金融商品取引業者の確認項目が準用され、その他、適宜、第二種金融商品取引業者、投資運用業者および投資助言・代理業者の確認項目が準用されるという理解でよいか。その場合、登録金融機関は「適宜」第一種、第二種金融商品取引業者、投資運用業者、投資助言・代理業者に読み替えられる、との「適宜」を削除するか、範囲を明記してほしい。	(2)は、記載したとおり「金融商品取引業者」の定義であり、登録金融機関はこれに含まれないことを明記したにすぎません。このため、本検査マニュアルに記載した「金融商品取引業者」という用語のうち、登録金融機関が適用されるべき項目については、「適宜」、「登録金融機関」と読み替えるという趣旨です。ただし、投資助言・代理業を営む登録金融機関及び投資運用業務を営む登録金融機関（信託業務を兼営する金融機関）も対象となるため、(4)中「第一種金融商品取引業者の確認項目」を「その営む業務に相当する業種に係る確認項目」に修正することとします。
51	定義	II (3)	「法令等」とは、「法令、自主規制機関等の定款及び諸規則」となっているが、ここでいう「法令等」には金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を含まない趣旨か。	そのようなご理解で結構です。

52	定義	II (4)	<p>「登録金融機関の場合、法令等の適用を受けない事項を除き、第一種金融商品取引業者の確認項目を準用することとなる」（8頁、II（4））とあるが、登録金融機関が取り扱える業務は主に「第二種金融商品取引業」であるため、「原則は第二種金融商品取引業者の確認項目を準用することとし、必要に応じてその他の項目を確認する」こととしてほしい。なお、その場合でも上記の通り、適用範囲を具体的に明示してほしい。</p>	<p>登録金融機関に対しましては、ご指摘のとおり、「第二種」の業務が中心と考えられますが、有価証券等管理業務を営むため、「第一種」の確認項目を準用することとしております。ただし、投資助言・代理業を営む登録金融機関及び投資運用業を営む登録金融機関（信託業務を兼営する金融機関）も対象となるため、(4)中「第一種金融商品取引業者の確認項目」を「その営む業務に相当する業種に係る確認項目」に修正することとします。</p>
53	定義	II (8) (14) (17)	<p>「部門」という文言は、単に集団や単位を意味し、独立した組織を設ける必要はないという理解でよいか。また、部門には監査役、監査役会、取締役、取締役会等の会社法上の機関も含まれるという理解でよいか。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ただし、一般論として、各業者が構築する管理態勢が合理的なものであり、部門を設置することと同様の効果が得られる必要があるものと考えております。</p>
54	定義	II (10)	<p>現行の証券検査マニュアル（証券会社に係る検査マニュアル）では、「監査役会」において外国証券会社に関する読替があるが、金融商品取引業者等検査マニュアルにおいても読替規定を置くべきである。</p>	<p>外国法人の場合、金商法政令第17条の16に準じて必要な読み替えを行うものと考えております。また、国内に営業所等を有さない場合で外国法人の実態を把握する必要があると判断される場合には、当該外国法人の実情に合わせて読み替えるのが適当と思われれます。いずれにせよ、本検査マニ</p>

				<p>マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方（P7）に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記しております。</p>
55	定義	II (13) (14)	<p>「内部管理部門」は、例えば経理部門やコンプライアンス統括部門がそれぞれ内部管理部門に該当し、総体として内部管理部門に求められる態勢ができていれば良いとの趣旨か。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。必要な管理態勢は、各業者の業務内容、組織、規模等により異なるものと理解しており、それぞれの特性等に応じた適切な体制が構築されているものと理解しております。</p>
56	定義	II (13) II-1-1-3. (2)	<p>「内部管理担当者」の表記はこれまでになかったものであるが、これは、従来の内部管理責任者と“ほぼ同義”ということか？</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
57	定義	II (14)	<p>「内部管理部門」の定義は何か（内部管理業務を行う部署の総称という理解でよいか。）。この理解でよいとすると、「法令等担当部門」は「内部管理部門」の一部であるという理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>

58	定義	Ⅱ (15)	「これらに準ずるものであって業務の運営に支障を来すおそれのあること」とは具体的にどのようなケースを想定しているのか。また、「不祥事等」の内容は、金融商品取引業等に関する内閣府令案第206条第5号が定める「事故等」や現行銀行法施行規則第35条第1項第25号が定める「不祥事件」よりも広い概念であるという理解でよいか。	監督指針Ⅲ-2-2に規定する「金融商品事故等」と同義であるをご理解願います。
59	定義	Ⅱ (17)	「事務部門は、他の部門から独立した組織を期待するものではなく、担当する部門が明らかにされていることが重要」とあるが、各部門の中で事務等を管理する人員が明確になっている場合も想定されていると考えてよいか？	ご質問の趣旨を必ずしも理解しているものではありませんが、責任の範囲が明確にされている必要があるものと考えております。
60	定義	Ⅱ (21)	「なお、検査は個別の不動産価格に影響を与えること等を企図するものではないことに留意すること。」についての記載内容が不明瞭と考えられるため、記載内容を具体的にしたい。	監督指針にも記載されておりますが、不動産価格に影響を与えることが検査の目的ではないことを明記したものです。
61	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1 Ⅱ-1-2	「態勢面・共通項目」に関しては、法令等遵守態勢と内部管理態勢が分けられているが、Ⅱ-1-2においては、1. 内部管理態勢の中に法令等遵守態勢が位置づけられており、その理由と体系を明らかにされたい。	本検査マニュアルにおいては、法令等遵守に関する社内規定の策定、法令等の解釈及び研修等を行うことを法令等遵守態勢と位置づけており、内部管理態勢は、法令等遵守状況の確認や改善等を図ることと位置づけております。このため、「法令等遵守状況を検証するための態勢」は内部管理態勢の中に含まれるものをご理解願います。

62	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1 Ⅱ-1-2	<p>第一種金融商品取引業者については、Ⅱ-1-1の態勢面・共通項目における内部管理態勢と法令等遵守態勢に加え、Ⅱ-1-2において、態勢編として改めて内部管理態勢（法令等遵守態勢を含む）の検証項目が記載されている。Ⅱ-1-1とⅡ-1-2においては、必ずしも関係が明らかでないものの、重複すると考えられる項目が多数存在し、また重複する検証項目であるにも拘わらず表現が異なるものが存在するが、検証項目として重複している部分については、当然一方は省略されると考えるべきなのか。</p>	<p>本検査マニュアルにおいては、法令等遵守に関する社内規定の策定、法令等の解釈及び研修等を行うことを法令等遵守態勢と位置づけており、内部管理態勢は、法令等遵守状況の確認や改善等を図ることと位置づけております。このため、「法令等遵守状況を検証するための態勢」は内部管理態勢の中に含まれるものをご理解願います。ただし、「法令等遵守状況を検証するための態勢」の内容は、必ずしも、検証するための態勢のみが記載されているものではないため、必要な修正を行うこととします。また、法令等遵守態勢Ⅱ-1-1 2. (5)に記載した「社内規程の策定」は、Ⅱ-1-2 1.「内部管理態勢」の内容と一部重複する部分があるため、必要な修正を行うこととします。</p>
63	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (1)①	<p>①で「取締役、監査役又はこれらの会議体の役割を法令に基づき明確に定め、役職員に周知・徹底を図っているか。」とあるが、「役職員に周知・徹底を図る」ことは、直接的に「相互牽制」につながるものではないので、ここでの点検項目とするのは適切ではない。別の箇所で記述してはどうか。</p>	<p>それぞれの役割を周知することは牽制機能を発揮するための前提となるものであり、本項目へ記載すべきものと考えております。</p>
64	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (1)②	<p>②で「取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止するなど、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融商品取引業者の信頼の維持・</p>	<p>ご指摘を踏まえ「取締役は、業務執行に当たる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現する観点から、取締役会において実</p>

			<p>向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び業務執行役員を監視、監督する機能を果たしているか。」とあるが、この表現では、取締役の機能ないし義務は「①取締役会における業務執行の意思決定の監視、監督と②業務執行役員の監視、監督」となる。</p> <p>①については取締役自身、取締役会のメンバーとして会社の重要な業務執行の意思決定に参画しておりおかしい。</p> <p>②についても、業務執行の監視・監督は取締役会の機能である。</p> <p>取締役と取締役会の責務と機能を整理しておくことがのぞまれる。加えて、監査役設置会社と委員会設置会社ではガバナンス体制が異なるため、それぞれ別に書いてはどうか。</p>	<p>質的論議を行い、業務執行の意思決定及び業務執行の監督の職責を果たしているか。」に修正します。</p>
65	態勢編 共通項目	II-1-1-1. (1)②	<p>「ひいては、金融商品取引業者の信頼の維持・向上を図る観点から、」は不要ではないか。取締役が求められる責務を果たすのは、どの業態、どの会社にあっても妥当すること。相互牽制という点では「業務執行役員の監視、監督」は、相互ではない。取締役から業務執行役員への一方通行である。取締役同士間なら判るが。また、「独断専行を牽制・抑止する」と後ろ向きの行為を否定することを「など、適</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「牽制機能」に修正します。その他の事項につきましては、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。</p>

			切な業務執行を実現し」と前向きの行為の一つとする表現は、適切ではない。相互牽制機能という項での表現であり、「相互間で監視する責務を課されている取締役は、その責務を果たしているか」とした方がよいのではないか。しかしながら、これでは後述の④もこの一部となるため、あるいは、「相互」を削除して「牽制機能」としてはどうか。	
66	態勢編 共通項目	II-1-1-1. (1)③	<p>③で 「取締役は、取締役会の構成員として、その職務遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。」とあるが、行為は実施するものではない、というより「行為」という言葉を目的語として、「実施する」、「履行する」、「実行する」、「遂行する」といった同士の組み合わせでもしっくりしない。さらに、「その職務遂行のために必要な行為」という表現にどうも問題がある。職務遂行ということ自体が行為。</p> <p>「・・・として必要とされる責務を適切に果たしているか」としてはどうか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「その職務遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。」を「その職務遂行において忠実義務を十分果たしているか。」に修正します。</p>
67	態勢編 共通項目	II-1-1-1. (1)⑤	<p>「監査役は、全ての取締役会に出席」とあるが、これは監視機能発揮にあたっての例示に過ぎないことを明確化すべきである。</p>	<p>監査役は、会社法に基づき取締役会に出席しているものと理解しておりますが、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委がこれを求めるものでは</p>

				ありません。
68	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (1)⑤	「監査役は、全ての取締役会に出席」することが求められているが、常勤監査役がない場合等においては、同項は、会社法の規定を超えた態勢を求めるものではないことを確認したい。	監査役は、会社法に基づき取締役会に出席しているものと理解しておりますが、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委がこれを求めるものではありません。
69	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (1)⑤	現行の証券検査マニュアル（証券会社に係る検査マニュアル）では、監査役の取締役会への出席についてはコンプライアンスに関する取締役会に最低1名が出席することが要求されているが、案の内容では、監査役（社外監査役を含む。）の全員が全ての取締役会への出席を要請することを意図するのか。	監査役は、会社法に基づき取締役会に出席しているものと理解しておりますが、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委がこれを求めるものではありません。
70	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (1)⑥	⑥で「相互牽制の実効性確保の観点から役職員の行為に対して法令上問題があると判断した他の役職員が、法律専門家等に相談・連絡できるような体制を構築しているか。」とあるが、あとで「他の役職員」とある以上、「ある役職員」といった修飾語を付してはどうか。また、「に対して」は「に比べて」の意味もあり、紛らわしく、あまり適切ではない。「ある役職員の行為について法令上問題があると判断した他の役職員」、ないし「ある役職員の行為は法令上問題ありと判断した他の役職員」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ「ある役職員」に修正します。

71	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)	本件マニュアルでは「経営方針」を定めることが求められているが、登録金融機関においては「金融検査マニュアル」において金融機関の業務全般に係る「経営方針」の制定が求められている。登録金融機関については、別途「金商法の登録金融機関業務に係る経営方針」を策定せずとも、金融機関の業務全般に係る経営方針の中に金商法の登録金融機関業務に係る経営方針が含まれていればよいという理解でよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、「経営方針」の策定も証券監視委が求めるものではありません。ご質問のように登録金融機関としての業務運営方針が、金融機関の業務全般に係る経営方針の中に含まれるのであれば、検査においてそれを確認するものと考えております。
72	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)①～⑥ Ⅱ-1-1-1. (3)①	「経営方針」、「経営計画」、「戦略目標」、「経営戦略」と色んな表現が使われているが、その相違点は何か。きちんと定義して使用されることが望ましい。	経営としての「方針」及び「計画」に対し、それらを踏まえた業務運営上の「戦略」及び「目標」と考えております。
73	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)①～⑥ Ⅱ-1-1-1. (3)①	経営方針・経営計画の策定については、組織全体への経営陣の方針・戦略を浸透させるための手段の例示に過ぎないことを明確化すべきである。	ご指摘のとおり、あくまで例示ではありますが、一般的に策定されているものと考えております。
74	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)②⑤	本項目の趣旨をご教示頂きたい。	②は、法令遵守のみではなく、企業倫理の観点からの態勢整備も重要であるとの認識を持って取り組んでいるかを確認する項目とご理解願います。

				⑤は、営業部門等の業務手法等が、経営方針等に沿って適切に確立され、そのための内部統制が機能しているかを確認する項目とご理解願います。
75	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)②⑤	ここで求めている経営計画・戦略目標は、金融商品取引業に限定したものであり、金融商品取引法令上、規制の対象とならない業務までも求めるものではないことを確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、ご指摘のとおり、金融商品取引業に関するものの確認を想定するものをご理解願います。
76	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)②⑤	経営計画・戦略目標として、どの程度の記載が求められているのか示してほしい。	どの程度であれば適当と判断できるかについて、証券監視委が示すべきものではないことをご理解願います。
77	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)③	③で「法令等遵守」とある。なぜ、ここだけ「法令等遵守」と、法令等遵守にカッコを付けているのか。	ご指摘を踏まえ、「」を削除します。
78	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)⑤	戦略目標は、経営陣の意図に沿って組織を動かすための手段の例示に過ぎないことを明確化すべきである。	ご指摘のとおり、あくまで例示ではありますが、一般的に策定されているものと考えております。
79	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (2)⑥	「営業部門等の戦略目標は、会社の規模、営業の実情から過度に乖離したものとなっていないか。」とあるが、これでは、乖離の度合いが述べられ、その方向は中立的（過度に「下」の目標も包含する）な表現となってしまう。「営業部門等の戦略目標は、	ご指摘を踏まえ、「営業部門等の戦略目標は、会社の規模、営業の実情から判断して、過度なものとなっていないか。」に修正します。

			会社の規模、営業の実情から判断して、過度なものとなっていないか。」かどうか。	
80	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (3)①③	①で会社代表者による適切な資源配分を挙げられる一方で、③で取締役会等による業務の的確な遂行に足りる人的構成の確保を挙げている。「資源配分」とあれば、常識的には人的資源も含まれると解される。そうすると、③のことは①でカバーされるのではないか。そうでないとしたら、適切な資源配分を行っている会社であっても金融商品取引業の的確な遂行に足りる人的構成を確保しないケースがありうるということか。	それぞれの役割に応じて記載していることをご理解願います。
81	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (4)	各項目によって、「監査役」と「各監査役」との表現が使い分けられているが、違いは何か。同じく、「監査役会」と「監査役会等」の違いはどのような場合を想定しているのか。	監査役会等は、定義等（P9）に記載したとおり、監査役及び監査役会を想定したものですが、ご指摘を踏まえ、「各監査役」は「監査役」に修正します。
82	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (4)②	記載の内容からすれば、「監査役会」ではなく「監査役」の方が適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、「監査役」に修正します。
83	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (4)②	「監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使い、業務監査を適時・適切に実施しているか（ただし、全株式譲渡制限会社については、会計監査に留まる）。」とあるが、会社法第389条により、監査役会設置会社は定款で監査役の監査の範囲を会計監査に限定できないのではないか。	ご指摘を踏まえ、「監査役」に修正します。

84	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (4)④	④で、「各監査役」とあります。なぜ、ここだけ「各監査役」として「各」を付しているのか。それなら①においても「各監査役は・・・」と表現を統一してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「各監査役」は「監査役」に修正します。
85	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (4)④	「積極的な監査は怠っていないか。」とあるが、それなら「積極的でない監査は怠ってもいいのか」となる。したがって「自己の責務に基づく監査を怠っていないか」で良いのではないか。	監査役は、積極的な監査を行う責務を有するものと考えております。積極的でない監査を怠ることは想定しておりません。
86	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (5)①ハ	「取締役会議事録には、取締役会への報告内容や意思決定の状況などが確認できる原資料を添付し、取締役会議事録と同期間保存しているか。」とあるが、「添付」する必要はなく、単に取締役会議事録と同期間、管理・保管をすることを要請すれば足りるのではないか。	ご指摘を踏まえ、「取締役会議事録は、原資料と併せて、取締役会に報告された内容や、取締役会等の承認、決定の内容等の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、取締役会議事録と同期間保存しているか。」に修正します。
87	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (5)①ハ	①のハで「取締役会議事録には、取締役会への報告内容や意思決定の状況などが確認できる原資料を添付し、取締役会議事録と同期間保存しているか。」とあるが、「意思決定の状況」は、常識的にいって会議録本体に記述された取締役の発言内容で判るものであり、資料で判るものではない。この項の記述は改めてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「取締役会議事録は、原資料と併せて、取締役会に報告された内容や、取締役会等の承認、決定の内容等の詳細が確認できるものとなっているか。また、原資料は、取締役会議事録と同期間保存しているか。」に修正します。
88	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (5)②	会議録は、決定がなされた際の決定事項に関する記録保管方法の例示に過ぎないことを明確化すべき	ご指摘のとおり、あくまで例示ではありますが、一般的に管理・保管されているものと考えており

			である。	ます。
89	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (5)②	②で「業務の運営等に関する重要な会議等に関する」とあるが、「関する」が一文のそれもすぐ近くで2回使われるのは適切ではない。	ご指摘を踏まえ、「業務の運営等に関する」を「業務の運営等に係る」に修正します。
90	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (6)④	「反社会的勢力」の内容は何か。また、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の内容を踏まえた反社対応の規定を盛り込まなくてよいのか。	本検査マニュアルにおける「反社会的勢力」も、ご指摘の「申し合わせ」に記載のある「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人」と同じ意味であると考えていただいて結構です。ご指摘を踏まえ、Ⅱ-1-1-1. (6)に反社会的勢力に対する方針等の確認項目を、Ⅱ-2-1-4. に反社会的勢力との関係把握に関する確認項目を、それぞれ追加します。
91	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-1. (6)⑤	⑤で「取締役会等は、会社の利益を損ねる行為を引き起こすことに対して十分な注意を払っているか」とあるが、「会社の利益を損ねる行為を引き起こす」は、取締役の忠実義務違反、すなわち「取締役は、会社と自分の利益が衝突するような場合に会社の利益よりも自分の利益を優先させること」にも当てはまる。一連の①から⑨の項目で、取締役会、取締役等、取締役が主体として記述されているが、どのような基準で使い分けているのか、明確にしてほしい。	それぞれの役割に応じて記載しているものと考えております。 ただし、⑤中「会社の利益を損ねる行為を引き起こすことに対して十分な注意を払っているか。」との記載は誤解を招くおそれもあり削除します。

92	態勢編 共通項目	II-1-1-1. (6)⑨	⑨で「監査等（内部監査、外部監査及び自主規制機関等による監査又は考査等）の実施により把握した問題点について、率先してその改善に取り組んでいるか」とあるが、自主規制機関等による監査又は考査は会社自身で実施するものではない。「監査等（内部監査、外部監査及び自主規制機関等による監査又は考査等）により把握・指摘された問題点について、率先してその改善に取り組んでいるか。」でどうか。	ご指摘を踏まえ「の実施」を削除します。
93	態勢編 共通項目	II-1-1-1. (6)⑨	「率先してその改善に取り組んでいるか」、とあるが、「問題点・改善状況の把握に努めているか」、に改めるべきである。	確認すべき事項は、取締役の取り組み状況であるため、ご指摘を踏まえ、「取締役会」を「取締役」に修正します。
94	態勢編 共通項目	II-1-1-2. (1)①	「取締役は、自らの法令遵守に対する姿勢を職員に理解させるため、具体的な施策を講じているか」とあるが、削除するか、法令遵守を進めるための一例であることを明確化すべきである。	例えば、会議や研修等の場で法令等遵守に関する自らの姿勢を示すことなどを想定しておりますが、ご指摘のとおり、あくまで例示であることをご理解願います。
95	態勢編 共通項目	II-1-1-2. (1)⑤	「法令違反に対する抑止効果の検証を定期的に行い、処分基準の内容に反映させているか」とあるが、削除すべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものでありますが、社内処分は、法令違反等の抑止を目的のひとつとするものと考えられ、一般に、この目的の達成状況を検証し処分基準等に反映させているものと理解しております。

96	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (2)①ロ	「コンプライアンスプログラム・・・の実施状況及び効果を業績評価、人事考課等に公平に反映しているか」とあるが、削除するか、法令遵守を進めるための一例であることを明確化すべきである。	コンプライアンスプログラムの実効性を高めるためには、業績評価や人事考査等に公平に反映すべきものと考えております。
97	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (2)①ハ② ニ	適時・適切な見直しが行われていることのみを、確認項目とすべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものでありますが、各業者の特性や規模等に応じた適切な措置が講じられる必要があるものと考えております。
98	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (2)①ニ② ニ	①ニ「コンプライアンス・プログラムは、定期的に内部監査等による評価を受け、、、」、②ニ「コンプライアンス・マニュアルについて、定期的に内部監査等による評価を受け、、、」の内部監査等の等には、取締役会や経営会議を含むと考えていいのか。もし、そうでなければ、等は何を意味しているのか。	ご指摘のとおり、取締役会や経営会議を含むと考えていただいて結構です。
99	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (3)	すべての金融商品取引業者等に法令等担当部門等の設置が求められるのか確認したい。また、会社の規模等の理由で、設置が困難な場合は、担当者を置くことでよいか確認したい。 さらに、この担当者は営業部門等以外の他業務を兼任することが可能か確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ただし、一般論として、各業者が構築する管理態勢が合理的なものであり、部門を設置することと同様の効果が得られる必要があるものと考えてお

				ります。
100	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (3)	「(3) 法令等担当部門等の設置」とある。法務相談等を所管するために設置される部署（「法務部」、「法務室」といった名で呼称される場合が多い）との区別の上で、この名称では紛らわしい。「法令等遵守担当部門等」とか「コンプライアンス総括部門等」としてはどうか。こちらの方が「法令等遵守態勢」－「法令等遵守担当部門」、「内部管理部門」－「内部管理部門」で判りやすい。	法令等担当部門は、定義等（P9）に記載したとおり「法令等遵守に関する社内規程等の策定のほか、法令等の解釈や法令遵守に関する研修等を行う部署」と考えております。なお、法令等担当部門の業務は、内部管理業務の一部と考えております。
101	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (3)③	「法令等担当部門や内部管理部門の・・・営業担当部門に対する牽制機能・・・の有効性について、定期的に内部監査等の評価を受けているか」とあるが、削除すべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの措置を求めるものではありません。ただし、一般論として、各業者において、法令等遵守態勢や内部管理態勢の有効性を検証する必要があるものと考えております。
102	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (3)③	「法令等担当部門や内部管理部門の独立性を確保する」等とあるが、「法令等担当部門」と「内部管理部門」が同一の組織であることは好ましくないか？	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。
103	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (3)③	③で「内部監査等の評価を・・・」とある。他の箇所では「内部監査等による評価を・・・」とある。「による」に表現を統一された方がよい。（P16の	ご指摘を踏まえ、「内部監査等による」に修正します。

			3-(1)-②やP18の(6)-⑧も同様です。)	
104	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (4)②	②で「遵守すべき法令等（自主規制機関等からの注意文書等を含む。）を整理し」とある。注意文書は遵守すべき対象ではない。「遵守すべき法令等（自主規制機関等による各種規制を含む。）を整理し」とでも表現した方がよい。	ご指摘を踏まえ、「遵守すべき法令等（自主規制機関等からの注意文書等を含む。）を整理し」を「遵守すべき法令等や自主規制機関等からの注意文書を整理するとともに」に修正します。
105	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (4)②	「営業員に対し、適切な方法で周知しているか。例えば、営業部門等の管理者に対し周知の方法等について指導・監督を行うとともに、社内配布や回覧等のほか、研修や会議等において、具体的事例を活用した説明により理解を深めるなどの方策を講じているか。」とあるが、「営業部門等の管理者に対し周知の方法等について指導・監督を行う」ことは、「営業員に対し、適切な方法で周知している」ではない。「営業員に対しての適切な方法で周知する方策を講じているか。例えば、営業部門等の管理者に対する周知の方法等についての指導・監督、関連文書の社内配布や回覧等、研修や会議等における具体的事例を活用した説明といった方策を講じているか。」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ「を整理し、営業員に対し、適切な方法で周知しているか。」を「整理するとともに、営業員に対して周知するための適切な方策を講じているか。」に修正します。
106	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (4)④	④で「・・・に関する役職員への営業員研修、会議等の効果について・・・」とあるが、「役職員への営業員研修」の表現は、意味不明。「・・・法令	ご指摘を踏まえ、「役職員への」を削除します。

			等の理解及びその遵守意識の徹底等に関する役職員（←あるいは営業員）向け研修、会議等の効果・・・」としてはどうか。	
107	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (5)①②	①は②に包含される。そもそも、最初の項で個別事項（この例では特定の社内規程制定の必要性）を述べ、その後の項でそれを含む一般的事項（ここでは一般的な社内規程制定の必要性）を記述されるのは適切ではない。整理して記述を改めてはどうか。	ご指摘を踏まえ、①を削除します。また、②を「自主規制機関等の定款及び諸規則により求められる必要な社内規程を適切に整備しているか。」に修正します。
108	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (5)④	「社内規程には、営業部門等において法令・社内規程等の解釈等に疑義が生じた場合、法令等担当者に確認する旨が明記されているか。」とあるが、これはすべての社内規程で明記することが想定されているか？	全ての社内規程に記載することを想定するものではありません。
109	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (5)④	④で「社内規程には、営業部門等において法令・社内規程等の解釈等に疑義が生じた場合、法令等担当者に確認する旨が明記されているか」とあるが、「確認する旨」では弱い。また、規程のことを記述しておられる箇所ですから「明記」よりも「規定」との表現の方が良い。「社内規程には、営業部門等において法令・社内規程等の解釈等に疑義が生じた場合、法令等担当者に確認することを義務付ける旨が規定されているか。」としてはどうか。	ご指摘の表現については、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。

110	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-2. (5)④	「営業部門等による独自の解釈等で業務を継続していないか。」とあるが、継続だけに限定する必要はない。「疑義のある場合に、営業部門等による独自の解釈等で業務を執行していないか。」としてはどうか。	ご指摘の表現については、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。
111	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3	現行の「投信・投資顧問検査マニュアル」では「内部管理態勢」の整備は求められていないところ、一般の検査マニュアル案では各業者共通項目として「内部管理態勢」の整備が記載されている。しかし、検査マニュアルの確認項目はあくまで例示であるので、記載があるからといって、投資運用業者に対して、追加的に、確認項目として記載されているような態勢の整備が求められるわけではないことを明確にしてほしい。特に、内部管理担当者の設置に関する確認項目が多数規定されているが、これらは証券会社を念頭においた項目であり、検査マニュアルに規定があるからといって、法令や協会規則等において設置を求められていない投資運用業者までもが設置を求められている（もしくは想定されている）ものではないという理解でよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。また、本検査マニュアルでは、内部管理をリスク管理から切り離して定義付けておりますが、一般に、証券会社以外の各業者においても、管理態勢の機能の中に内部管理が含まれるものと考えております。なお、法令等で求められていないから不要と判断するのではなく、公益又は投資者保護の観点から、各業者における特性や規模等を考慮した上で判断すべきものと思われま。
112	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3	先行して「2. 法令等遵守態勢」において、内部管理部門の独立性などが「法令等担当部門」とともにすでに記述されている。そうであれば「について	ご指摘のとおり、一部重複しておりますが、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。

			は、〇〇を参照せよ」といった記述があると良い。	
113	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (1)②	「営業部門等に配置した内部管理担当者が独立してその職務を遂行できる体制」とあるが、そもそも営業部門に配置しなければならないのか。独立してその職務を遂行する為には営業部門には配置しないほうが良いとも考えられるがどうか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。現行の日本証券業協会の自主ルールに則って例示したものであり、証券会社以外の業者においては、各業者の特性や規模等に応じて、適切な管理態勢が構築されていれば問題ないものと考えております。
114	態勢編 共通項目 定義	Ⅱ-1-1-3. (1)② Ⅱ (13)	「独立して」との記載があるが、営業部門等に配置した内部管理担当者は、営業部門の業務を兼務していても、「独立して」内部管理業務を行える体制が構築できていれば足りるか確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。現行の日本証券業協会の自主ルールに則って例示したものであり、証券会社以外の業者においては、各業者の特性や規模等に応じて、適切な管理態勢を構築する必要があるものと考えております。ご質問の内部管理担当者による営業部門の業務の兼務については、実質的に独立性が確保される必要があると考えております。
115	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (1)	第二種金融商品取引業者の、内部管理者制度の仕組みについて、現状の証券会社の場合、日本証券業	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確

		II-1-1-3. (2)	協会の公正慣習規則第13号「協会の内部管理責任者等に関する規則」において、内部管理統括責任者、内部管理責任者などについて明確な定めがなされているが、これと同じようなしくみを作る必要があるのか、それとも独自で枠組みを作るのか。	認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。現行の日本証券業協会の自主ルールに則って例示したものであり、証券会社以外の業者においては、各業者の特性や規模等に応じて、適切な管理態勢を構築する必要があるものと考えております。
116	態勢編 共通項目	II-1-1-3. (2)①	「営業員による顧客管理の状況及び営業員自身の取引や受発注、契約状況等の把握に努めているか」とあるが、「営業員の顧客管理の状況の把握に努めているか、また営業員自身の取引や受発注等について、社内規程は適切に整備されているか」などとしてほしい。営業員のインサイダー取引や投機的取引、その他不適切な取引を未然防止することの重要性は十分に認識しているが、営業員の全ての金融商品取引の状況を内部管理担当者が把握することは不可能である。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が全ての取引の把握を求めるものではありません。一般論で申し上げれば、インサイダー取引のほか、顧客との利益相反取引や特別の情報を利用した取引など、不適切な行為等を防止するとの観点から、可能な範囲で営業員取引の把握に努める必要があるものと考えております。
117	態勢編 共通項目	II-1-1-3. (2)①	①で「内部管理担当者は、営業員による顧客管理の状況及び営業員自身の取引や受発注、契約状況等の把握に努めているか。」とあるが、「営業員自身の」がどれを修飾するのか明確でない。また、「契約状況等」が顧客とのことであれば、そのことが営業員自身のことよりも後で記述されるのはあまり適切ではない。「内部管理担当者は、営業員と顧客と	ご指摘を踏まえ、「内部管理担当者は、営業員による受発注や契約状況、営業員による顧客管理状況、ならびに営業員自身の取引等の把握に努めているか。」に修正します。

			間の受注状況およびその後の営業員による顧客管理状況、ならびに営業員自身の取引等の把握に努めているか。」としてはどうか。いずれにせよ、「ならびに」と「および」、「または」と「もしくは」を適切に使用されて、区切りや修飾の範囲などが明確な記述が望まれる。	
118	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (2)④	「内部管理担当者は・・・この際、必要に応じて、内部管理担当者自らが顧客を訪問するなど、誠実かつ迅速に対応しているか。」とあり、「必要に応じて」の具体的事例の記述が必要ではないか。	「必要に応じて」がどのようなケースを指すかについては、個々のケースに応じて判断すべきものであり、証券監視委が示すべきものではないことをご理解願います。
119	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (2)④⑤	④と⑤では、どちらも、本質的には、不祥事等が発生した場合における発生原因の究明と適切な対応を求める点で同じことの繰り返しであり、まとめてはどうか。	④は顧客への対応、⑤は再発防止を確認する項目であり、それぞれ目的を異にするため、必ずしもまとめて記載することが適切とは考えておりません。
120	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (2)⑤	⑤で「未然防止」、「再発防止」と異なった表現が見られる。不祥事等が発生した場合のことを論じているのだから、「未然防止」はあまり適切ではない。ここは「再発防止」で統一するのが適切。	ご指摘を踏まえ、「未然防止の観点から」を削除します。
121	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (2)⑤	⑤で「内部管理担当者は、・・・営業部門等に分析した結果を還元するとともに・・・」とあるが、「還元」とは、元の状態に戻すことであり、用例としては「利益を消費者へする」とか「白紙へ」とかである。従って、この使い方は適切ではない。「内部管	本項で使用する「還元」は、営業部門で発生した不祥事について、その分析結果を当該営業部門へ返すことを意味するものであり、検査官が活用する上で特段の支障は生じないものと考えております。

			理担当者は、・・・営業部門等に分析した結果を伝えるとともに・・・」としてはどうか。	
122	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (3)①②	①にも②にも内部管理部門の適切な配置のことが記述されている。一本化して整理してはどうか。	ご指摘を踏まえ、②の「内部管理部門が適切に配置され、各部門の所掌事項を明確に定めるとともに」を「内部管理業務を営む各部門の所掌事項が明確に定められているとともに」に修正します。
123	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (3)②	②で「各部門の所掌事項を明確に定める」とある。「各部門の所掌事項を明確に定める」というのは、会社経営での根幹事項であり、「内部管理部門の役割等」という項で記述するのは適切でない。表現を改めてはどうか。	ご指摘を踏まえ、②の「内部管理部門が適切に配置され、各部門の所掌事項を明確に定めるとともに」を「内部管理業務を営む各部門の所掌事項が明確に定められているとともに」に修正します。
124	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (3)②	「また、各部門間で調整を要する際の役割分担等が予め明確化されているか。」とあるが、どうして、「内部管理部門の役割」の箇所で、「各部門間で調整を要する際の役割分担等」ということが問題となるのか。内部管理部門とそれ以外の部門との間であれば表現を改める必要がある。その意味どおりであれば、別の箇所で記述された方がよい。	内部管理業務を営む各部門を指していることをご理解願います。
125	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (3)⑦	⑦で「・・・法令及び社内規程等が新設又は改正された場合・・・」とある。「新設」という用語は、やはり「制定」とする方がよい。	新たに策定する社内規程等を強調するものであることをご理解願います。
126	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (4)①	「苦情・相談の状況を把握できる態勢となっているか否か」を確認項目とすべきである。	ご指摘を踏まえ、「苦情・相談を把握し、適切に対応する態勢を構築しているか。」に修正しま

				す。
127	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (4)②	②で「内部管理部門は、不祥事等の発生後に事後的な検証を適切に実施しているか。」とあるが、何を検証するのかを明記された方がよい。「事後的な」は不要。「不祥事の発生後」あれば事後的であるのは自明の理。「内部管理部門は、不祥事等の発生後に事実関係の検証を適切に実施しているか。」くらいではないか。	ご指摘を踏まえ、「不祥事等の発生後に適切な検証を実施しているか。」に修正します。
128	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (4)③	③で「不祥事等の発生に際し、正確かつ機動的な対処が可能な体制を整備しているか。」とあるが、この句読点の置き方だと、「不祥事等の発生後に、・・・体制を整備しているか。」となるが、それでいいか。また、「正確」という表現もややひっかかる。そうではなく、そういった事態に備えてということであれば、「不祥事等が発生した場合に適切かつ機動的な対処が可能となる体制を整備しているか。」と表現してはどうか。	ご指摘を踏まえ、「不祥事等の発生に際し、正確かつ機動的な対処」を「不祥事等の発生に対し、迅速かつ的確な対応」に修正します。
129	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (4)④	③の一部を記述したものであり、重複している。統合してはどうか。	④の手続き及び報告体制等については、具体的に確認を要する項目として強調するものであることをご理解願います。
130	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (4)⑦	「会社代表者は・・・また、監査役は会社代表者・・・」の「会社代表者」を「代表取締役」に修正してはどうか。	ご指摘を踏まえ、Ⅱ-1-1 1. (3)①、Ⅱ-1-1 3. (4)⑦及びⅡ-1-3 1. (2)②を「代表取締役」に修正します。

			(注)「会社代表者」：例えばP12 (3) 経営体制①他 「代表取締役」：例えばP15 (4) 法令等遵守意識の徹底①他 「取締役社長」：例えばP52 (2) 内部管理部門の責任者等②他	
131	態勢編 共通項目	II-1-1-3. (4)⑧	⑧で「自主規制機関からの注意事項、調査依頼等に対して適切に対応しているか。」とあるが、表現が不揃い。「注意事項」とするのであれば、後続の「調査依頼等」も「調査依頼事項等」として表現を揃えてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「調査依頼事項等」に修正します。
132	態勢編 共通項目	II-1-1-3. (4)⑧	⑧で「また、関係書類の作成及び保管を的確に行っているか。」とあるが、書類の保管といった作業で「肝要な点を確実にとらえて」を意味する「的確に」を使用するのはどうか。「適切に」くらいでよいのではないか。⑪でも「適切に保管」とされている。	ご指摘を踏まえ、「適切」に修正します。
133	態勢編 共通項目	II-1-1-3. (5)	「訴訟等」の内容は何か。苦情や潜在的な紛争は含まれないという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
134	態勢編 共通項目	II-1-1-3. (5)②	「訴訟等が発生した場合には、速やかに内部管理部門等へ報告」、「内部管理部門の責任者は、・・・遅滞なく取締役会等に報告」とあるが、この「内部管理部門」に法務部や審査担当部など「訴訟所管部」は該当するか。	各業者の組織等により異なるものと思われ、訴訟等を所管する部署と理解していただいで結構です。
135	態勢編	II-1-1-3.	個人情報保護について、どういった点が必要な	個人情報については、法令のほかに「金融分野

	共通項目	(6)	かもう少し書いて欲しい。重点的に検査するとされている割には記述が簡略化されすぎているのではないか。	における個人情報の保護に関するガイドライン」等に詳細に記載されており、本検査マニュアルでは一般的な記載に留めております。
136	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (6)②	「顧客情報を管理する責任者は、情報管理の重要性を認識した上で、保護すべき顧客情報を特定し、情報管理の権限と責任、管理方法、連絡、報告手続き等を記載した社内規程を策定し、取締役会等の承認を得て役職員に周知を図っているか。」とあるが、この社内規程は個人情報保護関連の社内規程とあわせた形で策定することも可能か？	ご質問のとおり、個人情報保護に関する社内規程と併せて作成することも考えられ、各業者の判断で、適当と考える社内規程が整備されるものと考えております。
137	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (7)	<p>(7)-①や「態勢編4. 事務リスク管理態勢-(2)-②」の記載内容から推察するに「事務部門」とは事務規程等の整備や事務指導、研修を行う部門であって、実際に事務を遂行する部門を指しているのではないという理解でよいか。</p> <p>(7)-③は「事務部門に対する牽制機能」なのか？ そうであれば事務部門は事務を遂行する部門と読めるがいかがか。</p> <p>(7)-③は「他部門に対して事務部門が牽制する機能」なのか。 そうであれば「事務部門」と「内部管理部門」の関係が理解できない。</p> <p>「Ⅱ 金融商品取引業者等検査マニュアル」の箇所 に、本マニュアル記載の用語を定義しているが、「事</p>	<p>本検査マニュアルに記載する事務部門は、事務規程等の整備や事務指導等を行う部門であり、事務を遂行する部門を想定するものではありません。このため、Ⅱ-1-1-3.(7)③は、事務を遂行する部門に対する牽制機能を想定するものです。なお、事務部門の業務は、内部管理業務の一部と考えております。</p>

			務部門」についても定義してほしい。	
138	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (7)③ Ⅱ-1-1-3. (8)④	事務部門の関わる事務に関する事項に限定されることを明確化すべきである。	ご指摘のとおりであり、あくまで事務部門の業務を想定したものであることから、あえて他の事項を除く旨を記載する必要はないものと考えております。
139	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (8)③	③で「営業部門の長等による不正行為を防止するための施策等を講じているか」とあるが、通常、営業部門と事務部門の社内における力関係からして、これを事務部門に求めても実効性に疑問符が付く。この項で立てるとしても、まず、主体を明記、それも営業部門の長よりも上位の者とするのが適切ではないか。「事務部門を所管する取締役等は、事務部門の長に対して、営業部門の長等による不正行為を防止するための施策等を講じさせているか。」の方がよいのではないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの施策の実行を求めるものではありません。なお、本項は、人事や権限等を含めて、事務処理上の不正行為を防止するために、どのような措置が講じられているかを確認するものです。
140	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (9)④	④で「事務規程には、特に、現金、小切手、現物及び重要書類の取扱い等について明確に定めるとともに、問題が発生した場合の経緯の記録など、必要な事項を定めているか。」とあるが、証券会社は極力、現金を扱わない業務に切り替えており、もともと銀行等とは業務の正確が異なる。証券現物もご存知のようにペーパーレスに向かっており、一部は実	ご指摘のような金融商品市場を取り巻く環境の変化等の問題は理解しておりますが、業務の適切性を検証する上で、現金の取扱い等の検証は引き続き必要であると考えております。

			現している。「事務規程は、現金・現物及び重要書類等の取扱いを定めるとともに、その取扱いにおいて問題が発生した場合の対応方法を定めているか。」くらいでどうか。	
141	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (10)③	個人情報については(10)③のように外部委託を管理しているが、他の全ての外部委託について管理しているわけではない。また、するのは困難である。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの施策の実施等を求めるものではありません。定義等(P9)に記載したとおり、各業者においては、委託業務の内容等を考慮し、適切な施策を講じる必要があるものと考えております。
142	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (10)	金融商品取引業者として管理しなければならない「外部委託業務」の範囲についての定義をしてほしい。	定義等(P9)に記載したとおり、各業者においては、委託業務の内容等を考慮し、適切な施策を講じる必要があるものと考えております。
143	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (10)①	①で「また、当該検討経緯と結果について記録として保存しているか。」とある。「また、当該検討経緯と結果を記録した書面を保存しているか。」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「当該検討経緯と結果を記録し保存しているか。」に修正します。
144	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (10)②	「外部に委託している業務を適切に管理する管理者を設置しているか。」とあるが、「管理者の設置」ではなく、「責任体制の明確化の有無」を確認項目とすべきである。	各業者において、その特性や規模等に応じた適切な態勢を整備する必要があるものと思われ、ご指摘のとおり、「責任体制の明確化」もひとつの方法であると考えられます。

145	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (10)③	委託会社は、委託先における委託業務の管理体制を事前に調査し把握している。しかし、内部統制活動把握のために「内部監査・外部監査の実施状況」を委託会社に報告させるためには、その旨を委託先業者に徹底させるための行政指導や法整備等が別途必要なのではないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの施策の実施等を求めるものではありません。なお、各業者において委託業務の内容等を考慮し、適切な施策を講じる必要があるものと考えております。
146	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-3. (10)⑥	「外部委託先におけるコンティンジェンシー体制構築の有無」を確認項目とすべきである。	ご指摘のとおり、委託先業者の検査を実施する際には、そのような確認も必要になるものと考えております。本検査マニュアルが、業務の委託を行う金融商品取引業者等に対する検査を想定するものであることをご理解願います。
147	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (1)	内部監査部門を取締役会の下に設置するのではなく、会社法上の大会社に求められる内部統制上の「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に於ける当該使用人」という位置づけにして対処することは適切か。	本検査マニュアルでは、内部監査部門が行う監査は、監査役による監査とは別のものと位置づけております。内部監査部門を取締役会の下に設置するか否か等について、その適切性を証券監視委が示すべきものでないことをご理解願います。
148	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (1)②	「専担の取締役を選任する」についての記載内容が不明瞭と考えられるため、記載内容を具体的にしたい。	コメントの趣旨を必ずしも正確に理解しているものではありませんが、「など」と記載してあるとおり、あくまで例示であることをご理解願います。
149	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (1)③	「内部監査部門に対して各業務に精通した人材」との記載があるが、この業務とは、内部監査対象業	内部監査の対象となる「各業務」を想定したものです。

			務を指すのか、それとも内部監査業務自体を指すのか確認したい。	
150	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (2)④	「…内部監査業務の従事者に他の業務を兼任させないなどの措置を講じているか。」とあるが、削除すべきである。	監査業務の独立性は、当該監査業務の信頼性、実効性等を確保する上で重要なポイントであると理解しております。特に、被監査部門による不当な介入を防止し、公正な評価、適正な判断を下すことが金融商品取引業者自らの経営を健全かつ適正ならしめるものと考えております。ただし、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、各業者の特性等に応じた適切な監査態勢を構築する必要があるものと考えております。
151	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (2)④	「取締役」となっているが、「取締役会」または「取締役会等」ではないか。	内部監査業務を担当する取締役を想定したものです。ご指摘を踏まえ、「取締役会等」に修正します。
152	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (2)④	「取締役は、、、、内部監査業務の従事者に他の業務を兼任させない、、」とあるが、会社法施行以降、監査役補佐として監査役付兼務としているケースがあるが、問題なしと考えてよいか。	「など」と記載しており、あくまで例示であることをご理解願います。
153	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (3)②	今回の改訂版での「内部監査」の役割・機能の大幅重視方針に逆行するような記述があるのは理解できない。P. 20からP. 21において、「内部監査規程等	内部監査規程等の「等」には、実施要領やマニュアル等を含むと考えており、取締役会「等」が適切であると判断しております。

定義	II (7)	<p>の整備（途中は略）② 内部監査規程等は、取締役会等による承認を受けているか。」として、従前の「取締役会による承認」から後退している。会社にもよるが、社内の規程類は、「規程」・「細則」・「実施要領」ないし「規則」・「細則」・「要領」・「（部内）マニュアル」との階層で、それぞれ、取締役会で決議、経営会議/常務会/各種委員会で決議、部門長ないし部長の承認によって施行されている。そこで、問題は「内部監査」に関する社内規程類はどうあるべきかである。執行サイドの役員や委員で構成される経営会議/常務会/各種委員会で、内部監査部署が拠って立つべき内部監査規程等（「規程」・「細則」がそれに相当するとの前提で）を決議する仕組みを是とするのはまったく不適切。</p> <p>P.9の「取締役会等」の定義は、現行よりも大きく後退している。現行は「取締役会による明確な委任」、「事後検証を可能とせしめる議事録等の整備」、「事後報告、ないし監査役の参加による内部牽制の確保」（社長の覚えめでたきにより選任された社内監査役に牽制機能を期待できるはずはないが。）という相当なハードルをクリアしたものが「取締役会等」となっているが、今回の案では、単に「取締役会等とは、取締役会のほか、業務の運営、執行に関する意</p>	<p>また、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの手続き等を求めるものではありません。各業者において、その特性等に応じた必要な手続きを経ているものと考えております。</p>
----	-----------	---	--

			<p>思決定を行う機関を含む。」としか記述されていない。したがって、前述の項は、「② 内部監査に関する規程類（最上位規程とその次に位置する規程）は、取締役会ないしは監査委員会による承認を受けて、執行サイドの影響を排除する取扱いとしているか。」とすべきである。最低でも、「② 内部監査規程は、取締役会による承認を受けているか。」としないと「執行サイド」からの影響力を排除できない。P.9の「取締役会等」の定義も同じ。また、当局におかれて「内部監査」の機能を重視するというのであれば、「内部監査部門の人事や予算は、執行サイドの人事や予算を取り扱う部署から独立して取り扱われていることが望ましい」といった記載が望まれる。「被監査部門の全社的施策展開において、内部監査部門はその対象になっていないことが望ましい。たとえばコンプライアンスの全社的な研修実施に際して、監査部門もその対象となっている場合、実地監査の客観性確保上、支障を来たす</p>	
154	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-4. (3)④	<p>「④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の決定又は承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直しているか。」につき、取締役会が承認した内部監査規程において「内部監査部長は内部監査業務の実施</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの承認手続き等を求めるものではありません。各業者において、その特性等に応じた適切な手続きを</p>

			要領を策定する。」旨の規定はあるが、内部監査業務実施要領そのものに対する取締役会等の決定・承認等が無い場合、すなわち内部監査業務実施要領の策定が内部監査部内で完結する場合、検査等で指摘事項になるかどうか確認したい。	経る必要があるものと考えております。
155	態勢編 共通項目	II-1-1-4. (5)②	「留意事項等」を「業務上の注意点」などと置き換えるべきである。	業務上の注意点に限らず、役職員へ周知すべき留意事項を広く想定した項目とご理解願います。
156	態勢編 共通項目	II-1-1-4. (5)③	「③ 連結対象子会社及び持分法適用関連会社（以下「連結対象子会社等」という。）の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。」につき、「法令等に抵触」する場合を具体的に例示していただきたい（特に過去の実際の指摘事例等があれば）。	親法人等又は子法人等との間において、有価証券の発行者又は顧客に関する非公開情報の授受が、原則として禁止されていることを踏まえて記載したものです。
157	態勢編 共通項目	II-1-1-4. (5)⑧	⑧で「内部監査部門は、例えば、特定の内部監査業務の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することを回避するなど、公正な内部監査が実現できるように努めているか」とあるが、営業店とは異なり、本社各本部を監査する場合、経営に役立つ、あるいは付加価値のある監査を実施するには、同じ部署をある監査人が担当して2、3度監査すると意味のある監査が出来るという認識が英米の専門家では一般的となってきた。すなわち、実地監査に臨むに際して、その都度監査する部署や	本項は、内部監査業務に従事する者が、監査対象となる業務に一定程度精通した人材が確保されていることを前提として記載したものです。当然、各業者における監査態勢は異なるものと考えられ、それぞれの特性等に応じた適切な監査が実施されるべきものと考えております。

			<p>業務が異なることから、往査直前に俄か勉強しての準備では、被監査部署と対等にわたり合えるはずも無く、経営に対して適切な改善提案も期待できない。このため、「内部監査部門は、営業店等、同一プログラムにより主として法令等遵守を点検する場合は、ある内部監査業務従事者がある営業店等の監査に連続して従事することを回避して公正な内部監査の実施に努める一方、内部管理態勢の適切性や有効性が主となる本社の各部門を監査する場合は、専門的知識を有する監査人による実効性のある監査の実施に努めているか。後者の場合は同一従業者による連続監査を、基本、可として扱われたい。」くらいでどうか。</p>	
158	態勢編 共通項目	<p>Ⅱ-1-1-4. (6)④</p> <p>Ⅱ-1-1-4. (7)③</p>	<p>「海外に拠点を有する金融商品取引業者」とは、外国法人のみならず、海外に支店を有する日本法人も含まれるという理解か。また、日本法人が海外に連結子会社等（海外関係会社）を有する場合は、「海外に拠点を有する金融商品取引業者」に含まれないという理解でよいか。</p>	<p>日本法人の海外支店等を想定したのですが、金融商品取引業者自らの財務の健全性に与える影響等を考慮し、必要に応じて、連結対象となる海外現地法人の状況についても、適切な管理が必要であると考えております。</p>
159	態勢編 共通項目	<p>Ⅱ-1-1-4. (8)①</p>	<p>①で「被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点について速やかにその原因を究明し、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善し、必要に応じて改善計画等を作成しているか。」とある</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「速やかにその原因を究明し、」を削除します。</p>

			<p>が、内部監査部門は、その検証作業により被監査部門における不適切事象を検出した場合、通常、内部監査部門がその発生原因や背景の究明に努める。そうでないと、実効性のある、あるいは経営に役立つ改善策を提案できない。また、この究明作業を被監査部門の責務とすると、被監査部門が自分に都合がよいことをその原因とする可能性が残る。また、重要度判定も同様。通常は内部監査部門がほかの被監査部門での問題点の重要度と比較しながら判定している。</p>	
160	態勢編 共通項目	II-1-1-5	<p>取締役会と対策責任者の関係や、取締役会の役割と対策責任者の役割が分かりにくい。例えば、①～④の内容については、取締役会の役割を「対策責任者の設置」、「対策責任者への役職員に対し必要な指示及び命令等を行う権限の付与」、「危機管理マニュアルの承認」だけとし、それ以外は対策責任者の役割とすることで整理し直してはどうか。</p>	<p>ご指摘の「例えば」に記載されたとおりであり、ご理解いただけているものと考えております。</p>
161	態勢編 共通項目	II-1-1-5. ①②	<p>本項目は「金融検査マニュアル」では「取締役会等」の役割として規定されていることと比較し、「取締役会」としてより厳しく設定している。「金融検査マニュアル」と平仄を合わせ、「取締役会等」にしてほしい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ただし、II-1-1-5. ②については、「具体的な対応策」としており、ご指摘を踏まえ「取締</p>

				役会等」に修正します。
162	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-5. ②	②の表現につき、取引データ等のバックアップ体制などの具体策を取締役会で講じるのは水準に違和感があるため、「取締役会等」と「等」を付加してほしい。	ご指摘を踏まえ「取締役会等」に修正します。
163	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-5. ②	「・・・・再開するための具体的な対応策を検討し・・」の「具体的」は、具体的な対応策の範囲を示した記載に修正してはどうか。	コメントの趣旨を必ずしも正確に理解しているものではありませんが、バックアップ体制が整備されていない状況で、取引データの消失等を念頭に置いた対応策の検討を想定したものです。
164	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-5. ④	「対策責任者は、危機管理マニュアルを策定し、取締役会等の承認を得て役職員へ周知しているか。」とあるが、「金融検査マニュアル」では「取締役会等の承認」までは求めていることから、「金融検査マニュアル」と平仄を合わせ、「取締役会等の承認」の文言の削除又は、「組織の規模・特性に応じた適切な社内承認」への修正を願いたい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。「組織の規模・特性等に応じた適切な社内承認」がどのようなものか理解できておりませんが、本検査マニュアルの記載振りでは「取締役会等の承認」が適切と考えております。
165	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-5. ⑤	「危機管理マニュアルに、危機発生時における以下の事項が盛り込まれているか。イ.・・・ホ. 危機のレベル・類型に応じた業務継続範囲及び手法」の「手法」を「必要な資源の確保、復旧計画の策定等手法」と修正してはどうか。	「手法」は、業務継続のための方法を想定したものであり、「業務継続範囲」に応じて異なるものと考えております。「資源の確保」や「復旧計画の策定」は「手法」に含まれるものであり、敢えて記載する必要はないものと考えております。

166	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-5. ⑤	危機管理マニュアルに盛り込む事項として、「危機のレベル・類型による場合分け」を求めているが、「危機のレベル・類型」は無限にあり、細かく分けることの実効性に疑問がある。また、「金融検査マニュアル」ではそこまで求めていないことから、「危機のレベル・類型に応じた」の文言の削除又は表現を修正願いたい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が一定の類型を求めるものではありません。ただし、危機発生時の対応は、被害の対象物や程度により大きく異なるものと思われ、各業者において一定程度のレベルや類型による区分けは行っているものと考えております。
167	態勢編 共通項目	Ⅱ-1-1-5. ⑥	P23 5. 危機管理態勢①で「危機」として掲げられた事象の発生回避・予防は不可能であるため、「危機の発生」を「危機が発生した場合の影響」「危機が発生した場合の損害」等の表現に変更願いたい。	ご指摘を踏まえ、「危機の発生」を「危機が発生した場合の損害」に修正します。
168	全体 態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2	本検査マニュアルにおける「内部管理」は、「預金受入金融機関に係る検査マニュアル」（金融検査マニュアル）の位置づけと異なっており、例えば、本検査マニュアルⅡ-1-2 1. 内部管理態勢においては、同柱書にあるように「内部統制」と区別された上で、内部管理態勢として顧客保護に関する態勢や業務運営に関する態勢でない個別事項が記載されている。そこで、「内部統制」と「内部管理」の関係を説明されたい。また、ここでいう「内部統制」とは、会社法における「内部統制」の意味か、金融商品取引法における「内部統制」の意味か、明らかに	本検査マニュアルでは、概ね、全ての業務に内在するリスクについて、所在や種類の特定、程度の把握及びこれらをコントロールすることを「リスク管理業務」と、顕在化による損失（違反等を含む。）の発見、対応及び是正を「内部管理業務」と整理しております。ただし、リスクの顕在化を未然に防止する施策など分類が困難な事項又は一連の管理が必要であり分類が適当でない事項等については、検査官が活用しやすいと考えられる項目に記載しており、必ずしも、全てを厳密に区分しているものではありません。

			されたい。	<p>なお、本検査マニュアルにおける「内部統制」との用語は、経営陣による業務の適切性を確保し、財務の健全性を図るための内部管理等に関する全ての施策を指すものをご理解願います。</p>
169	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2	「内部統制」とは、金商法上の内部統制報告書とは別の概念であると理解しているが、具体的にどのような意味を有するのか。	<p>本検査マニュアルにおける「内部統制」との用語は、経営陣による業務の適切性を確保し、財務の健全性を図るための内部管理等に関する全ての施策を指すものをご理解願います。</p>
170	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (1)①	「重要情報を把握するシステムを構築しているか。」や「情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。」という表現があるが、各々「システム」は「体制」を指すものか。それとも、情報を把握するための電算システムが構築されていることを要求するものか。	<p>仕組みや体制を指すものをご理解願います。なお、証券監視委が本検査マニュアルに記載したとおりの態勢の整備を求めるものではありません。</p>
171	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (1)③④⑤ ほか	「営業部門等の内部管理担当者」とは、具体的に日証協規則で定める「営業責任者」や「内部管理責任者」のことを指すのか。あるいは、各行（社）で定める者（例えばコンプライアンス管理者）等を想定してよいか。	<p>本検査マニュアルに記載した「営業部門等の内部管理担当者」は、ご指摘のとおり、日本証券業協会の自主ルールに則って例示したものでありますが、証券会社に限らず、営業部門等に配置した内部管理業務を行う者がある場合には、これを含むものをご理解願います。なお、営業責任者は含まないと考えております。</p>
172	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (1)⑥	「内部管理責任者が営業部門等の責任者に対し営業員教育を行うよう指導している。」についての記	<p>何が不明瞭なのか必ずしも理解しているものではありませんが、取り扱う金融商品のリスクレベ</p>

	融商品取引業者		載内容が不明瞭と考えられるため、記載内容を具体的にしたい。	ルや複雑さに応じて適切に営業員教育を行うよう指導しているか確認するというものであり、記載したとおりであります。なお、具体的な商品の種類や内容を例示することは困難であることをご理解願います。
173	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (2) II-1-2-1. (3)	「売買管理・審査部門」や「引受審査部門」の内容は何か。第一種金融商品取引業者は他の部門と独立して「売買管理・審査部門」や「引受審査部門」を設置しなければならないのか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ご質問の「売買管理・審査部門」や「引受審査部門」は、不公正取引等を防止するとの観点から、その営む業務（主に株式の売買や引受等業務）に応じて必要となるものであり、全ての業者に当てはまるものではありません。なお、同部門では、インサイダー情報を取り扱う等との性格上、一般的には独立して設置されるものと考えております。
174	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (2)②	「ト 証券監視委及び自主規制機関等からの照会等に関する事項」を社内規定で定める旨の内容になっているが、日本証券業協会が作成している内部者取引管理規定（社内モデル）および顧客による不公正取引の防止のための売買管理に関する規定（社内モデル）においては、当該事項に関する記載がない	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの社内規程の策定を証券監視委が求めるものではありません。ただし、法令等で求められるものの他にも、必要な事項は社内規程等に定められている

			ことから、各社規定の改定作業が必要になってしまう可能性がある。したがって、当該項目は削除すべきではないかと考えるが如何か。	ものと理解しております。
175	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (2)④⑧	④と⑧を合体させ、「取締役会は、適切な売買管理・審査の確認・維持のため、内部監査部門等による売買管理・審査の適切性を検証する体制を整備するなどしているか。」などとすべきである。	ご指摘を踏まえ、④と⑧を合体し、「取締役会は、売買管理・審査の適切性を維持するとの観点から、内部監査部門等により定期的又は随時に、売買管理・審査の状況を検証し、適切に機能しているかを確認する体制等を整備しているか。」に修正します。
176	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (2)⑤	原始委託者の把握について、注文明細ごとにシステム等の入力により委託者を記録したり、システム上での検索までは必要なく、記録を残し事後に確認することが可能であれば十分なことを確認したい。	原始委託者の把握については、各業者において可能な範囲で把握に努めるべきものと考えており、証券監視委がシステムによる記録や管理を求めるものではありません。
177	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (2)⑤	「取締役会は海外関係会社及びグループ関係会社から受託する注文について、原始委託者を把握し、証券監視委及び自主規制機関の照会に速やかに応じられる売買管理態勢を構築しているか」とあるが、下記の事情により、「速やかに応じられる売買管理態勢の構築」は実務上困難であるため、努力義務との理解でよいか。 1) 「海外関係会社及びグループ関係会社」といっても法人格は独立しているため、そもそも原始委託者を把握する権限を本邦金融商品取引業者が有する	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。原始委託者の把握については、各業者において可能な範囲で把握に努めるべきものと考えております。

		<p>ものではない。したがって、原始委託者の把握自体、仮に要求されたとしても本邦金融商品取引業者に常に可能なことではない。現に、原始委託者の把握は、法令で求められているものではなく、法定帳簿の記載要件にもなっていない。</p> <p>2) また、原則として、海外関係会社と顧客の間には守秘義務契約が存在し、現地法令等により、顧客からの同意なしに顧客情報を第三者に開示することが禁じられている場合が通例である。</p> <p>3) したがって、仮に本項の現在の案のまま、本邦金融商品取引業者にとって権限の及ばない原始委託者の把握を要求するのであれば、本邦金融商品取引業者にも本邦行政機関にも権限の及ばない地域の法人に対して間接的に個人情報等の機密情報の開示を要求することともなり得る。</p> <p>上記をふまえて、努力義務であることを明確にするため、以下の様な文言への修正を検討してほしい。</p> <p>「取締役会は海外関係会社及びグループ関係会社から受託する注文について、証券監視委及び自主規制機関の照会に応じられる売買管理態勢を構築し、他国の法律または規則、原始委託者と海外関係会社乃至グループ関係会社の間で締結されている守秘義務契約等に抵触しない可能な限りで原始委託者を把握</p>	
--	--	---	--

			するよう善処しているか」	
178	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (2)⑤	「取締役会は、海外関係会社及びグループ関係会社から受託する注文について、原始委託者を把握し、証券監視委及び自主規制機関の照会に速やかに応じられる売買管理態勢を整備しているか。」というチェック項目が掲げられているが、これについては削除するか、あるいは「当該海外関係会社及びグループ関係会社の所在国の法令が許す範囲で」という文言を補って原始委託者の照会に応じられない場合が事案によっては生じうることを許容できる記述に変更してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。原始委託者の把握については、各業者において可能な範囲で把握に努めるべきものと考えております。
179	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (2)⑦	フェイルに関し、取引所市場でのフェイルと債券の相対取引におけるフェイルは考え方が異なることから、一律にくくられているかのような形で表記することは望ましくないとする。(P28(5)③も同じ)	本検査マニュアルにおいては、顧客による受渡不履行を「フェイル」としておりますが、ご指摘を踏まえ、顧客による受渡不履行であることが明確となる記載振りに修正します。
180	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (2)⑦	「フェイルが発生した場合に、その発生原因を究明し、再発防止に努めているか」という記載があるが、売買管理部門の業務内容から考えれば、当該業務は主に商品部門において対応すべきものとするが如何か。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりのチェック態勢等を求めるものではありません。各業者における組織、業務分掌等に応じて、適切なチェックを行う必要があるものと考えております。
181	態勢編	Ⅱ-1-2-1.	「フェイル」の内容は何か（受渡し等の債務不履行	そのようなご理解で結構です。ただし、顧客に

	第一種金融商品取引業者	(2)⑦ II-1-2-1. (5)③	行を意味するという理解でよいか。)	よる受渡不履行を想定するものであり、明確となる記載振りに修正します。
182	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (3)③	引受審査に必要な事項は、その内容により、細則、取扱いを含む社内規程のほか、業務マニュアルなどで定めている。それぞれのルールを承認するのは、取締役会に限らず、執行役会から担当執行役、主幹部長など、決裁権限にしたがって、必要なレベルの承認をとって確定させている。「社内規程や社内マニュアルを策定し、社内の決裁権限に従った承認」をしていることで足りると考えてよいか。	そのようなご理解で結構です。ただし、証券監視委が「足りる」か否かに言及することは困難であり、各業者において、その業務内容、組織等を考慮し、適切と考えられる手続きを講じる必要があるものと理解しております。
183	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (3)③	引受審査に関する社内規程・マニュアルは、必ずしも引受審査責任者のみが策定するのではなく、引受審査を依頼する引受責任者が策定するものも含まれている。引受審査責任者としては、必要なものを「整備」することに責任があるものと思う。したがって、前段にご指摘申し上げた点も含め、P26(3)③については、引受審査部門の責任者は、社内の決裁権限に従って承認を受けた、引受審査に必要な事項（審査手続きや審査項目等）を記載した社内規程やマニュアルを整備しているか。」とすべきではないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの社内手続きを求めるものではありません。ご指摘のとおり、社内規程の策定手続きは、各業者によって異なるものと考えており、それぞれに応じた適切な手続きを経る必要があるものと考えております。

184	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (4)	「法令等遵守状況を検証するための態勢整備」ではタイトルにおいては「検証するための態勢整備」であるが、③④⑥等に関しては、法令等遵守を図るための管理態勢そのものを求めているようでもあり、タイトルについては再考すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、必要な修正を行うこととします。
185	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (4)	社内規程や管理マニュアル等の周知を求めているが、周知を図るべきなのは、同③及び④にかかる社内規程のみなのか明らかにされたい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、前書き（P8）に記載しましたとおり、「検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。」としております。本検査マニュアルに記載のない社内規程や管理マニュアル等についても、必要なものは役職員への周知が図られているものと考えております。
186	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (4)①	「投資者保護を図るとの観点から、以下の体制を整備しているか」とあるが①リについては、投資者保護の要請から求められるものではないのではないか。また、同又については、「投資者保護を図るとの観点から」その他適切な業務を遂行するための体制に限ること十分なのか明らかにされたい。なお、Ⅱ-1-2の柱書にある「取引の公正性等に関する法令等遵守態勢」とあるが、このこととの関係を説明さ	ご指摘を踏まえ、「投資者保護」を「公益又は投資者保護」に修正します。

			りたい。	
187	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (4)②	「内部管理部門の責任者は、上記体制の整備に当たっては、社内規程や管理マニュアル等を策定し取締役会等の承認を受けるとともに、」とあるが、これは各種の書面交付管理システムや受発注システムの仕様書・マニュアル等についても、取締役会レベルでの精査と承認が必要という趣旨なのか、確認したい。また「取締役会等の承認を受けるとともに」を「内部管理部門による精査と内部管理部門の責任者等の承認を受けるとともに」へ変更してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの社内手続きを求めるものではありません。各業者において、それぞれ適切な手続きを経て策定する必要があるものと考えております。
188	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (4)③イ Ⅱ-1-3-1. (3)③イ	「顧客カードの作成に関する事項」を「顧客カード等の作成に関する事項」としてほしい。	ご指摘を踏まえ、「顧客カード等」に修正します。
189	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (5)①	営業店が商品特性等を把握したうえで、顧客に対して説明を行っていることについて確認できる体制が必要とされているが、具体的に何ができていれば良いのか判断がつかかねる。例えば、通話録音を行った場合サンプル調査（モニタリング）で足りると考えて良いか。	通話録音のサンプル調査はひとつの手段であると考えられますが、営業部門に設置した内部管理担当者等による日常業務の執行状況や電話対応のモニターなども考えられます。全ての顧客勧誘の状況を把握することは不可能であることは承知しておりますが、各業者において営業員への牽制効果が働く適切な対応を講じる必要があるものと考えております。

190	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (5)①	営業員が確認する体制となっていればよいのか。そうでないとしたら、確認する主体は誰か。	各業者が構築する確認体制により、確認を行う主体は異なるものと思われますが、いずれの体制であっても営業員への牽制効果が働くことが重要であると考えております。
191	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (5)②	当社では、対面取引においては代用銘柄と同一銘柄の買建（いわゆる二階建て）を原則禁止としているが、一方インターネット取引では特に規制していない。リスク管理上の一観点としてはその規制は必要な要素であるとは考えるものの、一律に禁止する考えはない。しかし本項目を見ると「そもそも二階建ては問題である」という前提があるように読めるが、いかがか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありませんが、各業者において非対面取引の特性等に応じた適切なリスク管理を行う必要があるものと考えております。
192	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (5)②イ	「口座開設にあたり・・・」については、「取引開始にあたり・・・」としてほしい。	「例えば」と記載したとおり本項はあくまで例示であり、口座の開設がない場合には、取引開始時等に適合性の審査を行っているものと考えております。
193	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (5)②ロ	「顧客属性等・・・常に最新の情報を顧客カード等・・・」の「常に」は、実務処理を考慮すると「可能な限り」としてはどうか。	「例えば」と記載したとおり本項はあくまで例示であり、各業者が顧客の特性等に応じた適切な基準等による運用を行う必要があるものと考えております。ただし、顧客情報の変更等を把握したにもかかわらず、その情報が適切に管理されないなどの状況が適切であるとは思えません。
194	態勢編	Ⅱ-1-2-1.	フロントランニング防止措置の一例である旨明記	フロントランニングの防止に限らず、各業者の

	第一種金融商品取引業者	(5)④イ	すべきである。	業務内容等から、必要と判断する場合の確認項目と考えております。
195	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (5)⑤	一旦策定し実施した再発防止策について、法令・制度・ビジネスの環境等の変化に伴い、再発防止策の緩和や見直しを行なう場合が想定されるが、その場合について記載願いたい。	法令・制度・ビジネスの環境等の変化については、証券監視委及び自主規制機関等からの指摘事項にかかる再発防止策に限らず、全ての業務運営に関するものと考えられ、II-1-1 3. (3)⑦に記載した「法令及び社内規程等が新設又は改正された場合等において、既存の業務運営等がそれに適合しているかの検討を行っているか。また改善が必要な場合はその対策を講じているか。」との確認項目に該当するものとご理解願います。
196	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (6)	顧客とのトラブル処理態勢で、トラブルの言葉の定義はどのようになっているのか。顧客から金銭等の請求を受けている紛争まで含む印象が強い。顧客からの金銭等の請求を受けることを含んで定義するならば、顧客から初期での申し出に対する処理態勢についてもう少し触れてもよいのではないか。	初期段階での対応については、別途、II-1-1 3. (4)に記載しております。
197	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-1. (6)①	「取締役会」に「処理手続き」を明確にすることを求めているが、そのような詳細な手続きまで取締役会が定めなければならないのか。	ご指摘を踏まえ、「取締役会」を「取締役会等」に修正します。

198	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (6)②	「リスクの高いデリバティブ商品を顧客の不健全な要求によって開発するなど、トラブルの原因となる商品を開発していないか」とあるが、削除すべきである。	今後、様々な金融商品の開発が予想され、何が「顧客の不健全な要求」に該当するかを示すことは困難ですが、金融商品の性質等に起因した顧客とのトラブルについては、開発段階における法的・技術的な検証等が重要であり、その取り組み状況等を確認する項目とご理解願います。
199	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (6)②	リスクの高いデリバティブ商品に限りチェックを行うものとしているが、「顧客とのトラブル処理態勢の整備」の観点から「トラブルを未然に防止するための措置」を講じるだけでよいのか。また、取締役会の承認が必要なのはトラブル防止のためか。さらに、顧客の要望に基づいて開発されたものであれば社会的には不健全な要求であっても顧客とのトラブルは発生しない可能性もあるとすれば、「（顧客との）トラブルの原因」にならないのではないか。もし顧客とのトラブルという趣旨でないとした場合、ここでいうトラブルとは何を意味するのか。不健全な要求に基づくとは「顧客とのトラブル」防止の観点からどのように判断するのか。以上を踏まえると、顧客とのトラブル防止の観点から事前にリーガルチェック等を行うだけでは不十分なのではないか。	リスクの高い商品のみならず、複雑な商品など、必要に応じて開発チェックや取締役会等の承認手続きを経ることは、顧客とのトラブルの未然防止のみを想定するものでないことは理解しており、新商品の開発による様々なリスクの認識、軽減（トラブル防止を含む。）、責任の明確化及び商品への理解等のために付議されるものと考えております。また、顧客の要請であってもトラブルは生じ得ると考えられ、金融商品取引業者として、適法かつ健全な商品の取り扱いが求められるものと考えております。

200	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (7)④イ	「…盗難を防止するため、防犯組織を整備し、防犯責任者を明確にしているか」とあるが、「適切かつ十分な管理」の一例である旨明確化すべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、本項も、ご指摘のように一例として記載したものであることをご理解願います。
201	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (7)⑦ロ	<p>「ロ 分別管理の実施状況について、定期的に内部監査による評価を受けるとともに、法令等に基づく外部監査を実施しているか。」とあるが、この箇所の記述において、内部のことについて「受ける」、外部のことについて「実施している」とある。たとえば、次のP. 3の記述に倣って修正してはどうか。</p> <p>「法令等を担当する者に独立した権限を付与し、内部監査等によりその有効性を定期的に評価するとともに、必要に応じて外部監査等による評価を受ける等の態勢を整備する。」</p> <p>(修正案)</p> <p>「ロ 分別管理の実施状況について、内部監査によりその適切性・有効性を定期的に評価するとともに、法令等で求められている外部監査による評価を受けているか。」</p>	ご指摘を踏まえ、「分別管理の実施状況について、内部監査によりその適切性・有効性を定期的に評価するとともに、法令等で求められている外部監査による評価を受けているか。」に修正します。
202	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (8)	当社も電子取引を行っているが、ここで書かれているようなこと全てを行っているわけではない。全て行わなければならないわけではないことを確認し	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの

	引業者		たい。	管理態勢等の構築を求めるものではありません。各業者の特性等に応じた適切な管理態勢等を構築する必要があるものと考えております。
203	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (8)⑭	「原始委託者を把握せよ」とされているが、信託口座等では把握が困難なケースもあると思われる。どのレベルまで求められるものか示してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。原始委託者の把握については、各業者において可能な範囲で把握に努めるべきものと考えております。
204	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-1. (8)⑭	「不公正取引等に速やかに対応するため、原始委託者を把握する方策を講じているか。」とあるが、そもそも本邦金融商品取引業者は、原始委託者を把握する権限を有していないので、海外関係会社乃至グループ関係会社に対して照会し、原始委託者を把握するよう努力する体制が整備されていれば十分という理解でよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。原始委託者の把握については、各業者において可能な範囲で把握に努めるべきものと考えております。
205	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-2. (1)①	「① 代表取締役及び取締役会は、リスク管理を軽視することが企業の信用失墜（レピュテーション）に重大な影響を与えることを十分認識しているか。」とあるが、「信用失墜（レピュテーション）に重大な影響」は、あまり適切な表現ではない。ここは、「代表取締役及び取締役会は、リスク管理を軽視す	ご指摘を踏まえ、「代表取締役及び取締役会は、リスク管理を軽視することが、財務の健全性を損なうとともに、企業の信用失墜（レピュテーション）につながり、会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識しているか。」に修正します。

			ることが企業の信用失墜（レピュテーション）につながり、会社の経営に重大な影響を与えることを十分認識しているか。」としてはどうか。	
206	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-2. (1)②	「取締役会は、会社としてどの程度の収益を目標とし、どの程度のリスクをとるのか、といった戦略目標を明確に定めているか」とあるが、経営戦略及びリスク管理方針を組織に浸透させるための例示であることを明確化すべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、本項も、ご指摘のとおり例示であることをご理解願います。
207	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-2. (1)⑫	「監査役は、リスク管理に関する取締役会等に必ず出席しているか」とあるが、監視機能発揮にあたっての例示に過ぎないことを明確化すべきである。	監査役は、会社法に基づき取締役会に出席しているものと理解しておりますが、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委がこれを求めるものではありません。監査役の機能を適切に発揮するとの観点から、リスク管理に関する重要な会議を含め、必要な会議に出席しているものと考えております。
208	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-2. (2)②	「リスク管理手法や社内規程の内容は、営業部門等の戦略目標、あるいは、取り扱っている業務や商品の内容からみて適切なものとなっているか。また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。」とあるが、「また、リスク管理業務が日常業務の一部となっているか。」については、具体的にどのよ	例えば、保有資産の価格変動リスクや取引先が債務を履行しないリスク等については、日々、大きく変動する可能性のあるものであり、各業者の業務に内在するリスクの種類、程度等に応じ、必要と判断されるリスクの管理状況等を確認するものと考えております。

			うな点に着眼するのかわ確認したい。	
209	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-2. (2)③	「リスク管理のための社内規程には、手続き、権限、必要書類及び緊急時の対応策など、各業務の遂行方法を定めているか。また、リスク管理部門は、職員が社内規程に従い手続きを遵守しているかを検証しているか。」とあるが、「検証」とは具体的にどのようなことを指すのか確認したい。	本項で検証とは、遵守状況のチェックとの意味で使用しており、ご指摘を踏まえ、「社内規程に従い手続きを遵守しているか」を「社内規定を遵守しているか」に修正します。
210	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-2. (3)⑤	「リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。」とあるが、「業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。」の主語は、「リスク管理部門の責任者」では不相当と思われるが、具体的に誰を指すのか確認したい。 また、「業務取扱商品の見直し等を判断し、実行すること」につき、営業部門等の位置付けはどのように考えればよいか示してほしい。	ご指摘のとおり、「業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。」の主語は明記しておりませんが、金融商品取引業者としての適切な判断、実行を想定したものであることをご理解願います。一般的には、リスク管理部門の責任者が検討した結果、管理不可能と判断した場合に意思決定機関等に諮り見直し等の必要性を決定し、営業部門等への指示によりこれを実行するといった流れになるのではないかと考えております。ただし、社内手続きは、各業者により異なるものと理解しており、それぞれに応じた適切な手続を経ているものと考えております。

211	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-2. (4)⑤	「⑤ リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行され、健全な営業態度が確立されているかなどの検証を行っているか。」につき、営業部門とリスク管理部門が分離されている場合、リスク管理部門は結果として営業の実行を確認し、そこから態度を推察できても、態度が健全かどうかをチェックするのは営業部門の責任であると判断するが、リスク管理部門からどのような検証をすることが望ましいか考えを示してほしい。	ご指摘を踏まえ、「健全な営業態度が確立され」を削除します。
212	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-3. (8)	従前の証券検査マニュアルでは、信用取引に係る委託保証金の維持率余力の把握や追証・立替金発生の予防的措置等具体的なチェック項目が記載されていたが、今回のマニュアルでは当該項目が省略され、中小証券会社のために復活してはどうか。	Ⅱ-1-2 1. (5)②の確認項目に記載しておりますが、ご指摘を踏まえ、Ⅱ-1-2 3. (8)に⑧として「顧客の信用取引に関しては、Ⅱ-1-2 1. (5)②を参照。」と追加します。
213	態勢編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-1-2-3. (8)②	「新商品又は新規業務の導入に当たっては、あらかじめリスク管理部門により検証・評価を行うとともに、必要に応じて法務担当部門等の意見を聴取する仕組みが構築されているか。また、取締役会等は、これらの評価及び意見等を十分斟酌した上で、新商品又は新規業務の導入を承認する体制としているか。」とあるが、新商品の導入を承認する主体が取締役会等である必要はないと考える。「取締役会等は、これらの評価及び意見等を十分斟酌された上で	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの処理手続きを求めるものではありません。新商品や新規業務の承認手続きについては、各業者ごとに取り扱いが異なるものと思われ、それぞれの社内手続きに従った適切な承認態勢を整備する必要があるものと考えております。

			新商品又は新規業務の導入が承認される体制を整備しているか。」に修正願いたい。	
214	態勢編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-1-2-3. (9)⑨	「リミットのモニター」で、「ポジション枠等の遵守状況を常時監視できるシステム」とあるが、もしもこれが「リアルタイム・システム」を意味するものであれば、技術的に難度が高すぎると思われる。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。各業者の特性等に応じた適切なリスク管理システムを構築する必要があるものと考えております。
215	態勢編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-1-2-3. (9)⑨	「⑨ リスク管理部門は、設定したポジション枠等の遵守状況を常時監視できるシステムを構築しているか。」につき、これは、「遵守状況を常時システムによって監視する必要がある」という意味ではなく、「必要に応じて遵守状況が監視できるシステムを構築している」と解釈してよいか確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。各業者の特性等に応じた適切なリスク管理システムを構築する必要があるものと考えております。
216	態勢編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-1-2-3. (10)①	「事務管理部門」と「事務部門」の違いが分かりにくい。	ご指摘を踏まえ、「事務管理部門担当者」を「約定データ等を管理する者」に修正します。
217	態勢編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-1-2-4. (2)②	「リスクを軽減するような社内規程等」と「等」を入れるべきである。	ご指摘を踏まえ、「等」を記載します。

218	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-4. (2)⑤	「精査・検印担当者自身が業務に追われ、精査・検印が形式的、表面的なものとなるなど、本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。」とあるが、「努めているか」では検査項目の基準としては不明確であると考え。検査において具体的にどのようなチェックを行い、何が出来ていれば問題ないと判断するのか明確にしてほしい。	ご指摘を踏まえ、「精査・検印が形式的、表面的なものとなるなど、本来の機能を発揮していないことがないように努めているか。」を「形式的、表面的なものとならないよう、精査・検印の実効性を確保するための方策を講じているか。」に修正します。
219	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-4. (2)⑥	「社内規程外の取扱いを行う場合には、…必ず内部管理部門等の指示に基づいた処理をしているか」とあるが、「指示または承認に基づいた処理」とすべきである。	ご指摘を踏まえ、「内部管理部門の指示等に基づいた処理」に修正します。
220	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-5. (3)①ロ	安全管理基準については、非常に範囲が広範であるため、業者が最低限定めるべき基準や指針等を示してほしい。	システムの管理については、各業者の業務内容等により導入するシステムも異なるものと考えており、それぞれがこれを運営する上で必要となる安全管理基準を策定する必要があるものと思われます。なお、証券監視委が一定の基準や指針等を示すべきものではないことをご理解願います。
221	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-5. (3)②チ	確保すべき品質については、想定される利用環境及び業務における重要度により求められる品質特性が異なると思われるので、品質特性を例示的に列挙する必要はないものとする。	本項は、ご指摘の「利用環境及び業務における重要度を勘案」する旨明記した上で例示するものであり、列挙すべきと考えております。特に、システムに精通する検査官は限られており、品質を確保する上で考慮すべき特性の種類を記載することは、検査官の理解度や効率性の向上につながる

				ものと考えております。
222	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-5. (4)(6)	「不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。」とあるが、然るべき社内手続きを取れば、取締役会の承認が必ずしも必要ではないという理解で良いか。	コンティンジェンシープランの策定に当たっては、社内のルールに基づき、適切な社内手続きを経て策定する必要があるものと考えております。一般的には、承認手続きを経ているものと考えられますが、どのような手続きが必要かについて、証券監視委が示すべきものではないことをご理解願います。
223	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-5. (4)	システム統合の中に、システム統合リスクについて言及してあるが、この場合のシステム統合とは企業の合併・統合などの際の大規模なシステム統合を前提としており、ベンダーパッケージ等を導入する場合など全体の業務への影響度合いが軽微なものについては別の手続きに基づく事でよいか。	本項は、ご指摘のとおり大規模なシステム統合を前提として記載したものであり、統合の規模や内容等により、リスクの程度や必要となる体制等も異なるものと考えております。
224	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-5. (7)②	委託業務内容の分析そのものの有無ではなく、業務の分析及び問題がある場合の必要な対応について、行うことができる態勢となっているか否かを確認事項とすべきである。	コメントの趣旨を必ずしも理解しているものではありませんが、委託業務の内容に問題があるか否かを判断するに際し、一定の業務分析を行う必要があるものと考えております。
225	態勢編 第一種金融商品取引業者	II-1-2-7 ①	「外部監査人は、」とあるが、金融商品取引業者自身でない外部監査人を被検査主体とするかのような表現は不適切ではないか（例えば、「外部監査人の検証を受けているか」のような表現にすべきではないか。）	ご指摘を踏まえ、「取締役会等は、顧客資産の分別管理や自己資本規制比率の算出における内部管理モデル方式のリスク計測過程等について、法令等に基づき、外部の監査人による適切な評価・報告を受けているか。また、内部監査部門により全

				ての業務の適切性を検証、評価し、報告を受ける態勢を整備しているか。」に修正します。
226	態勢編 第一種金融商品取引業者ほか	Ⅱ-1-2-7. ⑦ Ⅱ-1-3-5. ⑤ Ⅱ-1-5-7. ④	「外部委託業務を含め、定期的に外部監査人等の評価を受けているか。」は外部監査に限定的な内容となっているが、他の項目の趣旨に合致しないのではないか。	外部委託業務に関しては、Ⅱ-1-1-3.(10)に記載しており、本項は削除します。
227	態勢編 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-1-3-1. (3)③イ	顧客管理に関する社内規定等の策定に当り、記載すべき事項が定められており、その中で「イ 顧客カードの作成に関する事項」が挙げられている。第二種金融商品取引業者については、必ずしも「顧客カード」の記載を求めるものではなく、必要に応じて契約相手の属性が確認されていればよいか確認したい。	ご指摘のとおり、「顧客カード」というのは、日本証券業協会の自主ルールから例示したものであり、「顧客カード」の作成を他の業者に求めるものではありません。顧客管理に必要なデータ等の管理を想定したものであり、「顧客カード」は、「顧客カード等」に修正します。
228	態勢編 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-1-3-1. (3)③ロ	③ロ「取引開始基準に関する事項」とは具体的に何か。また、特に不動産信託受益権や匿名組合契約持分権等を取り扱う場合において、具体的に取引開始とは、当該有価証券の売買又はその媒介等に係る金融商品取引の契約を顧客と締結した時点をもって、取引が開始したとの理解でよいか確認したい。	取引開始基準とは、顧客の適合性及び当社のリスク管理の観点から、契約の締結に際し、一定の基準を設けることを想定したものです。なお、「取引の開始」は、「契約の締結」と理解していただいて結構です。

229	態勢編 第二種金 融商品取 引業者	Ⅱ-1-3-2. (1)⑩	投信・投資顧問検査マニュアル（Ⅰ．取締役会等による法令等遵守体制の整備状況 3．監査役会等による経営監視機能）では、「最低限1人は」となっていたが、同様に監査役全員の出席を求めるものではないとの理解でよいか。	監査役は、会社法に基づき取締役会に出席しているものと理解しておりますが、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委がこれを求めるものではありません。
230	態勢編 第二種金 融商品取 引業者	Ⅱ-1-3-2. (1)⑩	「監査役は、リスク管理に関する取締役会等に必ず出席しているか」との記載がある。p. 91において、取締役会等とは、「取締役会のほか、業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関を含む」とされているが、リスク管理に関する取締役会等とは、リスク管理に係る決議・報告事項を議題とする取締役会等との認識でよいか確認したい。また、具体的に業務の運営、執行に関する意思決定を行う機関とはどのようなものか。実務上は取締役会あるいは執行役員など会社の意思決定に直接結びつく法定・任意の機関もあれば、会社の部課長など管理職によるものから担当レベルによるものなど様々な階層で意思決定が行われている。後者について監査役が出席することは現実的でなく、取締役会等の定義には含まれないことを確認したい。	監査役は、会社法に基づき取締役会に出席しているものと理解しておりますが、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委がこれを求めるものではありません。監査役の機能を適切に発揮するとの観点から、リスク管理に関する重要な会議を含め、必要な会議に出席しているかを確認する項目であることをご理解願います。
231	態勢編 第二種金	Ⅱ-1-3-3. (2)①	「例えば、予想損失額を計量化するなど」と記述されているが、投信・投資顧問検査マニュアルでは	本項は、投資運用業に純財産額規制が課され、リスク管理の重要性が増すことを前提に記載した

	融商品取引業者		リスク量の計量化までの記載はなく、新たに記載されたと考えられるが、その意図されることは何か。	確認項目です。ただし、あくまで例示であり、各業者の特性等に応じた適切なリスク管理を行う必要があるものと考えております。
232	態勢編 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-1-3-4. (1)	システムリスク管理態勢については、「業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者」に限り適用されるとの認識でよいか確認したい。また、「業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者」とは、システムに依存して当該金融商品取引を行う金融商品取引業者を意味するとの理解でよいか確認したい。特に不動産信託受益権等の取引は、投資助言業・投資運用業・第二種金融商品取引業（不動産信託受益権の売買、媒介、私募の取扱い）のいずれの種別に於いても、顧客と対面で取引の意思決定を行うことが多いことを考えると、不動産を原資産とする信託受益権を取り扱う金融商品取引業者は、一般的には業務基盤がシステムに依存していないと理解してよいか確認したい。また、顧客への連絡用などのメールシステムは対象外との理解でよいか確認したい。	システムリスク管理態勢は、「業務基盤がシステムにより担われている金融商品取引業者」のみを想定したものではありません。金融商品取引業務の執行に少なからずシステムを活用している場合を想定しております。ただし、公益又は投資者保護上支障が生じるおそれのない又は極めて少ないシステムについて、検査で確認することはないものと理解しております。この他のご質問につきましては、そのようなご理解で結構です。
233	態勢編 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-1-3-4. (5)①	復旧手順や方策はシステムの特性等から「標準化」が困難なことが多く、要求される「標準化」の水準にもよるが、これをチェックポイントとされると相当なコストをかけてシステムの改変をする必要もでてくる。したがっ	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が復旧手順や方策の標準化を求めるものではありません。

			<p>て、ここの記載としては以下のとおり修正してほしい。なお、P78における投資運用業者のシステムリスク管理態勢に関する記述についても、同様に修正願いたい。</p> <p>「障害等の発生に備え、公益又は投資者保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策を定めているか。」</p>	<p>ん。システムの開発、変更にコストがかかることは十分承知しており、各業者において適切なシステム管理に必要なかを十分検討した上で判断されるべきものと考えております。</p>
234	態勢編 第二種金融商品取引業者	II-1-3-5. ⑤	<p>外部委託をしている場合には、外部監査人等による評価とは、金融商品取引業者の業務に対する外部からの監査を意味するものでなく、当該委託先における監査を指しているとの理解でよいか確認したい。</p>	<p>外部委託業務に関しては、II-1-1-3.(10)に記載しており、本項は削除します。</p>
235	態勢編 第二種金融商品取引業者 投資助言・代理業	II-1-3-6. ① II-1-4-2. ①	<p>個人業者の場合は、各項目が適用されないケースが多いと思われるが、どの項目を準用し、どの項目を準用しないか明らかにしてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、個人業者に限らず、業者ごとに適用されない項目が多数存在するものと考えております。適用項目については、各業者の業務内容、組織、規模等により異なるものと理解しており、個別具体的に示すことは困難であることをご理解願います。</p>
236	態勢編 投資助言・代理	II-1-4-1. ⑤イ	<p>顧客管理に関する社内規定等の策定に当り、記載すべき事項が定められており、その中で「イ 顧客属性の把握に関する事項」が挙げられている。不動</p>	<p>助言に基づいて運用が行われる資産の性格（運用制限等）に合致した助言が求められるものと思われ、必要に応じて読み替えにより確認するもの</p>

	業		産私募ファンドを運営するアセットマネジメント会社(投資助言代理業登録)で、顧客がSPCの場合、本記載事項の適用の有無について示してほしい。	と考えられます。
237	態勢編 投資助 言・代理 業	Ⅱ-1-4-1. ⑤ロ	顧客管理に関する社内規程等に記載すべき事項として「疑わしい取引等に関する事項」が掲げられているが、顧客の金銭等の預託を受けない投資助言・代理業者の場合、具体的にどのような取引形態が疑わしい取引等として想定されているのか示してほしい。	具体的にどのような取引形態が疑わしい取引等に該当するかについては、「疑わしい取引の参考事例」(金融庁ホームページ掲載)等を参照して、適切にご判断していただく必要があるものと考えております。
238	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5	金商法では、投資一任運用、投信の運用、投資法人の運用を合わせての記述となっているが、3つが共通とならない部分については、どの業務についての記述なのかを括弧書き等で明記してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方(P7)に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記しております。なお、ご指摘のような業種のみで明確な区分が行えるものではなく、業者ごとの組織、規模、運用財産の性格、スキーム等により異なるものと理解しており、個別具体的に示すことは困難であることをご理解願います。

239	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (1)②ハ	<p>「海外の権利者に係る資産運用であっても、金融商品取引法が適用されることを認識しているか。」と記載されているが、金商法における業者規制の趣旨が、国内の投資家保護を基本とし、わが国の資本市場の健全な運営を図るものであるとすれば、海外の権利者に対する損失補てん等の禁止等資本市場の公正確保を目的とする規制を除き、契約締結前書面等の交付義務等の規制については、基本的に金商法の保護の対象外であると考えられる海外の権利者との契約においては適用されないとの理解でよいか確認したい。</p> <p>なお、本件については、海外の権利者（外国投資家）が金商法の規制による保護の対象外であると解されることから特定投資家制度の対象外とされており、従って、金商法第45条に定める行為規制の適用除外の対象とならないこととの関連において照会するものである。</p>	<p>法令の解釈に関して、証券監視委がお答えする立場にないことをご理解願います。なお、金融庁による金商法に関する内閣府令等のパブリックコメントに対する考え方（P109～P110）においては、「外国法人を全て一般投資家へ移行可能な特定投資家に該当するよう修正する」としており、他方、外国の個人顧客については、「国内の個人顧客と同様の取り扱いとなります。」としており、ご質問の内容と大きく異なるようです。</p>
240	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (1)④イ	<p>また、「Ⅱ-1-5-1. (1)④」において記載のある、ファンドマネージャー（運用担当者）とトレーダー（取引執行者）についてであるが、ベンチャーキャピタルにおいて、未公開の有価証券の売却については、多くの場合、投資担当者が実行する。ファンドマネージャー（運用担当者）を投資担当者、トレー</p>	<p>本項は、投資運用業において、運用担当者と取引執行者が同一であることにより利益相反となる事象が生じる場合（例えば、ファンド間売買や運用財産の付け替えによるファンド間での利益相反、執行担当者が他の取引を執行する者である場合の運用情報を利用した取引など）を想定するも</p>

			<p>ダー（取引執行者）を株式の処分の担当者と考えるならば、同一の者が、投資担当者としての役割、ファンドマネージャーの役割、トレーダーとしての役割を担っても良いか。</p>	<p>のであり、そのような事象が生じ得ない運用スキームにおいて、担当者を分離する必要性は乏しいものと考えております。</p>
241	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (1)②ハ	<p>「海外の権利者に係る資産運用であっても金融商品取引法が適用される」とあるが、逆に「海外における資産運用の場合は日本の権利者に係る資産運用であっても金融商品取引法は適用されない」という理解で良いか。</p>	<p>ご質問の趣旨を必ずしも理解しているものではありませんが、海外における資産運用については金商法第61条に明記してあり、仮に、金商法が適用されないのご認識であれば、誤りではないかと思われます。いずれにせよ、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。</p>
242	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (1)不動産 投資信託等	<p>金融商品取引業者等検査マニュアル(案) P24に記載されている以下の文言を加えてほしい。 「II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者 1. 内部管理態勢 (1) 内部管理部門の責任者等①代表取締役は、内部管理部門の責任者と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。また、内部管理部門の責任者は、営業部門等に所属する内部管理担当者との連絡・報告体制を確立し、内部管理に関する情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。さらに、これらの体制の明確化と役職員への周知を図るとともに、その機能の実効性について検証して</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「代表取締役は、内部管理部門の責任者と密接な連携を図り、内部管理に関する重要情報を把握するシステムを構築しているか。また、内部管理部門の責任者は、営業部門等に所属する内部管理担当者との連絡・報告体制を確立し、内部管理に関する情報を網羅的に把握するためのシステムを構築しているか。さらに、これらの体制の明確化と役職員への周知を図るとともに、その機能の実効性について検証しているか。」を追加します。追加場所は、不動産投資信託等に限定せず、II-1-5 1. (1)に追記し、以降、番号を繰り下げることとします。</p>

			<p>いるのか。」</p> <p>不動産投信の運用会社は役職員数が20名から50名程度と少ないことから代表取締役の権限、発言力が証券投資信託会社より大きいこと、また、スポンサー企業からの出向者が代表取締役に就任していることが多いことから、代表取締役の裁量が大きい分、責務を明確にする必要があると考えるため当該記述の追加を求めるものである。</p>	
243	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (1)⑦～⑫	<p>不動産等とは、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの信託受益権のことと理解して良いか確認したい。</p>	そのようなご理解で結構です。
244	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (1)⑫	<p>「取締役会等は、基本方針に基づき、個別不動産等の運用方針を策定しているか」との記載がされているが、「取締役会等」とは、投資法人資産運用業者の取締役会等を指すと理解してよいか。</p>	そのようなご理解で結構です。
245	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (1)⑫	<p>不動産私募ファンド（GK - TK等）を運用する投資運用業者に本項目が適用されるとすれば、以下の事項について確認したい。</p> <p>① 実務上、個別不動産の運用方針については、例えば取締役会等から委任されたファンドマネージャーが策定することでよいか確認したい。</p> <p>② SPGが保有している信託受益権の原資産である不動産の運用・管理について、金融商品取引法令の規</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの手続きを求めるものではありません。</p> <p>①については、各業者により異なるものと考えており、社内ルールに基づいた適切な手続きを経て策定されるものと考えております。</p> <p>②については、法令上の規制が課されないとし</p>

			制対象から外れる場合には、本記載の「運用方針」には該当しないとの理解でよいか確認したい。	ても、投資者保護上必要と判断した場合には、実態把握のために確認する可能性があると思われます。
246	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (1)⑮	<p>「投資法人の役員会は、利害関係を有する金融商品取引業者への業務委託が禁止されていることを認識する」旨の記載があるが、当該記載は投信法200条「利害関係を有する投資信託委託業者等への委託の禁止」に規定することを指しているという理解でよいか確認したい。そうであるならば、投信法200条の趣旨は監督役員と利害関係のある金融商品取引業者への委託の禁止であることから、監督役員に限定した趣旨になるように表現を改めてほしい。仮に、投信法200条を想定していないとすれば、ここでいう「業務委託」とは、投信法198条「投資信託委託業者への資産の運用に係る業務の委託」と投信法208条「資産保管会社への資産の保管に係る業務の委託等」の2つの業務委託を指すと理解してよいか確認したい。</p>	ご指摘のとおり、投信法第200条を想定したものであり、「監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者」に修正します。
247	態勢編 投資運用 業者 業務編	II-1-5-1. (2) II-2-3-1.	<p>P68の1.(2)にディスクロージャーに係る内部管理態勢につきチェック項目が掲げられている。二項有価証券は原則として発行体の開示規制の対象外であるので、もっぱら二項有価証券を扱う場合、本記載の「組織体制」の整備は不要との理解でよいか確認</p>	ご指摘のとおり、基本的には発行体に係る開示制度を想定したものでありますが、投資者の投資判断に影響を与える重要な情報について、運用業者自らが積極的に開示を行うべき事態も想定され、（内部管理部門が兼任するにしても）体制自

	第二種金融商品取引業者	(3)②③	したい。	体が不要であるとは考えておりません。また、契約締結前書面の策定等において当てはまる項目も見受けられ、当該項目の一部を準用して確認すること等も考えられます。
248	態勢編 投資運用業者 業務編 投資運用業者	II-1-5-1. (3) II-2-5-1. (3)②	<p>検査マニュアル案では、投資運用業において新発社債の適正配分に関する規程の必要性が盛り込まれている（II-1-5態勢編・投資運用業者 1. 内部管理体制(3) 社内規程、II-2-5業務編・投資運用業者 1. 投資運用業 (3) 運用の適切性②運用財産間の利益相反）。</p> <p>一般的に新規公開株式においては公開価格が市場の評価とかけ離れることがあり、上場後に株価が急上昇して配分を受けた口座に利益が生じるような状況が散見されるが、社債市場においては格付や金利により発行価格が形成されるため、発行直後に特別な利益が生じるような状況は見られない。社債の運用においては、新発債は既発債との比較で有利とみなされれば買付け、優位性がない場合は買付けを行わない。</p> <p>従って、新発社債を既発社債と区別して特別な規程を設けることは、口座間の公平を保持する目的に適うことにならず、むしろ運用担当者の投資判断の妨げになる可能性がある。新発社債に関する規程の</p>	<p>本項は、普通社債を想定するものではなく、新株予約権付社債等を想定するものです。一般に、新株予約権付社債などの債券は一定の価格で株式に転換可能となるため、日本証券業協会の自主ルールでも、新株予約権付社債を株式と同じ位置づけとしております。ただし、ご指摘のような誤解を招く可能性もあるため、「新規公開株式等」に修正します。</p>

			必要性については、削除願いたい。	
249	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (3)①⑤ロ II-1-5-1. (5)③ II-1-5-1. (6)②	p. 69 (3)①「運用結果に係る検証規程、運用資産の評価に係る社内規程」、p. 70 (3)⑤ロ「資産管理計画書の保存及び権利者への縦覧に係る社内規程」、p. 70 (5)③「組入資産の正確な評価を行うための社内体制が整備されているか」、p. 71 (6)②イ「資産管理計画書」などの記載事項について、いわゆる投資法人等に関する資産運用において、作成することは概ね一般的であろうと思われる。しかし、投資家との合意等を前提に、費用対効果を考慮した効率的な運用を行う不動産私募ファンド等を扱う資産運用等においては一般的とはいえず、関係法令上も求められていないため、金融商品取引法2条8項12号イに規定する登録投資法人に対する資産運用に係る委託契約に基づく資産運用会社の業務のみに適用されるものと理解してよいか確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの社内規程等の策定を求めるものではありません。ただし、法令上の求めがないから策定等は不要というものではなく、各業者の業務内容等に応じ、必要な社内規程等を整備する必要があるものと考えております。
250	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (3)②	資産運用に関してベンチマークを採用している場合は権利者へ説明する等の社内規程を整備しているかとある。従来は投資一任業者のみが対象となっていたが、新マニュアルでは投資信託も対象となるのか確認したい。	ベンチマークを採用している場合には、投資一任業者に限らず、投資者に対して（直接又は間接に）説明責任があるものと考えており、この責任を果たすためには、一定の社内規程等の整備も必要と思われる。
251	態勢編 投資運用	II-1-5-1. (3)②	②の表現につき、投資信託委託会社が直接権利者に説明する場面は考えにくい、「社内規程等」とは、	運用に係る権利者への必要事項の説明は、あくまで運用業者の責任であると考えられ、直接であ

	業者		例えば目論見書作成マニュアルなどを想定しているという理解で良いか確認したい。	るか間接であるかに関わらず、確実に実施される必要があるものと考えております。本項は、目論見書等の作成に関するものを含め、投資者への説明（販売業者を通じるものを含む。）に関する社内規程等を確認する項目です。
252	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (3)②	資産運用に関するベンチマークは必ずしも採用する必要はないという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
253	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (3)③ト	社内規程の整備において「役職員の金融商品の自己取引に関する社内規程」が掲げられているが、ここでいう「金融商品」は、利益相反行為や投機的取引防止の観点から「株式等」と読替え可能であると理解してよいか確認したい。	ご指摘のとおり、不公正取引や利益相反行為等を想定したものであり「株式」が主な商品であると考えられますが、例えば、利益相反の防止との観点からすれば、株式に限らず運用財産に組み込まれた商品全てが対象になるのではないかと考えられます。ただし、役職員の資産運用を抑制することが目的ではなく、各業者において、適当と判断する商品を対象とした社内規程を整備する必要があるものと考えております。
254	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (3)③ト	他の業者については、「役職員個人の金融商品取引に関する事項」を記載した社内規程の策定が要請されるのに対して、「役職員の金融商品の自己取引に関する社内規程」の策定を要請する理由は何か。	ご指摘を踏まえ、「役職員個人の金融商品取引に関する社内規程」に修正します。なお、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が各業者に対して要請するものではないことをご理解願います。

255	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (3)③チ	株主優待物の処理は、信託銀行で行い、運用指図外項目であることから、投資一任業務については適用除外であることを確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの社内規程の策定を求めるものではなく、各業者の業務内容等に応じて適切な社内規程等が整備されているものと考えております。
256	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (3)③リ	③リにおいて、「その他、交付書面に関する事項、弊害防止措置の遵守及び運用財産相互間取引をはじめとした利益相反行為の防止等に関する事項など、法令等遵守に関する社内規程」とあるが、投資運用業者が、弊害防止措置のために必要な社内規程には、他の金融商品取引業を併営する場合の弊害防止措置として法第44条に定められる禁止行為を防止する為に必要措置（例えば、部門間での情報の遮断等）が含まれていれば足りると言う理解でよいか。	弊害防止措置に関してはご指摘のとおりと考えられますが、「など、法令等遵守に関する社内規程」としてあるとおり、あくまで例示であることをご理解願います。
257	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (3)⑤ II-1-5-1. (6)⑤	資産管理計画書について、保存及び権利者への縦覧に係る社内規程を策定することと、自主規制機関のルール等に準じて適切に作成することが求められているが、現行、資産管理計画書の作成が求められているのは、投資信託協会の会員である投資法人の資産運用会社に限られている。金融商品取引法施行時に、不動産私募ファンド関連の投資運用業者が入会し得る自主規制機関が未定であることも想定され	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が「資産管理計画書」の作成等を求めるものではありません。ただし、自主ルールが存在しないとしても、運用財産に関する期間、運用方針、評価方法など、ファンドごとに一定の計画は策定されているものと考えております。

			ることから、当該資産管理計画書の作成を投資運用業者全てに求めるものではなく、自主規制機関で定めている場合に限定してほしい。	
258	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (4)	本項目は、投資一任業務については対象外であることを明記してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、全ての資産運用を対象とするものではありません。各業者の業務内容等に応じて、運用財産管理の状況を確認するものであることをご理解願います。
259	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (4)	ベンチャーキャピタルの投資は未公開株等を対象にしており、投資信託等で行なっている基準価格算出は、ベンチャーキャピタルには実務上馴染まないもので、こちらの規定はベンチャーキャピタルには適用されないと理解するが相違ないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、全ての資産運用を対象とするものではありません。各業者の業務内容等に応じて、運用財産管理の状況を確認するものであることをご理解願います。
260	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (4)	基準価額は、一般的にはオープンエンドの証券投資信託において計算されるものであるため、不動産や不動産信託受益権を投資対象としているクローズドエンドのファンドの場合には、基準価額管理は不要であると解してよいか確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、全ての資産運用を対象とするものではありません。各業者の業務内容等に応じて、運用財産管理の状況を確認するものであることをご理解願います。

261	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (5) II-1-5-1. (6)	<p>不動産信託受益権は、日々売買されるものではないことから、(5)運用管理態勢に記載されている項目に必ずしも合致しない。また、例えば、取締役会等への報告に関する項目は(5)と(6)の不動産運用管理態勢の両方に記載されており、(5)と(6)は運用資産に応じて選択的に適用されるものと思料される。そこで、不動産信託受益権を取扱う投資運用業者は、(5)ではなく(6)の項目が適用されると理解してよいか確認したい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、検査対象先の業務内容、組織、規模等により、確認項目は異なるものと理解しております。本項についても、基本的にはご質問のようなご理解で結構ですが、本検査マニュアルに記載のない項目についても必要に応じて確認を行うこととなります。</p>
262	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (5)	<p>p. 70(5)③「適正な時価を把握する体制」に関し、不動産信託受益権を組み入れ資産とする場合、常設市場において日々価格が決まる有価証券ではなく、「適切な時価」は観念することが難しい。仮に不動産の評価として、常に鑑定評価の取得を求めているとすれば、多額の鑑定費用等により投資家の不利益につながる恐れがあるので再考してほしい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、検査対象先の業務内容、組織、規模等により、確認項目は異なるものと理解しております。ただし、必要に応じて時価評価が行われるものと考えております。</p>
263	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (5)	<p>「II-1-5-1. (5)」に「運用状況を管理する者」とありますが、ベンチャーキャピタルにおいては、投資担当者のことを指すという理解でよいか。また、「運用管理」とは投資担当者の投資や回収の取引が法令や社内規則および組合契約を遵守していることを確認・管理する行為という理解でよいか。</p>	<p>運用管理とは、ご指摘のように、財産の運用に係る法令、社内規則、組合契約など、運用の適切性をチェック、管理することを想定しております。運用状況を管理する者については、各業者の業務内容等により異なるものと思われませんが、運用を管理する者と投資担当者を同一人が担当した場合、日常のチェック機能が働くか疑問であると考</p>

				えております。
264	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (5)②ロ	(5)②ロに関し、「運用において重大な異常が認められた場合」とは具体的にどのような場合を想定しているのか。また、「直ちに取締役会・・・にその旨報告」とあるが、異常な事態の重大性に応じて、当初は取締役会から委譲を受けた下部の社内委員会などで報告を受け、対応策等を検討することもあるので、「取締役会等」としてほしい。	本項では、各業者が考える「重大な異常」を想定したものであり、具体例を掲げるべきものとは考えておりません。各業者において、直ちに取締役会や代表取締役への報告が必要と判断するケースとご理解願います。
265	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (5)③	未公開株式の適正な時価の把握が求められているが、未公開株式の適正な時価とはどういったものか。	一般に公正妥当な算出方法とされる金融商品会計基準等に基づく算出方法を想定しております。
266	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (5)③	非上場の株式等が組み入れられている場合の適正な時価を把握する体制とは、例えば適正時価に関して利害関係のない複数の専門家の評価額に基づいて決定し、金融商品に係る会計基準に従って損失等を計上していれば問題ないと考えてよいか。	一般に公正妥当な算出方法とされる金融商品会計基準等に基づく算出方法を想定しております。
267	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (5)④	「金融機関等を通じた運用」とは、投資一任業務においてはどのような運用が該当するか示してほしい。	運用に係る各種契約（一任契約を含む）等により異なるものと理解しており、金融機関等に対して投資運用業者が運用財産の残高確認等を行うべき立場にあるものを想定したものです。
268	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (6)③	投資信託および投資法人に関する法律において、不動産を取得又は譲渡等の行為が行われた時の価格調査としては、不動産鑑定士による鑑定評価を踏ま	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、ご指摘のとおり、

			えて調査することが求められているが、本マニュアル案記載の「複数」の鑑定は時間および費用の面で必ずしも投資家の利益にそぐわない場合もあることから、これが例示であり必ずしもすべての場合において求められるものではないことを確認したい。	公正性を確保するための一手段であると考えております。
269	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (6)④	「親法人等又は子法人等が保有する不動産等を取得する場合～当該不動産の対価の決定について適正性が確保される体制となっているか。」と記載されているが、この体制とは、必ずしも常設の組織の設置を求めるものではなく、例えば業務プロセスとして社内手続きが定められ、適正に行われることとの理解でよいか確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものでありますが、各業者が構築する管理態勢が、実質的に適正性が確保される態勢である必要があると考えております。
270	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (7)⑤	「投資判断が海外拠点等で行われる場合、現地のファンドマネージャーに法令等の理解及び遵守を徹底しているか」とあるが、ファンドマネージャーが海外現地法人であり、日本の投資運用業者（15号）と投資一任契約を締結の上投資判断する場合、当該ファンドマネージャーに金融商品取引法は適用されるのか（当該外国法令等がファンドマネージャーに適用されることを前提として）。	投資判断が海外拠点等で行われる場合でも、国内の投資家から出資等を受けて運用を行う場合、原則として、金融商品取引業者としての登録が必要と理解しており、現地のファンドマネージャーは国内の法令等が適用されるものと考えられます。ただし、ご指摘のケースについては、金商法第61条第2項に該当するものと考えられ、法令等は適用されないものと思われま。
271	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-1. (7)⑦	(7)⑦において、再委託先が関係会社の場合、運用実績の優位性を契約継続の主たる判断基準とすることは現実的でない。関係会社に再委託すること	合理的な理由に基づく契約等であれば、問題と考えるものではありません。

			を前提としてファンドを設定し、一任契約を締結する場合には、運用実績の優位性如何にかかわらず再委託契約を継続することにも一定の合理性があると考えるが、いかがか。	
272	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-1. (7)⑧	「自社」の「運用能力等」の「把握」は、再委託の場合に限らず必要とされる事項であり、現在の検査マニュアルにおいても、「運用管理態勢」の「設定」に関するチェック項目となっているため、「(7)運用の再委託管理」だけでなく、「(5)運用管理態勢」等に同等の記載を設ける必要がないか確認したい。	ご指摘を踏まえ、本項をⅡ-1-5 1. (1)②に「取締役会等は、投資信託の設定あるいは投資一任契約の締結等に当たり、自社及び再委託先等の運用能力等を的確に把握しているか。」として移動し、以降、番号を繰り下げることとします。
273	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-2. (1)③④	投資運用業者では ③ 取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて随時に見直しているか。(P72) ④ 取締役は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解し、リスク管理の重要性を認識しているか。(P72) となっており	ご指摘を踏まえ、Ⅱ-1-2 2. (1)の③と④及び、Ⅱ-1-3 2. (1)の③と④を入れ替えま

			<p>第二種金融商品取引業者ではⅡ-1-3 2 (1) 取締役等の認識及び役割において</p> <p>③ 担当取締役は、リスクの所在及びリスクの種類・特性を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法を理解するとともに、リスク管理の重要性を認識し、適正なリスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。(P56)</p> <p>④ 取締役会等は、戦略目標を踏まえてリスク管理の方針を明確に定めているか。また、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。加えて取締役会等は、リスク管理の方針を定期的に、あるいは戦略目標に変更が生じた場合など必要に応じて随時に見直しているか。(P56) となっており、③と④の記載順序を何れかに揃える必要がないか確認したい。</p>	
274	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-2. (3)②③	<p>投資運用業者では</p> <p>② リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、取り扱う商品の複雑化・多様化等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。(P74)</p>	ご指摘を踏まえ、Ⅱ-1-5 2. (3)の②と③を入れ替えます。

		<p>③ リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制整備を図っているか。 (P 74) となっており、</p> <p>第二種金融商品取引業者ではⅡ-1-3 2(3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割において</p> <p>② リスク管理部門の責任者は、リスク管理の方針及びリスク管理のための社内規程に沿って、適切なリスク管理を行うための体制整備を図っているか。 (P 57)</p> <p>③ リスク管理部門の責任者は、リスク管理手法や組織の有効性を適時適切に検証するとともに、市場の変化やリスク量の増大、取り扱う商品の複雑化・多様化等にあわせて、必要に応じ、リスク管理手法を見直しているか。(P 57) となっており、②と③の記載順序を何れかに揃える必要がないか確認したい。</p>	
--	--	--	--

275	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-2. (3)④⑤	<p>投資運用業者では</p> <p>④ リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。(P74)</p> <p>⑤ リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。(P74)となり、</p> <p>第二種金融商品取引業者ではII-1-3 2 (3) リスク管理部門の責任者の認識及び役割において</p> <p>④ リスク管理部門の責任者は、取締役会等で定められた方針に基づき、リスク管理担当者の能力を向</p>	<p>ご指摘を踏まえ、II-1-2 2. (3)の④と⑤及び、II-1-3 2. (3)の④と⑤を入れ替えませす。</p>
-----	-------------------	--------------------	--	---

			<p>上させるための研修体制を整備するなど、専門性を持った人材の育成を行っているか。なお、社内においてリスク管理を重視するとの考え方が浸透するよう、適切な方策を講じているか。(P57)</p> <p>⑤ リスク管理部門の責任者は、営業部門等における業務の種類や取扱商品を常に把握し、継続的なリスクの特定と適切な管理手法を構築するための施策を講じているか。特に、新規の業務に取り組む場合や新規の商品の取扱いを開始する場合には、リスクを特定し、管理に必要なインフラを整備するなど事前に十分な検討・対策を講じているか。なお、特定されたリスクが管理不可能なリスクであった場合には、業務や取扱商品の見直し等を判断し、実行しているか。(P57)</p> <p>となっており、④と⑤の記載順序を何れかに揃える必要がないか確認したい。</p>	
276	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-2. (4)	(4) 独立性の確保 (P74) と (4) リスク管理部門の独立性 (P57) と項目名を揃える必要がないか確認したい。	ご指摘を踏まえ、II-1-5-2.(4)を「リスク管理部門の独立性」に修正します。
277	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-2. (4)	(4) 独立性の確保について、リスク管理部門の役職員と営業部門の役職員は、相互の立場を混同せず、それぞれの立場で、客観性ある指摘・意思決定を行っている場合においても、兼務する事は出来ないの	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。

			か。また、兼務せざるを得ない規模の会社においては登録拒否といった対応を取るのか。法施行後の経過期間などはあるのか。	各業者の業務内容、組織、規模等により、その特性等に応じた適切な措置が講じられる必要があるものと考えております。
278	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-2. (4)⑤	<p>投資運用業者では</p> <p>⑤ リスク管理部門は、営業部門等への指示が適切に実行されているか、健全な営業態度が確立されているかなどの検証を行っているか。(P74)</p> <p>となっており、</p> <p>第二種金融商品取引業者ではⅡ-1-3 2(4)において⑤ リスク管理部門は、営業部門等への指示事項が適切に実行されているかなどの検証を行っているか。(P58)</p> <p>となっており「健全な営業態度が確立されているか」の有無につき、表現をそろえる必要がないか確認したい。</p>	ご指摘を踏まえ、「健全な営業態度が確立され」を削除します。
279	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-4. (5)①	<p>① 障害等の発生に備え、公益又は投資者保護の観点から速やかな復旧が図られるよう、復旧手順及び方策について標準化を図っているか。また、障害等の発生を想定した業務の継続や復旧作業の訓練を行うなど、実効性のあるものとなっているか。</p> <p>上記NO 233に関するコメントを参照。</p>	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が復旧手順や方策の標準化を求めるものではありません。システムの開発、変更にコストがかかることは十分承知しており、各業者において適切なシステム管理に必要な否かを十分検討した上で判断されるべきものと考えております。

280	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-4. (6)①	優先度に応じて行なう業務を決定することで足り ると考えられることから記述から「全ての」を削除 して欲しい。	全ての業務をグループ分けする等の必要はある ものと考えております。
281	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-4. (6)③	「障害発生を想定した定期的な訓練等」とあるが、 定期的とはどの程度の頻度であれば問題がないと考 えてよいのか。	業務又はシステムの内容、規模等により異なるも のと考えられ、証券監視委がどの程度であれば問 題ないかを示すべきものではないことをご理解願 います。
282	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (1)②	(1)②における「最良執行」は発注・執行段階を、 「リスク管理」は執行後の運用財産の維持段階を想 定しているように見受けられ、脈絡が分かり難い。	ご指摘を踏まえ、「最良執行を図るうえで」を 削除します。
283	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (1)②	(1)②に関し、各取締役や監査役が詳細なリスク管 理の手法に理解していることを求めるのは現実的で はないので、各担当取締役としてはどうか。	取締役等は、リスク管理に関する報告を受ける 立場にあり、リスク管理手法等について一定程度 理解していることを前提としておりますが、ご指 摘を踏まえ、「担当取締役」に修正します。
284	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (1)⑥	運用リスクを管理する部門を管理部門から独立さ せるなどにより相互牽制機能を確保しているかとあ るが、ここでいう管理部門との相互牽制とはどのよ うな内容か。	運用リスクを管理する部門は、あくまで、運用 財産に係るリスク管理を担当することを想定して いるため、法令等遵守を担当する管理部門による チェック機能が働くような態勢とする必要がある のではないかと考えられます。
285	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (1)⑥	運用リスクを管理する部門を、投資運用部門及び 管理部門から独立させ、相互牽制機能を確保すると あるが、運用リスク管理部門は、管理部門を構成す る一部門とする考え方は不適當か確認したい。	運用リスクを管理する部門は、あくまで、運用 財産に係るリスク管理を担当することを想定して いるため、法令等遵守を担当する管理部門による チェック機能が働くような態勢とする必要がある

				のではないかと考えられます。
286	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (1)⑨	「取締役会等は、投資案件の審査、モニタリング、分析等の管理を適切に行う運用リスク管理部門を設置し・・・」とあるが、投資運用部門（フロント）が投資後の投資先モニタリング、分析等を行うこと自体は問題がないと考えてよいか。	投資運用部門が投資案件の審査、モニタリング及び分析等を行うことは、フロントによるチェック機能のほか、運用能力の向上にも資するものと考えられます。
287	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (1)⑩ハの f.	「鑑定評価に関するリスク」とは、鑑定評価書が「証券化対象不動産の価格に関する鑑定評価の実務指針」に基づいて作成されていることを確認していれば、本リスクに対するリスク管理が行われていると理解してよいか確認したい。	ご質問のとおり、当該実務指針に基づいて鑑定が行われているかを確認することは重要であると考えておりますが、鑑定評価に関するリスクは、この他にも、鑑定に必要な情報を伝えていないリスク、事務処理ミス等による誤った情報を伝達するリスク、鑑定結果を誤って理解するリスク、鑑定結果を正確に資産評価に反映しないリスクなどが挙げられると思います。
288	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (2)①	「Ⅱ-1-5-5. (2)」に「運用リスク管理部門」とあるが、運用リスク管理部門とは、投資組入れの審査から、処分までを行う部門と同じという理解でよいか。あるいは、運用リスク管理の機能を投資部門・管理部門からなる委員会が果たす場合、当該「委員会」ということでよいか。	運用リスク管理とは、運用の実行ではなく、あくまで、運用財産に内在する各種リスクの管理を想定したものであります。ご質問の「委員会」が常時機能し、適切なリスク管理を行うための牽制機能が働くのであればそのようなご理解で結構です。
289	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (2)①ニ	「流動性が低く処分が困難な資産や客観的に時価を算出できない資産に係るリスク管理手法に関する社内規程」とあるが、具体的にどのような内容が定	資産の内容や業者の方針等により異なるものと考えられますが、例えば、そのような資産を保有しないための基準、保有した場合の処分方法やへ

			めてあれば問題がないと考えてよいのか。	ツジ方法を検討するための手続きなどが考えられます。
290	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (3)⑤	LTVの数値の把握とは、例えば投資法人が他のSPCに投資を行っている場合、投資運用を行っている投資法人等自体のLTVの数値の把握ではなく、当該投資法人等の投資先SPCのLTV等を意味するとの理解でよいか確認したい。	個々のケースにより異なるものと思われますが、運用財産の適切なリスク管理を目的とするものであり、必要となるLTVを把握することを想定するものです。
291	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (4)①	「借入先の信用状況を十分に検討する」とは、貸手の財務状況等に係る融資実行のデフォルトリスクではなく、借入条件(例えば、金利等)が妥当か否かや社会的信頼性の観点からチェックを行う等、投資運用業者が忠実に業務を行うことを求めていることと解してよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。
292	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (4)③～⑥	本項目に関しては、資金調達の可能性がある投資信託およびファンド運用等を前提としたものであると考えられることから、資金調達(借入)を行わない投資一任業務については対象外であることを確認したい。	そのようなご理解で結構です。
293	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-5. (4)④	「資金繰りの状況について日々管理しているか」との記載があるが、投資法人についてはクローズドエンド型なので、解約金支払は発生せず、日々大量の運用資産の売買が発生するわけではない。従って、記載されているような日次ベースでの精緻な資金繰	そのようなご理解で結構です。

			り管理は必ずしも求められていないという理解でよいか確認したい。また、不動産私募ファンド関連の投資運用者についても同様に求められていないという理解でよいか確認したい。	
294	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-5. (5)⑨	(5)⑨に関し、格付け以外に、個々の有価証券の信用判断は当該運用財産に係る投資ガイドライン・投資スタイルで規定もしくは制限されるものであるので、インデックス運用以外にもその運用スタイルに応じて適用の範囲外となるものがあると考えてよいか。	そのようなご理解で結構です。
295	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-5. (6)⑧	「損失限度額等」の記述は例示であって、損失限度額を日々検証するものではないとの理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。ただし、運用財産の投資スタイルによっては、日々の検証が必要なものもあると考えております。
296	態勢編 投資運用 業者	II-1-5-6. ②	いわゆる金融コングロマリットを構成する企業グループに該当しない場合であっても、「関係会社」に所在する各種リスク等をすべて把握・管理するとある。「関係会社」の中でも当該資産運用会社の子会社等に対するリスクの把握等は可能であろうが、特に親会社やいわゆる兄弟会社等については、当該運用会社が会社法上、情報を知りうる法的立場にはなく、実務上も守秘義務等の観点からも「各種リスクをすべて把握・管理する」ことは現実的とはいえないと思われる。従って、本項目記載の「関係会社」	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、あくまで、「自社への影響を勘案して」必要と判断した場合に、可能な限り把握・管理する態勢となっているかを確認するための項目であることをご理解願います。 なお、自社への影響は、金商法上の取引の有無に関わらず生じ得るものと考えております。

			とは、グループ関係会社のうち、特に金融商品取引法上の業務の取引がある関係先との理解でよいか確認したい。	
297	態勢編 投資運用 業者	Ⅱ-1-5-7. ④	7④において、「外部委託業務を含め、定期的に外部監査人等の評価を受けているか。」とあるが、外部委託業務も含め、外部監査人を利用するかどうかについては各業者で判断するものであり、外部監査人の利用を求めるもの又は態勢整備の前提とするものではないという理解でよいか。外部委託業務の場合も含め、適切な監査が行われていれば足りるはずであり、また適切な監査は必ずしも外部監査人でなければ行えないというものではなく、個々の業者の業務内容や態勢等に応じて自社やグループの内部監査部門であっても問題ないはずであるため、敢えて「外部監査人」を前面に出す必要はないのではないか。	外部委託業務に関しては、Ⅱ-1-1 3. (10)に記載しており、本項は削除します。
298	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (1)⑥	「役員又は重要な使用人を採用するに当たり、履歴の把握を適切に行い、法令に定める登録拒否要件に該当しないことをチェックしているか。」とあるが、法令に定める登録拒否要件の該当の有無のチェックは、個人情報保護法制のもとでは困難を伴うものと考えられることから、個社としてどの程度対応する必要があるか確認したい。	どの程度の対応が妥当であるかについて、証券監視委が示すべきものではないことをご理解願います。本項は、可能な範囲での確認を行っているかを検証する項目とご理解願います。

299	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (2)	「金融商品販売法」及び「他の業法」も含めての 検証事項なのか、「金商法」に限定しての検証事項 なのかが不明確である。対象としている法令等を明 確に定義してほしい。	コメントの趣旨を必ずしも理解しているもので はありませんが、証券監視委の検査は金商法に基 づくものであります。ただし、その権限は「公益 又は投資者保護」を念頭に実態把握を行うための ものであり、記載した確認項目は、必ずしも特定 の法律の条文に当てはまるものではありません。
300	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (2)④	「社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びる ような勧誘を行っていないか」について、その対象 となる投資家、対象取引等について、法令に沿う形 で明確にしてほしい。	ご指摘を踏まえ、削除します。
301	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (2)④	「社会的に過剰な営業活動であると批判を浴びる ような勧誘」とあるが、証券取引等監視委員会が社 会的な観点から過剰性の認定を行う趣旨か。その場 合、金融商品取引業者としては、そのような批判を 浴びないような勧誘とするため、どのような判定を 行えば足りるのか。「社会的に過剰な営業活動」の 内容を具体化されたい。不明確な規制は金融商品取 引業者の行為を萎縮させるので控えるべきではない か。「拒絶の意志を明らかにした者に対する勧誘」 は取引所金融先物取引を含む金融先物取引以外の取 引では禁止されないと理解しているが（金商法第38 条第5号）、「執拗な」再勧誘を禁止する趣旨か。「執 拗な」再勧誘を禁止すると、法令の根拠なしに金融	ご指摘を踏まえ、削除します。

			商品取引業者の行為を規制することにならないか。	
302	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)	「金融商品販売法」と限定している部分と、「法定書面」などのように「他の業法」も含むような表現が混在している。検査マニュアルの各事項が、金商法、金販法、他の業法等のどの法律に基づき規定されているものなのか、明確に表現すべきである。	証券監視委の検査は金商法に基づくものでありますが、その権限は「公益又は投資者保護」を念頭に実態把握を行うためのものであり、本検査マニュアルに記載した確認項目は、必ずしも特定の法律の条文に当てはまるものではありません。ただし、本項の「法定書面」については、金商法上の書面を想定したものであり、「顧客への法定書面」を「金融商品取引法に基づく顧客への交付書面」に修正します。
303	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)①③	「契約締結前の書面を適正に交付しているか」の「適正に」は、法令に定められた形式を遵守しているか、と捉えればよいか。	そのようなご理解で結構ですが、「形式」には、法令に定める記載事項、記載方法及び交付のタイミングを含むものと考えております。
304	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)②	「契約締結前交付書面の交付に際し、…当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明しているか」とあるが、方法と程度の具体的水準についてコメント願いたい。	具体的水準について、証券監視委が示すべきものでないことをご理解願います。本項は、「顧客の知識等及び当該契約を締結する目的に照らし」としており、これらの内容によって適正と判断される水準は異なるものと考えております。
305	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)②	(3) 書面の交付状況の②に関して、「説明をしているか」、だけでなく、誰が担当者として説明を行ったか（説明義務者の所在の明確化）とその記録の保存を義務付けるべきである。契約書面においては、説明を受けた側による確認の署名ではなく、説	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、業者に対する特定の行為を規制するものではないことをご理解願います。

			明義務者が説明を行ったという確認の署名を義務化させることで、販売・勧誘担当者の責任の明確化を図るべきであると考え。説明責任を負うのは販売者側であるのに、説明を受ける権利者側が、署名を強制されるのはおかしいと考える。	
306	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)④	交付記録にはどのような項目を必要とするか。	交付状況の確認を行う上で必要となる項目と考えております。
307	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)④	「顧客への法定書面の交付記録」とは、「交付したか否か」であり、交付日付の管理までは含まれないと理解してよいか。	交付状況の確認を行う上で必要となる項目と考えております。契約締結前、契約締結後等の交付のタイミングを考慮すれば、一般的には、日付も管理する必要があるものと思われま。
308	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)⑤	当該告知が書面にて所謂ノーアクションレターの形式で行なわれることを認めてもらうとともに、当該特定投資家より、同意または非同意の確認書を徴収することの必要がないようにしてほしい。特定投資家へ告知の形式を書面にて行うことで当該部分は担保される旨を明確にしてほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、あくまで検査の際の確認項目であり、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。
309	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)⑥⑦⑧	「契約の締結」ではなく、「契約の種類に属する契約」ではないか。	ご指摘を踏まえ、「対象契約の種類」を「対象契約の属する契約の種類」に修正します。
310	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (3)⑦	法人（一般投資家）から自己を特定投資家として取扱う旨の申し出があった場合には運用会社はその承諾を書面をもって当該法人に通知する形にしてほしい。自己を特定投資家として取り扱って欲しい旨	本検査マニュアルに記載した確認項目は、あくまで検査の際の確認項目であり、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。

			を申し出てきた法人（一般投資家）について、運用会社はその可否を書面にて当該法人について通知する旨の規定としてほしい。	
311	業務編 共通項目 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-2-1-2. (4) Ⅱ-2-3-3. (5)	<p>広告審査の対象たる「広告等」には、金融商品取引業者の行う金融商品取引業の内容についての広告が該当するが、かかる「金融商品取引業の内容についての広告」には、具体的な商品について勧誘することを全く予定していない、会社案内のような書面も含まれるのか示してほしい。</p>	<p>本検査マニュアルでは、ご質問のような会社案内等も含めて確認することを想定しております。ただし、法令上の広告に会社案内等が該当するか否かについては、証券監視委は法令解釈権限を有していないことをご理解願います。</p>
312	業務編 共通項目 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-2-1-2. (4) Ⅱ-2-3-3. (5)	<p>広告審査の対象たる「広告等」に、具体的な商品について勧誘することを予定していない会社案内のような書面も含まれるとする場合において、当該会社案内に現在は募集を行っていないファンドの情報を当該会社の実績として掲載する場合、すでに当該ファンドは募集をしていないのであるから、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項(施行令第16条)は、記載の必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>本検査マニュアルでは、ご質問のような会社案内等も含めて確認することを想定しております。ただし、法令上の広告に会社案内等が該当するか否かについては、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。</p>
313	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (4)①	<p>広告を行うに際し、金融商品取引業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号の記載が要求されるようになった。今後は、他社が作成したものであっても、当社が利用する場合には、当社の金融商品取引業者登録簿に登録された商号、名称又は氏名及び登録番号の記載も必要となるのか。</p>	<p>証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。</p>

314	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (4)③	<p>「社会的に過剰宣伝であると批判を浴びるような表示を行っていないか」とあるが、証券取引等監視委員会が社会的な観点から過剰性の認定を行う趣旨か。その場合、金融商品取引業者としては、そのような批判を浴びないような宣伝とするため、どのような判定を行えば足りるのか。「社会的に過剰宣伝であると非難を浴びるような表示」の内容（特に「社会的に過剰宣伝」の内容）を具体化されたい。不明確な規制は金融商品取引業者の行為を萎縮させるので控えるべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、削除します。</p>
315	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (4)③④	<p>これは「広告」に類する情報という解釈でよいか。たとえば、ベンチャーファンドの場合、出資目的がベンチャー企業の情報を得るためということも多く、出資者とベンチャー企業間のビジネスマッチングを行うことも少なくない。ここでやり取りする情報は、本項における「情報」に当たらないという解釈でよいか。</p>	<p>本項は、金融商品取引業者が顧客に対して提供する広告や金融商品取引に係る情報等を想定するものであり、ビジネスマッチングのような情報のやり取りを想定するものではありません。</p>
316	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (4)⑤	<p>ホームページや電子メールにより配信した内容の保存を不要にしてほしい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、全ての情報の保存を求めるものではありませんが、顧客へ提供した情報の適切性を検証する上で必要であると考えております。なお、後日、顧客からの照会にも全く</p>

				対応できない状況では、顧客に対して誠実に業務が行われているとは言えないものと考えております。
317	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-2. (4)⑤	顧客へ提供した情報の保存は、書面だけでなく電子媒体によるものも含まれると思われるが、この保存年限については各社の社内規則等で定めるものでよいか。	そのようなご理解で結構です。
318	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-3. ③	「顧客情報について」を「個人である顧客の情報」、「原則として、書面による同意を得るとともに、当該同意書を適切に保管しているか」を「同意を得るとともに、必要に応じ、顧客から目的外利用や第三者提供に同意する旨の書面等の受入れによる確認を行っているか」としてほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、同意書の受け入れや保管を求めるものではありませんが、法令の遵守状況を検証するためには、同意書の受け入れや保管状況を確認するものと考えております。なお、本項は、法人顧客の情報も含めて確認するものであり、個人情報保護法のみならず、金商法上の「弊害防止措置等」も念頭に置いた確認項目です。
319	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-3. ③	「顧客情報について、・・・書面による同意を得るとともに、当該同意書を適切に保管」とあるが、この「当該同意書を適切に保管」とは、「本部等での一元的な管理」をも求めるとの趣旨か。	本項は、同意書が適切に保管されているかを確認する項目であり、本部等での一元的な管理を想定するものではありません。
320	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-3. ④	「顧客情報」には法人顧客に関する情報も含まれるという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。

321	業務編 共通項目	II-2-1-3. ⑤	<p>「あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を原則書面により、本人に通知し、又はホームページ等で公表しているか」とある。7月1日「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（公正慣習規則第9号）」の一部改正による、協会設立予定の「内部者情報センター（仮称）」ヘインサイダー取引確認のため、個人情報提供を義務付けているが、個人情報の利用目的について、当初約款等で告知していた以外の利用目的が発生したことに該当するか。（利用目的の「9. 当社が法令や協会規則等により義務づけられている事項を遵守するため」または「11. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため」に該当するか。）また、協会等が新聞等で告知を行うことで公表したこととみなしてよいか。</p>	<p>本件は、日本証券業協会によるパブリックコメント「内部者登録制度の見直しのための本協会関係規則の改正について」の結果において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第5条第3項①及び第13条第1項①に該当する旨を金融庁に確認済みとされております。なお、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。</p>
322	業務編 共通項目	II-2-1-4	<p>投資助言・代理業者および投資一任業者は、原則として、金銭及び有価証券等の授受や預かりが禁止されていることに加え、国際的にもFATFの勧告においてマネーロンダリング対策強化の対象事業者とする必要性が乏しいとされていること、更に、本人確認法施行令（案）第3条第1項第10号括弧書において、投資顧問契約又は投資一任契約により「金銭の預託を受けない場合」には、本人確認義務</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方（P7）に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記しております。ご指摘のとおり、「金銭の預託を受けない場合」には、本人確認義務は生じないと考えられます。</p>

			<p>の適用除外である旨が規定されていることから、本人確認に関する項目については、顧客の金銭等の預託を直接受けることのない投資助言・代理業者および投資一任業者は対象外であることを明記してほしい。</p>	
323	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ④口	<p>「口 代理人を利用した取引」については、法人取引等において、代表者以外に取引権限を付与された代理人について定めているものではなく、あくまでも本人確認法上の本人確認義務を指していることを確認したい。</p>	<p>本項は、ご指摘のとおり、本人確認法（犯罪収益移転防止法）の本人確認義務を想定したものであり、自然人たる個人が代理人を利用した場合、本人及び当該代理人の本人確認を行っているか確認する項目です。なお、法人の取引担当者は「代表者等」に該当し、本人確認を要すものと理解しております。</p>
324	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ④口	<p>ここで言う代理人とは、代理人を個人と想定しているか、あるいは法人の場合も含まれていると理解してよいか。また、代理人を利用した取引という場合、代理人が非居住者顧客の常任代理人業務をする場合、あるいは、顧客の注文のみ代理する発注代理人まで含まれると理解してよいか。</p>	<p>本項は、自然人たる個人の代理人を想定するものであり、ご質問のような取引の名義人以外の者について、本人確認を行っているか確認する項目です。なお、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。</p>
325	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ④口	<p>「代理人を利用した取引については、顧客と代理人の双方の本人確認を行っているか。」とあるが、 1. 本件は、法人取引も対象としたものか。 2. 又、法人取引を対象としている場合、同一法人において、ある一定の権限委譲が図られ、代理人が設</p>	<p>本項は、ご指摘のとおり、本人確認法（犯罪収益移転防止法）の本人確認義務を想定したものであり、自然人たる個人が代理人を利用した場合、本人及び当該代理人の本人確認を行っているか確認する項目です。なお、法人の取引担当者は「代</p>

			置されている場合における取引（事業法人であれば財務部長等、金融法人であれば証券国際部長等に、権限委譲が図られている証券取引）についての本人確認は、①顧客（法人）、②代理人（部長等）、③取引執行（担当）者、以上3者の本人確認を行う必要があるのか。	表者等」に該当し、本人確認を要すものと理解しておりますが、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。
326	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ④ハ	本人確認記録として電話番号・メールアドレス等が登録されていないシステムのストックデータに対しても、なりすまし防止のためにチェックを行う必要があるのか	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものでありますが、なりすまし防止を図る上で、各業者が保有するデータの検証は有効と考えております。
327	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ④ニ	「日本において口座を開設する場合等」とは、海外の本支店や現地法人、グループ会社等ですでに口座が開設されており、当該国での本人確認が完了している場合であっても、追加的に、金融商品取引業者の日本法人の口座を開設する場合には、再度、日本の本人確認法に基づき当該顧客の本人確認を行う、との趣旨でよいか。	そのようなご理解で結構です。
328	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ⑤	書留郵便等による転送不要郵便物等による確認とあるが、法人の取引担当者の本人確認を行う場合、法人宛の転送不要郵便物等による方法でよいか。	代表者等を含む自然人の本人確認においては、「住居にあてて」とされており、法人宛ではないと理解しております。ただし、証券監視委は法令の解釈権限を有していないことをご理解願います。

329	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ⑥	「顧客管理の方法等に関し、職員等に対して周知徹底を図っているか」とあるが、「担当職員等」とすべきである。	ご指摘のとおり、顧客管理を担当しない役職員については一義的には不要と考えますが、内部管理やリスク管理担当者など、顧客管理の方法を把握すべき立場にある者も多いものと考えられます。基本的考え方（P7）に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記したとおり、各業者の業務内容、組織、規模等により、その特性等に応じた確認を行うものです。
330	業務編 共通項目	Ⅱ-2-1-4. ⑩	「顧客管理に関する統括部門は、疑わしい取引に関する当局への届出漏れがないかを事後的に検証しているか」とあるが、削除すべきである。	疑わしい取引の届出制度の実効性を確保するためには、届出状況を事後的に検証する必要があると考えております。
331	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (1)	ニーズ把握が必須ではないか。	金商法第40条を踏まえ、ご指摘のとおり、Ⅱ-2-2 1. (1)①の「顧客の属性等」を「顧客の属性や投資目的等」に修正します。
332	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (1)③	「老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。」についての記載内容が不明瞭と考えられるため、記載内容を具体的にしたい。	あくまで例示であり、顧客ニーズ、資金性格に適合した勧誘が行われているかを確認する項目とご理解願います。

333	業務編 第一種金融商品取引業者 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (1)④ Ⅱ-2-3-1. (1)④	「次々と頻繁な勧誘」とは「次々と頻繁に商品の勧誘」の意味か。	そのようなご理解で結構です。
334	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (1)⑤	「投資経験の少ない顧客に対し、複雑な商品を勧誘していないか」とあるが、削除すべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
335	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (1)⑤	「投資経験の少ない顧客・・・」については、「投資経験及び知識の少ない顧客に対し、十分な説明なく・・・」としてほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
336	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (2)	商品内容（基本的な性格、リスク内容等）の十分な説明ならびに、複数の商品を提示して選択の余地を与えることが求められているが、下記の行為は、リスク説明等の対象外であることを明示してほしい。 ・法二条八の五 有価証券等清算取次 ・法二条八の十七 振替法に規定する社債等の振替	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方（P7）に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を明記したとおり、各業者の特性等に応じた確認を行うものです。ご指摘のケースは、

				確認を要するものではないと考えられます。
337	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (2)①	「複数の商品を提示して選択の余地を与える資料を作成しているか」とあるが、全ての商品又は勧誘時に必要であるのか、明記できないか。また具体的にどのような資料作成が必要なのか例示を記述してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、証券監視委が全ての商品勧誘に際し「選択の余地を与える」旨を求めるものではありません。
338	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (2)①	ここでの「資料」とは、社内用の資料を意味し、必ずしも顧客に交付・配布する「資料」は含まなくてよいという理解でよいか。	本項の「資料」は、顧客の理解を得るために必要となる説明用資料を想定するものであり、交付資料や配布資料を含め、顧客に提示する資料とご理解願います。
339	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (2)③	乗換について、コストは投資判断における重要な要素であることは認識しているが、「コストからみてメリットがない」と断じられるケースは少ないのではないと思われる。「顧客は乗換コストを認識しているか」などの表現に改めてほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
340	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (3)①	「目論見書、外国証券内容説明書及び先物取引等の説明書をルール通り交付しているか」とあるが、上場有価証券等交付書面、契約締結前交付書面、目論見書のルールどおりの交付を確認事項とすべきである。	ご指摘を踏まえ、「顧客への投資勧誘に際しては、金商法上交付義務が課された説明資料について、ルールどおり交付しているか。」に修正します。
341	業務編 第一種金融商品取	Ⅱ-2-2-1. (3)②	法定のディスクロージャー資料について「交付簿との突合等により交付漏れのないことを確認する。」とあるが、交付簿の作成は必須ではなく業者が合理	そのようなご理解で結構です。なお、「法定のディスクロージャー資料」は「金商法上交付義務が課された説明資料等」に修正します。

	引業者		的と判断する方法で確認すれば良いと解してよい か。	
342	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-1. (3)②	「法定のディスクロージャー資料」とあるが、具 体的には「契約締結前書面」のことを指すのか。ま た、「交付簿との突合」について、根拠となる法令 等はあるか。	ご指摘を踏まえ、「法定のディスクロージャー 資料」は「金商法上交付義務が課された説明資料 等」に修正します。なお、交付簿はあくまで事例 であることをご理解願います。
343	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-1. (3)⑤	投資勧誘資料について、「内部管理担当者は適切 な審査・・・」を行うとあるが、これは「内部管理 担当者等」としてほしい。	本検査マニュアルでは、広告審査を内部管理業 務の一環と位置づけており、内部管理担当者には 広告審査担当者を含むものと考えております。
344	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-1. (4)②	「事務処理ミス・・・これを速やかに復元又は正 しい取引に修正するための適切な事故処理を行 い・・・」の「復元又は正しい取引に修正」は、す べての事務処理ミス等について復元等を行うこと か、結果として顧客有利となった取引についても復 元の必要はないと思われるがどうか。	そのようなご理解で問題ないと思いますが、証 券監視委は法令の解釈権限を有していないことを ご理解願います。
345	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-1. (5)	登録金融機関における弊害防止措置とは、金融商 品取引法の解釈と同義（内閣府令で対象外となる項 目は対象外）との理解で良いか。	そのようなご理解で結構です。
346	業務編 第一種金 融商品取	Ⅱ-2-2-1. (5)③	債務の返済に充てられる可能性を告げる必要はあ るが、その可能性が有ること自体が問題となるよう に文章が読めるため、修正してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査 対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着 眼点を例示したものであり、本項も、検査を進め

	引業者			る上で有効な確認項目であると考えております。
347	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (5)③	「親法人等又は子法人等に対する債務を有する発行会社の有価証券を引き受けていないか。調達した資金が親法人等又は子法人等への返済に当てられていないか。」とあるが、開示や顧客に対する勧誘（説明・告知）が適切になされていれば、親法人等又は子法人等に対する債務を有する発行会社の有価証券を引受ける行為自体や調達した資金を親法人等又は子法人等への返済に当てる行為自体を禁止する必要はないのではないか。これらの行為を禁止すると、第一種金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が銀行等である場合、有価証券の引受け業務自体が事実上困難になるものとする。業府令160条3号で禁止される以上の行為を禁止する必要はないのではないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、本項も、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。なお、ご質問のような有価証券の引受け行為や調達資金の返済を規制する（禁止する）ものではないことをご理解願います。
348	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-1. (5)④	「発行者等に関する非公開情報を親法人等又は子法人等との間で授受していないか（発行者等の書面による同意がある場合を除く。）」とあるが、この「発行者等」は、法令の定義と同じという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
349	業務編 第一種金融商品取	Ⅱ-2-2-2. (1)④	「あらかじめ定めた方針に従い、最良と判断する取引を執行しているか」とあるが、最良と判断する市場等への取引を執行しているか否かの確認とすべ	「最良と判断する市場等での取引」は、金商法に規定する「最良の取引の条件で執行するための方針及び方法」として各業者が定めているものと

	引業者		きである。	思います。本項は、当該方針及び方法に基づく取引の執行状況を確認するものです。
350	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-2. (1)⑥	「空売りの価格」は施行令等に従って適法であれば足り、必ずしも「適正」性を要求する必要はないのではないか。	ご指摘を踏まえ、「空売りの価格は、法令に抵触していないか。」に修正します。
351	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-2. (2)⑦	買付けを受注した後に、その資金手当ての方法として、顧客が保有している他の銘柄の売却勧誘を行う行為について、「買付け勧誘」と「売付け勧誘」の順序についてまで言及することは行き過ぎではないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、本項も、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
352	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-3. (1)⑥	(1)勧誘・取引実態の把握の⑥において、「デフォルト資産を内包する商品を販売していないか」とあるが、このような文言は証券化や広義の社債も含めたクレジット市場全般に対してネガティブな影響を与えかねないため、「デフォルト資産を内包し、かつクレジットリスクの高い商品を個人投資家等に販売する際に十分な適合性の検証、リスクの説明等を行っているか。」に変更すべきではないか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、本項も、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
353	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-3. (3)②	(3)時価情報の提供の②において、ヘッジコストを勘案したものであるか等とあるが、ヘッジコスト等を勘案した理論的な値段を取るか否かは、専門トレーダー等が最も適格に判断できるため、「当該トレ	本項は、顧客からの要請により提供する時価がどのように算出されているかについて、当該顧客に明確に示しているかを確認する項目であり、()書きは誤解を招くおそれもありません。

			一ダ一等が合理的なものと考えているか」という基準にするのが適切ではないか。	
354	業務編 第一種金融商品取引業者	II-2-2-3. (3)② II-2-2-5. (4)②	各々、「時価情報については、その時価が何を表しているのか（ヘッジ・コストを勘案したものであるか等）を明確にしているか。」とあるが顧客サービスとしての時価情報提供についても適用されるチェック項目となるのか。ここに言う「時価情報」とは何なのか明示してほしい。また、「ヘッジ・コストを勘案」の意味が不明である。さらに、「等」とあるが、勘案すべき要素として具体的に他に何が考えられるのか例示してほしい。	本項は、顧客からの要請により提供する時価がどのように算出されているかについて、当該顧客に明確に示しているかを確認する項目であり、 ()書きは誤解を招くおそれもあり削除します。
355	業務編 第一種金融商品取引業者	II-2-2-3. (3)③	(3)時価情報の提供の③において、リスク管理部門とあるが、「リスク管理部門、主計部門等の管理部門」と変更してほしい。	本項は、リスク管理部門による検証を義務付けるものではなく、「例えば」とあるように、あくまで例示であることをご理解願います。
356	業務編 第一種金融商品取引業者	II-2-2-4. (1)①	①の投信の募集締切日直前の応募状況の検証は不要としてほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、本項も、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
357	業務編 第一種金融商品取引業者	II-2-2-5. (1)②ニ	問題となるものとはどのようなものを想定しているのか。また、その場合に何らかの基準等は存在するのか。	ご指摘を踏まえ、削除します。

358	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (1)③	「顧客の決算操作等のために、経済合理性のない、デリバティブ商品等の販売を行っていないか」とあるが、販売自体の有無ではなく、販売勧誘の有無についての確認とすべきである。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる着眼点を例示したものであり、本項も、検査を進める上で有効な確認項目であると考えております。
359	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (1)⑤	「顧客が自己のポジションヘッジではなく投機的取引としてデリバティブ商品等を購入しようとしていると思料される場合には、その適合性等について特に慎重に検証しているか。」に関し、「特に慎重に検証する」項目とはどのような項目を想定しているのか。その際にどのような検証を実施すべきか。	ご指摘を踏まえ、削除します。
360	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (1)⑤	「顧客が自己のポジションヘッジではなく投機的取引としてデリバティブ商品等を購入しようとしていると思料される場合には、その適合性等について特に慎重に検証しているか」とあるが、削除すべきである。	ご指摘を踏まえ、削除します。
361	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (1)⑥	利益の見込まれない原資産とのヘッジ取引等とはどういう意味か。	ご指摘を踏まえ、「経済合理性のない両建て取引や原資産とのヘッジ取引等を勧誘していないか。」に修正します。
362	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (1)⑨	「デリバティブ取引（法令に規制のあるものに限る。）において、勧誘に先立って顧客に対しその勧誘受諾意思を確認しているか」とあるが、「（法令に規制のあるものに限る）デリバティブ取引」とは、	そのようなご理解で結構です。

			具体的に何を想定しているのか。外為証拠金取引等、金融先物取引と解してよいか。	
363	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (3)	「取引経験が浅い顧客」とあるが、これは金商法における「一般投資家（所謂アマ顧客）全て」を指しているではなく、「各業者と取引を有する顧客のうち経験が浅いものと業者が判断した顧客」と理解してよいか。	そのようなご理解で結構です。
364	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (3)	「最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額」とあるが、オプションの売り取引の場合、想定される最大損失額は無限大であり、具体的な損失額を記載することは困難である。このため、これに類する取引の場合、具体的な想定最大損失額は記載しない事としてよいか。	本項は、あくまで取引経験の浅い顧客等に商品内容の理解を得るための説明事例であり、記載したとおりの説明手段を求めるものではありません。理論的に想定される最大損失額（利益額）を記載するというのも一つの考え方ですが、顧客の理解が得られるよう、各業者が自ら検討・工夫すべきものと考えております。
365	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (3)	「商品内容やリスクについて、例示等も入れ、」との文言があり、例示等（最良のシナリオのものだけでなく、最悪のシナリオを想定した想定最大損失額を含む。）とあるが、括弧内に記載されていることは、「最良のシナリオ及び最悪のシナリオを必ず記載すること」を意味するのか。その場合は、最良及び最悪とは、どのようなことを想定しているのか。	本項は、あくまで取引経験の浅い顧客等に商品内容の理解を得るための説明事例であり、記載したとおりの説明手段を求めるものではありません。理論的に想定される最大損失額（利益額）を記載するというのも一つの考え方ですが、顧客の理解が得られるよう、各業者が自ら検討・工夫すべきものと考えております。
366	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (3)	「・・・その他顧客の注意を喚起すべき事項を記載した書面」と金融商品取引法上の契約締結前交付	本項は、あくまで取引経験の浅い顧客等に商品内容の理解を得るための説明事例を記載したもの

	融商品取引業者		書面との関係はどのように理解したらよいか。	であり、金商法上の契約締結前交付書面とは別のものとご理解願います。
367	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (4)①	時価情報の提供とは金融商品取引法上における取引残高報告書の交付をもって兼ねられるとの理解でよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、各業者において、顧客からの要請に対し適切に対応することが可能となる時価情報の提供方法を検討する必要があるものと考えております。
368	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-5. (4)③	ここでいう「リスク管理部門における検証」とは、時価の算出方法に関してはあらかじめリスク管理部門が確認をするということであって、提供の都度、個々の時価情報の数値を精査する趣旨ではない、という理解でよいか。	本項は、顧客に提供する時価の適切性を提供の都度チェックしているか確認する項目ですが、算出方法が確立されている場合には、数値の精査まで求めるのではなく、各業者において、チェックを行っていれば良いと考えております。
369	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-6. ①	関係者による不適正な価格形成とは、市場価格を操作するとの意味合いで良いか。	そのようなご理解で結構です。
370	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-6. ②	不適正な価格で取引の取り消しとは、投資家保護の観点から起債の取り消しとなったことを含まないか。	含まないとのご理解で結構です。
371	業務編 第一種金融	Ⅱ-2-2-6. ⑬	金融商品取引業者等検査マニュアル（案）のⅡ-2-2「業務編・第一種金融商品取引業者」の6. 「引	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確

	融商品取引業者		受等営業」⑬には、「引受審査を行う際は、法令等及び社内規程に従って適正に審査しているか。また、引受審査業務を遂行する担当者は、引受を推進する業務等に携わっていないか」とあるが、「引受を推進する業務等」に含まれる業務の範囲が曖昧であるので明確化にしてほしい。また、ここでいう「担当者」とは、具体的な案件についての担当者を意味し、審査をする引受案件について推進する業務等に携わっていなければ他の案件では推進する業務等に携わっていても適正な審査体制を構築しているという理解でよいか。	認項目を例示したものでありますが、一般に、引受審査の担当者が引受を推進する立場にある場合、適正な審査に支障が生じるおそれがあるものと考えられ、そのようなリスクを回避する手段を講じているかを確認する項目であるにご理解願います。
372	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-6. ⑭	「引受審査による公正な意見が適正に反映されているか」について、引受判断にあたり、その過程で、引受審査の意見が十分検討され、そのうえで、総合的に引受判断がなされる場合、仮に、引受審査の意見と異なる（反する）引受判断がなされる場合、仮に、引受審査の意見と異なる（反する）引受判断がなされていたとしても、その引受判断は「引受審査による公正な意見が適切に反映されている」ものであると考えてよいか。	そのようなご理解で結構ですが、引受審査の判断と異なる合理的な理由が示されるべきものと考えております。
373	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-7. (3)①②	PTS業務を専業とする第一種金融商品取引業者については、案Ⅱ-2-2 7. (3)①、②の適用がないという理解でよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの

	引業者			情報管理等を求めるものではありません。各業者において、その特性等に応じた適切な情報管理態勢を整備する必要があるものと考えております。
374	業務編 第一種金融商品取引業者	II-2-2-8. (1)④	<p>④「顧客カード等の整備により、顧客の職業、投資経験、知識及び資産状況等の顧客の属性を適切に把握しているか。顧客属性に関する必要な情報を十分把握しないまま口座開設を認めていることはないか。顧客属性の異動状況を把握し、最新のデータを管理しているか。」について</p> <p>インターネット取引においては、個別顧客に勧誘を行うことはなく、したがって対面営業のように顧客属性に応じて特定商品を勧めるといったことは起きない。その結果一般に、ホームページや取引画面における商品・リスク説明は、最も投資経験や資力の乏しい顧客向けのを掲載し、実際の受注は顧客自身の判断に従い受動的にそのまま受けるという形になる。</p> <p>上記を踏まえ、インターネット取引において、その非対面性に鑑み顧客の本人確認について一層の留意が必要であることは理解できるが、検査マニュアルで敢えて投資経験、知識及び資産状況等の顧客の適合性にかかる属性の把握について謳っている意図は何なのか。インターネット取引における受注時に、</p>	<p>コメントにあるような「最も投資経験や資力の乏しい顧客向け」の商品やリスクの説明をホームページや取引画面に掲載することも適合性原則に配慮した一つ的手段と考えられます。他方、例えば、信用取引の場合、インターネット取引であっても、一定の投資経験や預り資産残高等の開始基準を設けるものと思われます。また、複雑かつリスクの高い商品の取引については、必要に応じ一定のシステムチェック等も検討される必要があるものと考えております。更に、内部者取引や疑わしい取引の防止との観点から、顧客属性の把握は必要と思われます。このように、インターネット取引の場合、商品やリスクの説明をホームページや取引画面に掲載すれば顧客属性を把握しなくて良いものではなく、非対面取引の特性等に応じた適切な顧客管理態勢を構築する必要があるものと考えております。</p>

			<p>こうした顧客属性項目を実際に参照するということがなくても、単にこれらの最新の顧客属性を把握していることが検査におけるポイントになるのか。あるいは、個別顧客への個別商品の勧誘を伴わない受動的な受注であったとしても、単に顧客属性を把握するのみならず、例えば一定の基準で算出した顧客のリスク許容度と商品のリスクレベルをシステム内で突合して、ミスマッチがあれば受注しない、あるいは顧客に警告を出す、といった多額のシステム投資と時間を要する対応が期待されており、かかる対応がなされていなければ検査における指摘事項になるということか。</p>	
375	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-8. (1)④	<p>「顧客属性の異動状況を把握し、最新のデータを管理しているか」とあるが、顧客属性の異動状況の把握に努めていることとすべきである。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものでありますが、非対面取引の特性等に応じた適切な顧客管理態勢を構築する必要があるものと考えております。</p>
376	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-8. (2)③	<p>取引金額に対する制限の有無のみとすべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「取引頻度や取引高が過度」を「取引金額が過大」に、「取引金額、売買株数、売買頻度等」を「取引金額」に修正します。</p>

377	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-8. (2)③ Ⅱ-2-3-2. (2)③	顧客属性、取扱商品の性格に応じた取引頻度、取引高のチェックシステムの構築は不要としてほしい。	ご指摘を踏まえ、「取引頻度や取引高が過度」を「取引金額が過大」に、「取引金額、売買株数、売買頻度等」を「取引金額」に修正します。
378	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-9. (5)③	「店頭デリバティブ取引及び有価証券関連以外のデリバティブ取引に係る委託証拠金又はその代用有価証券については、自己の固有財産と明確に区分して管理しているか（分別管理は不要）」とあり、これは「店頭デリバティブ全て」と「市場デリバティブのうち有価証券関連以外のデリバティブ取引」を対象としていると読めるが、店頭デリバティブ取引で委託証拠金、代用有価証券を扱う商品とはどういったものを想定しているのか。	外国為替証拠金取引等が該当するものと考えております。
379	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-9. (6)⑦	「顧客資産の分別管理の状況について、毎月一回以上定期的に、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けているか。」とあるが、現行通り年1回、もしくは2回以上定期としてほしい。毎月1回以上は毎年1回以上の間違いではないか。	ご指摘を踏まえ、「毎年一回以上」に修正します。
380	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-9. (6)⑦	分別管理の状況について、毎月一回以上定期的に、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けることとされているが、これを現行どおり、年一回以上としてほしい。	ご指摘を踏まえ、「毎年一回以上」に修正します。

381	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-9. (6)⑦	「毎月一回以上定期的に」とあるが、「毎年一回以上定期的に」ではないか。	ご指摘を踏まえ、「毎年一回以上」に修正します。
382	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-9. (6)⑦	「⑦ 顧客資産の分別管理状況について、毎月1回以上定期的に、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けているか。」につき、外部の監査法人等の監査を毎月1回以上定期的に受ける必要は無く、実務的にも負担が大きいため削除してほしい。	ご指摘を踏まえ、「毎年一回以上」に修正します。
383	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-10. (2)①	「①不公正取引の防止のための確認」とは対象範囲が広くかつ内容が漠然としているが、具体的に何を指すか。	例えば、内部者による株式売買の受託に際してのインサイダー取引に該当しない旨の確認や、価格形成に異常を来たすおそれのある注文受注時における注意喚起などが考えられますが、どのような確認が必要かについては、各業者が自ら検討・判断すべきものと考えております。
384	業務編 第一種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-2-10. (4)②	事務センター等で適切な管理が行われるのであれば、内部管理担当者が注文伝票や契約書の記載事項の確認等の検証は不要でよいか。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、各業者により、適切と判断する検証体制を整備する必要があるものと考えております。ただし、ご質問のような事務センター等で管理する場合であっても、記載事項のフロントチェック等が行われる必要があるもの

				と考えております。
385	業務編 第一種金融商品取引業者	Ⅱ-2-2-10. (4)⑩	(4) 事務処理の適切性⑩において、「・・・注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、最良執行方針等を記載した書面を交付し・・・」の「あらかじめ」とは、「新規顧客の場合と限定してはどうか。	「あらかじめ」は「確認しているか」にかかるものをご理解願います。
386	業務編 第一種金融商品取引業者 投資運用業者	Ⅱ-2-2-11. (1)③⑥⑧ ⑩ Ⅱ-2-5-3	③「純財産額から控除」、⑥「費用化されるべき金額については、純財産額から控除」、⑧「その差額を純財産額から控除」、⑩「当該償却不足額を純財産額から控除」とあるが、いずれも例えば、「(・・・金額については、) 税効果等を勘案のうえ純財産額から控除」とするべきではないか。	純財産額の計算に当たっては、一般に公正妥当と認められる会計基準等に基づいて行われるものと理解しており、ご質問の税効果等についても適切に処理されるものと考えております。なお、Ⅱ-2-2-11.(1)②においてその旨記載しているところです。
387	業務編 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-2-3-1. (1)②	「Ⅱ-2-3-1.(1)②」に顧客カードに関する記載があるが、顧客カード等とは、特に文書である必要はなく、顧客に関連する情報を情報システムに登録して一括管理している場合は、当該情報システム上の「顧客に関するデータ」という理解でよいか。	本項は、日本証券業協会の自主ルールを想定したものであり、あくまで例示であるをご理解願います。ご質問のようなご理解で結構です。
388	業務編 第二種金融商品取引業者	Ⅱ-2-3-1. (5)④	ここでいう「顧客に交付する書面」とは、金商法のどの条文を意図した記載か確認したい。	本項は、法令上の規制の有無にかかわらず、一般に「投資信託約款に重大な変更等」がある場合、必要に応じて顧客に情報提供を行うものと考えており、各業者の適切な判断による必要な措置が講じられているかを確認する項目とご理解願いま

				す。
389	業務編 第二種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-3-3. (1)④	「契約締結前に交付する書面の内容をあらかじめ 当局へ届け出ているか」とあるが、所謂プライベート・ プレイスメント・メモランダムは予め当局へ届 け出る書面に含まれるのか	証券監視委は法令の解釈権限を有していないこ とをご理解願います。
390	業務編 第二種金 融商品取 引業者	Ⅱ-2-3-3. (4)①ハ	「取引内容を記載した書面」とは、不動産信託受 益権の売買及び媒介の場面等では、契約締結前交付 書面及び契約締結時交付書面を指すという理解でよ いか確認したい。また当該書面に関し「送付」では なく「交付」で足りるものか明示してほしい。	そのようなご理解で結構です。ご指摘を踏まえ 「送付」を「交付」に修正します。
391	業務編 投資助 言・代理 業	Ⅱ-2-4-1. (1)②	「顧客との間での金融商品取引行為及び金銭・有 価証券の預託の受け入れを行わない旨を記載してい るか」との記載があるが、契約締結前交付書面およ び契約締結時交付書面に記載するという理解でよい か確認したい。	そのようなご理解で結構です。
392	業務編 投資助 言・代理 業	Ⅱ-2-4-1. (1)④	④保険のクーリングオフについては、現行、契約 者と保険会社の相対でなされており、代理店である 当社では契約解除に関する書面は保存していない。 代理店においても書面を保存する必要性があるかに ついてコメント願いたい。	代理店においても、一般的には、商業帳簿の証 拠書類として保存されるものと思われます。ただ し、証券監視委が判断すべき立場にないことをご 理解願います。
393	業務編 投資助 言・代理	Ⅱ-2-4-1. (2)⑨	「契約の履行状況」とはいかなる意味か。	助言契約に基づく助言の内容を想定しておりま す。なお「契約の履行状況に関し」を「契約の履 行において」に修正します。

	業			
394	業務編 投資助 言・代理 業	Ⅱ-2-4-2. (2)②	「特定の有価証券等」との記載がある。本項目は、不動産証券化において、みなし有価証券である不動産信託受益権の場合は、その原資産は不動産(特定物)であり株式のように同一銘柄が複数あるものではない。従って、本項目記載のような場面を想定できないので、みなし有価証券については本項目の対象外と考えると理解してよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。
395	業務編 投資助 言・代理 業	Ⅱ-2-4-2. (2)⑤	従前の検査マニュアルでは「助言の根拠となる資料」については「適切に保管していることが望ましい」との表現であったが、今回表現が変更されたことにつき特段の趣旨があるようであれば、示してほしい。	表現の平仄を合わせたもののご理解願います。
396	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)	ここにいう「運用計画書」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。一般に、運用に当たっては、基本的な運用方針に基づき、一定の計画のもと運用が行われるものと理解しており、「運用計画書」にこだわるものではありません。したがって、ご指摘を踏まえ、①の「運用計画書(又は資産管理計画書)」は、「運用計画等」に、「運用計画書に基づいて」を「運用計画に基づいて」に、②及び③の「運用計画書」を「運用計画」に、

				それぞれ修正します。
397	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)	「運用計画書」は、社団法人投資信託協会の規則において、投資信託財産（または投資法人財産）について作成することが規定されている。他方、他の投資運用業者については、運用計画書の作成自体は義務付けられていないことから、必ずしも「運用計画書」そのものを作成することを求めているものではないと理解してよいか。	「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。一般に、運用に当たっては、基本的な運用方針に基づき、一定の計画のもと運用が行われるものと理解しており、「運用計画書」にこだわるものではありません。したがって、ご指摘を踏まえ、①の「運用計画書（又は資産管理計画書）」は、「運用計画等」に、「運用計画書に基づいて」を「運用計画に基づいて」に、②及び③の「運用計画書」を「運用計画」に、それぞれ修正します。
398	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)①	運用計画書（又は資産管理計画書）の記載事項について具体的に示して欲しい。	「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。一般に、運用に当たっては、基本的な運用方針に基づき、一定の計画のもと運用が行われるものと理解しており、「運用計画書」にこだわるものではありません。したがって、ご指摘を踏まえ、①の「運用計画書（又は資産管理計画書）」は、「運用計画等」に、「運用計画書に基づいて」を「運用計画に基づいて」に、②及び③の「運用計画書」を「運用計画」に、それぞれ修正します。

399	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)	<p>「ファンドマネージャーが運用計画書を作成し、運用計画書に基づき指図を行なう方法等により運用を行なっているか」、とある。ベンチャーキャピタルの投資は長期的、かつ決定は合議制（特定の個人が決定するわけではない）の場合が多く、「ファンドマネージャーが作成した運用計画書に基づき運用する」ことは実務上馴染まないと考える。こちらの規定はベンチャーキャピタルにはそのまま適用されるものではないと理解するが、相違ないか。</p>	<p>「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。運用計画に基づく投資を一般的としない運用業務については、それぞれ、運用のよりどころとなる手続きや契約等に基づき、適切に運用されているかを確認する項目とご理解願います。</p>
400	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)①～③	<p>「運用計画書」という言葉に捉われないよう、投資信託協会規則においては、「事後チェック体制の整備を行なうことによる指図」を追加しているため、その主旨が読めるようにしてほしい。ファンドマネージャーは、運用財産を運用するに当たり、①～③に定める運用計画書に代わって、事後チェック体制の整備を行うことにより指図を行う方法により、運用の指図を行っているか。」という検証項目の追加等により対応願いたい。</p>	<p>「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。一般に、運用に当たっては、基本的な運用方針に基づき、一定の計画のもと運用が行われるものと理解しており、「運用計画書」にこだわるものではありません。したがって、ご指摘を踏まえ、①の「運用計画書（又は資産管理計画書）」は、「運用計画等」に、「運用計画書に基づいて」を「運用計画に基づいて」に、②及び③の「運用計画書」を「運用計画」に、それぞれ修正します。なお、投資信託協会の規則に規定された「事後チェック体制の整備を行うことによる指図」は、①の「方法等」に含まれるものとご理解願います。</p>

401	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)①～③	①②③の項目は、投資信託委託業者に適用されるものであることから、「投資信託財産運用計画書」と明記して頂きたい。運用計画書は、社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第6条に定められたものである。投資一任業務においては、運用指図は顧客と運用手法等を個別に協議し定める個別相対契約に基づいて行われるものであり、当該契約（細則等を含む）に反する運用は認められず、附合契約に基づいて行われる投資信託業務とは基本的に異なるものと考えられる。	「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。運用計画に基づく投資を一般的としない運用業務については、それぞれ、運用のよりどころとなる手続きや契約等に基づき、適切に運用されているかを確認する項目とご理解願います。
402	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (1)①～④	運用財産を運用するに当たり運用計画書を作成するとあるが、投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」が昨年改定され、運用計画書に基づいて指図を行う方法以外に事後チェック体制の整備を行うことにより指図を行う方法が新たに設けられている。後者の方法は認められないということか確認したい。	「運用計画書」は、投資信託協会の規則に記載されたものを想定するものですが、あくまで事例として記載したものです。一般に、運用に当たっては、基本的な運用方針に基づき、一定の計画のもと運用が行われるものと理解しており、「運用計画書」にこだわるものではありません。したがって、ご指摘を踏まえ、①の「運用計画書（又は資産管理計画書）」は、「運用計画等」に、「運用計画書に基づいて」を「運用計画に基づいて」に、②及び③の「運用計画書」を「運用計画」に、それぞれ修正します。また、Ⅱ—1—5 7. ④の「投資法人規約、運用計画書及び資産管理契約書等」を「投資法人規約及び運用計画等」に修正

				<p>します。なお、投資信託協会の規則に規定された「事後チェック体制の整備を行うことによる指図」は、①の「方法等」に含まれるものをご理解願います。</p>
403	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (2)	<p>P126(2)の記載事項について、投資家との合意等を前提として費用対効果を考慮した効率的な運用を行う不動産私募ファンドを扱う資産運用等においては、「運用財産の評価」、「ベンチマークとの比較」及び「運用パフォーマンス基準に準拠」等を行うことにつき、必ずしも一般的とはいえず関係法令上も求められていない。そこで、当該記載事項については、不動産私募ファンドを扱う資産運用においては必ずしも適用されないことを確認したい。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの運用評価等を求めるものではありません。ただし、不動産私募ファンドについても必要に応じて運用評価が行われるものと理解しており、各業者において法令等に基づき適切な評価を行う必要があるものと考えております。</p>
404	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (2)①	<p>「運用財産の評価」の評価項目の具体的な内容に関して示してほしい。また、不動産信託受益権については、「運用財産の評価」作業が適正に行われていることが「運用部門から独立した部門」によって確認されていれば、「運用財産の評価」を運用部門が行うことを認めてほしい。この点、上場株式など常設市場での価格のある有価証券では、運用パフォーマンスの評価は時価を把握すれば行えるので、情報さえ与えればバック部門でも行うことができる。しかし、不動産信託受益権は日々時価が示されるわ</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの管理態勢等の構築を求めるものではありません。ご指摘のとおり、各業者の運用財産の性格等により、必要となる運用評価の頻度や方法等が異なるため、それぞれに合った適切な運用評価態勢を整備する必要があるものと考えております。</p>

			<p>けではない。不動産の評価は、キャッシュ・フローの実績や実際に対象不動産を検分した際に認知した事項等に基づくことからフロント部門で行うケースが多い。従って、バック部門は、評価そのものを行うわけではなく、フロント部門の評価プロセスをチェックするという理解でよいか確認したい。なお、本件に関しては、会計上時価評価となる株式等と異なり、不動産は原則として簿価主義であって、評価損益の計上は原則として行われたいこと、すなわち、不動産の評価は運用状況の目安であることを考慮してほしい。</p>	
405	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (2)④	<p>(2)④における運用評価について、必ずしも、全てのファンドにおいてパフォーマンス基準を準拠しなければならないというわけではないので、「パフォーマンス基準を採用している場合には、規定に則ったパフォーマンスの測定及び提示となっているか」とすべきではないか。</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、記載したとおりの運用評価等を求めるものではありません。各業者により、それぞれの運用財産の性格等に見合った適切な運用評価が行われる必要があるものと考えております。</p>
406	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (2)④⑤ II-2-5-1. (3)②ニ	<p>不動産投資信託や不動産私募ファンドにおいては、「運用パフォーマンス」という言葉はあまり馴染まない面がある。本項目が証券投資信託を念頭に置いたもので、不動産投資信託や不動産私募ファンドへの適用を想定していない場合は、その旨を確認</p>	<p>本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方(P7)に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活</p>

		II-2-5-1. (3)⑤ハ	したい。仮に、適用があるとすれば、「評価基準」や「運用パフォーマンス基準」は、不動産信託受益権を扱う場合、投資運用業者自らが策定した基準と理解してよいか確認したい。	用する」旨を記載しております。読み替え等を行っても、なお当てはまらない項目については確認の対象外と考えております。
407	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (2)④⑤ II-2-5-1. (3)②ニ II-2-5-1. (3)⑤ハ	「運用パフォーマンス」が「運用結果」を示すもので、本項目について不動産投資信託や不動産私募ファンドへの適用がある場合は、表現を「運用結果」等と改めてほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方(P7)に「検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を記載しております。ご指摘のとおり、「運用パフォーマンス」は、「運用結果」等に読み替えるもののご理解願います。
408	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (2)⑥	「運用スタイルの変更」に該当する事項とは何か？	本項の「運用スタイル」とは、運用の方針や具体的投資手法などを想定しております。
409	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (3)①イの d.	①イdにおいて、「デリバティブに係る評価損は、当該運用財産の純資産額を超えていないか」とあるが、金融商品取引業等に関する内閣府令第137条第1項第8号においては必ずしも「デリバティブの評価損」とは規定されていないため、用語を内閣府令と合わせてほしい。	ご指摘を踏まえ、「法令に基づき、合理的な方法により算出した危険に対応する額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引を行い又は継続していないか。」に修正します。
410	業務編 投資運用	II-2-5-1. (3)①イの	「買建て又は売建て」とあるが、主に先物取引に使用される用語であるため、より対照を広く捉える	ご指摘を踏まえ、「等」を記載します。

	業者	e.	用語に変更するか、「等」を付加する等の対応を検討してほしい。	
411	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (3)①ロの b.	株価形成等のチェックのための情報収集項目として「自社内出来高上位銘柄」が掲げられているが、自社内での出来高そのものが価格形成に影響することはないものと考えられる。株価形成への関与という点では、自社の売買等がマーケットに関与することに注意を払うことが重要であることから、同項cにおいて「自社関与の高い銘柄」についての情報収集が求められている。従って、価格形成等のチェックのための情報収集項目から「自社内出来高上位銘柄」を削除してほしい。	本項は、「株価形成等」のチェック項目としており、インサイダー情報や法人関係情報など、一定の情報等に基づく取引等のチェックを行う必要があるものと思われ、自社内出来高上位銘柄に係る情報も収集する必要があるものと考えております。
412	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (3)①ハの i.	「系列又は友好関係にある金融商品取引業者等」とあるが、その定義を明確に示してほしい。	ご指摘を踏まえ、「親法人等又は子法人等に該当する金融商品取引業者等」に修正しますが、あくまで例示であることをご理解願います。
413	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (3)②イ II-2-5-1. (5)③ロ	「利益相反のおそれがある場合の取引」が行われたときに受益者に交付される「当該取引に係る事項を記載した書面」は、同(5)③ロに記載されている「親法人等又は子法人等との間で取引を行った場合」に交付する「書面」と同一のものであると解釈してよいか確認したい。	(3)②イは、運用財産間の利益相反を想定しているのに対し、(5)③ロは親法人等又は子法人等との間の利益相反を想定しており、交付すべき書面の内容も同一のものとは言えないと考えております。
414	業務編 投資運用	II-2-5-1. (3)②ロの	「売買決定機関、」という言葉削除してほしい。 「a. 運用部門及び発注部門を分離しているか。」と	ご指摘を踏まえ、「売買決定機関、」を削除します。

	業者	a.	してほしい。	
415	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)②口の a.	「売買決定機関」とは、具体的にどのような機関を想定しているのか確認したい。投資一任業務においては、「運用部門及び発注部門を分離している」ことで対応可能であると考え。	ご指摘を踏まえ、「売買決定機関、」を削除します。
416	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)②口の b.	「発注部門が一括注文とすることに問題があると判断した場合には、その理由等を記録し保存しているか。」という箇所の指している意味を確認したい。 場合によっては、削除願いたい。 b.について、「市場の急変」以外に想定していないのであれば、削除願いたい。仮に、表現を残すのであれば、発注部門の段階で問題があるとする場合の具体的な例示を示してほしい。	ご指摘を踏まえ、削除します。
417	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)②ニ	②ニに関し、「運用パフォーマンスの改善」というのは、「特定ファンドの運用パフォーマンスの改善」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「特定ファンドの」を追加します。
418	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)④イ	ベンチャーキャピタルでは、役職員を投資先へ取締役等として派遣することが一般的であります。その場合、当該取締役等の他社との兼職が運用財産の運用に影響を及ぼさないものとなっているとあるのは、派遣の目的が、「投資先の育成」以外になければ、運用財産の運用に影響を及ぼさないものと考えてよいか。	本項は、あくまで利益相反を想定した項目であり、ご質問のようなケースを想定するものではありません。

419	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)⑤へ	資産の組入れとは、未公開株式に投資してファンドに組み入れる場合であるとすれば、資産の組入れに当たっての「適正な価格調査」とは、どのような価格調査をすれば適正とされるのか。	ベンチャーキャピタルの場合、適正な価格というものが必ずしも一定の計算等により算出されるものでないことは理解しており、具体的にどのような価格調査が必要であるかを示すことは困難であります。ただし、出資に際しては、資産価値や成長性などの考慮すべき要素等から、何らかの形で適正価格を算出しているものと考えられ、証券監視委の検査では、その合理性等を確認するものとしてご理解願います。
420	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)⑤ト	⑤トに関し、私募投信を組入れるに当たり、投資運用業者に求められる、チェックポイントは私募投信の価格の適切性だけでよいという理解で問題ないか。	ご質問の趣旨を必ずしも理解しているものではありませんが、本項では、価格の適切性を確認するというものです。ただし、本検査マニュアルに記載した確認項目のうち、本項のみが私募投信に該当するものではないとともに、前書き（P8）に記載しましたとおり、「検査マニュアルに記載のない事項についても、検査対象先の態勢又は業務の状況の実態を把握するために必要な事項については、適宜、検証するものとする。」としております。
421	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (3)⑥イ	運用に係る再委託を行なっている場合、その再委託先が議決権行使について指図を行なった場合の記録の保存について明確にしてほしい。運用に係る再委託を行なっている場合、（さらにその一部分を再々	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、投資運用業者として一般に保存すべきと考えられる議決権行使に関

			委託した場合) 当該再委託先が直接、議決権の行使をISSのようなエージェント経由で行なっている形式である時にもその記録の保存を委託会社で行なう必要があるのかを明確にしてほしい。	する記録が保存されているかを確認するものであることをご理解願います。
422	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (4)②	投資一任契約に基づき運用の委託を行う業者に過去の運用実績を適切に説明することを委託業者に求めているものと理解する。しかしながら、ファンドの設定当初から運用を委託する場合は過去の運用実績がないため、委託業者が運用の委託先に対し行う過去の運用実績の説明は、運用の委託先を変更する場合及び委託業者自らが運用していたものを設定後に委託する場合に限定して考えてよいか。	ご指摘を踏まえ、運用の委託先に対する説明は削除します。
423	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (4)②	「投資信託受益証券等の販売及び投資一任契約に基づき運用の委託を行う業者等に対し過去の運用実績を適切に説明しているか。」とあるが、本項目において、運用実績を適切に説明する主体は、投資信託委託業者でありその説明を受けるのは、投資信託受益証券販売業者および投資一任業者という理解でよいか確認したい。	基本的には、そのようなご理解で結構です。ただし、「投資信託受益証券等」としているとおりの運用財産の性格等により、投資信託委託業者以外のいわゆるファンド等においても、過去の運用実績の説明が必要となるケースもあろうかと思われまます。なお、運用の委託先に対する説明は削除します。
424	業務編 投資運用 業者	II-2-5-1. (4)②	(4)②に関し、将来の運用を委託する再委託先に対して過去の運用成績の説明がない場合でも、運用に支障をきたす恐れは極めて低いので、運用の再委託先への説明を削除してほしい。	ご指摘を踏まえ、削除します。

425	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (4)②	(4)②に関し、販売会社や運用の再委託先への過去の運用成績の説明が必要である理由を教えてください。特に運用再委託先については、その趣旨が明確になるようにしていただきたい。	ご指摘を踏まえ、削除します。
426	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (4)⑤	旧法信託の場合は手続きが異なる点を明確にするとともに、⑤についても、「法令等により適用が除外されるものとして定められた場合を除き、」という記載を明記してほしい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、金商法上、有効と考えられる確認項目を例示したものであり、旧法で取り扱いが異なる場合等においては、適宜、読み替え等により確認することとなります。なお、ご指摘を踏まえ、「法令等により適用が除外されるものとして定められた場合を除き、」を追加することとします。
427	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (4)⑤⑥	(4)⑥に平仄を合わせ、(4)⑤においても、「法令等により適用が除外されるものとして定められた場合を除き」という文言を加えてほしい。	ご指摘を踏まえ、追加します。
428	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (5) Ⅱ-2-5-1. (3)①ヌ	当該不動産投資信託等の規定は、金融商品取引法2条8項12号イに規定する登録投資法人に対する資産運用に係る委託業務についてのみ記載されているものであり、その他のいわゆる不動産私募ファンド等に係る投資運用業には、該当しないことを確認したい。該当するのであれば、投資運用業の実態や種別にあわせ、該当項目を具体的に挙げていただくか、記載事項を分類・整理してほしい。	ご指摘のⅡ-2-5 1.(5)①は、確かに投資法人との間の利益相反を想定しております。ただし、その内容(Ⅱ-2-5 1.(5)①ロ. a~jの確認項目)は、ファンド資産の毀損等の事例であり、投資法人との間の利益相反に該当しないとしても、忠実義務の観点から確認すべきと考えております。なお、本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、基本的考え方(P7)に「検査

				官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用する」旨を記載しております。
429	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (5)①イ② ハ Ⅱ-2-5-1. (3)①ヌ	以下の事項については投信法上は規定されているが、私募ファンドには法令上求められていないので、金融商品取引法2条8項12号イに規定する登録投資法人に対する資産運用業のみに関する事項と考えるが如何か。 (ア) p. 130、Ⅱ-2-5 1(5)①イ（「取引に係る帳簿書類等」の整備） (イ) p. 132、Ⅱ-2-5 1(5)②ハ（第三者による特定資産等の価格等の調査） なお、p. 128 Ⅱ-2-5 1(3)①ヌ（第三者による特定資産等の価格等の調査）についても同様。 (ウ) p. 132、Ⅱ-2-5 1(5)②ニ（3月に1回以上自己の計算で行った不動産等の売買等を明らかにする書面の交付）	ご指摘のとおり、（ウ）は、法令等の規制の遵守状況を確認するものであり、当てはまらないものと考えております。ただし、（ア）は、（金商法上の業務に関する帳簿書類以外に）取引に係る帳簿書類は適切に作成される必要があるものと考えております。また、（イ）は、資産取得時又は処分時に価格調査等を行う必要があるものと思われれます。本検査マニュアルに直ちに当てはまらないとしても、必要と判断される確認は行うこととなります。
430	業務編 投資運用 業者	Ⅱ -2-5-1. (5) ①ロのj.	P131、Ⅱ-2-5 1(5)①ロjについて、「マンションの分譲事業において、売れ残りを投資法人資産に組み入れることにより、投資法人の利益を害する行為を行っていないか」との記載があるが、「売れ残り」であっても経済合理性がある価格で市場価格に照らして不当でない取引であることを確認すれば	そのようなご理解で結構です。

			よいという理解でよいか確認したい。	
431	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (5)	P131、Ⅱ-2-5 1(5)①ロ[テナントに関する利益相反]aについて「株主」は、投資運用業者の株主を指すのか確認したい。	そのようなご理解で結構です。
432	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (5)	P132、Ⅱ-2-5 1(5)①ロ[テナントに関する利益相反]bについては、複数の投資法人が同一の資産運用会社に運用を委託している場合、当該投資法人間との取引との理解でよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。
433	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (5)	P132、Ⅱ-2-5 1(5)②ハ「政令で定める第三者に当該特定資産の価格等を調査させているか」の記載があるが、「政令で定める」の具体的条項について示してほしい。	投信法政令第124条に定められております。しかしながら、表現の平仄を合わせるため、「政令で定める第三者」を「弁護士、公認会計士又は不動産鑑定士など、法令で定める第三者」に修正します。
434	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-1. (5)①ロ	当該記述の「運用状況を管理する者は」を「代表取締役、取締役及び運用状況を管理する者は」に変更してほしい。運用状況を管理する者といえども、利益相反の相手である運用会社の親会社から出向している運用会社の代表取締役又は取締役などの人事権を有する者の意向に反して投資法人の利益保護を適切に図ることは困難である。会社法に基づく責務も踏まえて、投資法人の利益保護を図ることの責任者として運用会社代表取締役、取締役を当該項目に明確に記載して、検査対象とする必要があるものと	ご指摘を踏まえ、「運用状況を管理する者は」を「代表取締役、取締役及び運用状況を管理する者は」に修正します。

			考える。	
435	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-2. (1)	各項目に記載される「権利者」とは、投資運用業のうち、金商法第2条第8項第12号、14号、15号のどれを指すのか明確にして欲しい。	運用業者全てが対象と考えております。ただし、業務内容等に応じ、確認を要さない項目もあり得ることをご理解願います。
436	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-2. (1)⑩	「自己及び親法人等又は子法人等が所有する有価証券等の売買に際して、権利者との間で利益相反行為を行っていないか。」とあるが、親法人等又は子法人等の所有する有価証券等について情報を入手することは一般的に困難であることを考慮すれば、結果として親法人等又は子法人等が所有する有価証券等と同一の銘柄を売買するようなケースについては、本項目の対象外という理解でよいか確認したい。	本検査マニュアルに記載した確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と考えられる確認項目を例示したものであり、ご指摘のように、結果として親法人等又は子法人等が所有する有価証券等と同一の銘柄を売買するようなケースが認められたとしても、これのみをもって問題となるものとは考えておりません。
437	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-2. (1)⑪	後段の「また、運用報告書は法令に基づき、遅滞なく当局に届けているか。」については、金商法第42条の7第3項及び改正投信法第14条第3項に基づくものであり、その対象はファンド運用業者及び投資信託委託業者であるという理解でよいか確認したい。	そのようなご理解で結構です。
438	業務編 投資運用 業者	Ⅱ-2-5-2. (3)①	「標識は、営業所又は事務所ごとに、店外で公衆の見やすい場所に提示する」とあるが、Ⅱ-2-1業務編・共通項目 2. 内部管理 (1) 基本的事項の検証⑨ (P89) 同様、標識は「公衆の見やすい場所に掲示する」とし、金商法第36条の2第1項	ご指摘を踏まえ、「店外で」を削除します。

			<p>の趣旨に沿ったものであれば店内での掲示についても可能としてほしい。なお、本件については、金融庁ガイドライン2-1-1(1)に「標識を掲示する場所は、店外で公衆の見やすい場所であること。」とされていることに対して、投資助言業者から店外での掲示は盗難の恐れがあるなどセキュリティ面の問題があるとの指摘がなされたことを受け、当協会から金融庁に対して「店内掲示」が可能となるよう要望していたところ、先般公表された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(案)」において、店外要件については削除された経緯があり、検査マニュアルにおいても同様の取扱いとするよう要望するものである。</p>	
439	業務編 投資運用 業者	II-2-5-2. (3)①	<p>(3)①に関し、標識については、オフィスビルを賃貸している場合、「店外」である廊下は、共用部分であると規定されており、共用部分に「標識」を出すことが、賃貸契約により認められない場合が多々ある。その場合には、店外に標識を出すことが不可能となってしまうことを考慮し、「店外」を削除すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「店外で」を削除します。</p>
440	業務編 投資運用 業者	II-2-5-2. (3)①	<p>標識は、「店外」に掲示することは例えば、ビルの共用部への看板掲出の禁止など、ビルの賃貸借契約等において禁止されている場合があるため、物理</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「店外で」を削除します。</p>

			的に不可能であることがある。店内であっても「公衆の見やすい場所に提示」していればよいこととされたい。	
441	業務編 投資運用 業者	II-2-5-2. (3)②	(3)②における営業報告書は事業報告書ではないか。	ご指摘を踏まえ、「営業報告書」を「事業報告書」に修正します。
442	その他		昨今の証券取引所におけるシステム障害に関して、複数の業務改善命令が発出されているが、証券取引所も金融検査の対象となっている。しかし、今回の改訂案では、検査対象の区分が細分化されているにも関わらず、証券取引所に対する検査マニュアルが不明確、又は、漏れている。証券取引所が引き起こすシステム障害の影響は、日本国内に留まらず、世界中の市場への影響が、懸念されるところであり、証券取引所に対する検査マニュアルについて、明確にしてほしい。	本検査マニュアルは、現行の「証券検査マニュアル」及び「投信・投資顧問検査マニュアル」を改訂したものであり、取引所等の市場インフラや自主規制機関等を対象とするものではないことをご理解願います。なお、証券取引所は、ご指摘のとおり非常に重要な役割を担うものであり、今後、必要と判断した場合には、新たに検査マニュアルの策定を検討することとなります。

(注) 番号の網かけは、コメントを踏まえて修正を行うもの。コメント箇所以外でも同様の記載がある部分については併せて修正。